

平成 2 7 年 第 4 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 7 年 1 2 月 7 日 開会
平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 7 日

平成27年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成27年12月 7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について
- 日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約について
- 日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更について
- 日程第17 議案第105号 町道路線の認定について
- 日程第18 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明			

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	副町	長	望月幹也								
教	育	長	鈴木高吉	総務課	長	樋川信							
会	計	管	理	者	竹ノ内強	政	策	室	長	佐野文昭			
財	政	課	長	笠井祥一	税	務	課	長	村野浩人				
町	民	課	長	望月由香里	福	祉	保	健	課	長	穂坂桂吾		
観	光	課	長	柿島利巳	子	育	て	支	援	課	長	佐野昌三	
産	業	課	長	遠藤基	建	設	課	長	水上武正				
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	水	道	課	長	望月真人		
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	下	部	支	所	長	遠藤庄一
身	延	支	所	長	藤田政士	学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	
生	涯	学	習	課	長	高野博邦							

6．職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。
平成27年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心からお礼申し上げます。
本定例会は議会構成が変わり最初の会議となります。町民の皆さまの声を反映できるよう付託された課題を慎重に審議し、議員が一丸となり地域ならびに町の発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。
議員各位には円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、
1番 赤池 朗君
2番 田中一泰君
3番 広島法明君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は本日から12月11日までの5日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月11日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会には条例案、補正予算案等、計15案件が提出されます。これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりでございます。
なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表のとおりです。請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成27年身延町議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員の出席をいただき誠にありがたく御礼を申し上げます。

平成25年12月の第4回定例会時から町議会議長として身延町の進展に向け、議会の先頭に立ってご尽力をいただきました河井議長さまの勇退に伴い、去る11月26日の臨時議会で野島議長、深澤副議長が新たに選任をされ、さらには議会構成も決定をされました。

河井前議長の素晴らしい議会運営と町民のために最大級のご尽力をいただきましたことに對し、町民を代表して感謝とお礼を申し上げます。

議員の皆さまには、野島新議長を中心に町民福祉のためにさらなるご活躍をご期待を申し上げるところでございます。

さて山梨県は10月31日、平成26年度の市町村普通会計決算の概要を公表いたしました。この中に財政の弾力性を示す通常収支比率があります。本町の通常収支比率は74.4%となり、前年度の72.3%と比較しますと2.1%上昇しましたが、県内の経常収支比率の平均も前年度より2.1%上昇し、85.9%となり、本町は県平均を大きく下回っております。

しかしながら一般財源の確保はますます厳しくなる状況であることから、町民サービスの低下を招かない中で引き続き行政改革に取り組み、職員一人ひとりが創意と工夫を重ね経常的経費の削減に努力するよう徹底したところでもございます。

次に平成28年度予算編成についてであります。

去る11月17日、平成28年度予算の編成会議を開催いたしました。この中で予算編成担当職員等に対し平成27年度から地方交付税、合併算定替えの縮減が始まったことを考慮に入れ歳入歳出の両面から事務事業の徹底した見直しを行うことはもとより施策の優先度を厳しく精査するとともに限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成すること。また策定を進めている身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業について積極的に予算計上することなどを指示したところでもございます。

次に総合戦略策定業務の状況についてでございます。

10月20日に第3回策定委員会が開催をされ、目標人口の検討および総合戦略の基本目標を5項目と定め、その具体的な施策の基本策を提示させていただき策定委員会において内容の検討を行っていただいているところであります。

基本目標につきましては、山梨県が策定した基本目標と歩調を合わせ5項目としました。各項目を述べますと1.地域に根差した雇用の創出、2.町を元気にできる人材の育成、3.人の流れをつくり移住・定住の促進、4.結婚・出産・子育ての環境の充実、5.特色ある持続可能な地域社会の形成であります。また同様の資料を議員の皆さんにも配布させていただき、まちづくり検討特別委員会からご意見を賜っております。

なお、各課から提案された総合戦略アクションプランをもとに策定委員や議会からの貴重な

意見を総合戦略に反映していくよう施策内容について十分検討をされてまいりました。今後につきましては今月中旬に策定委員会を開催し、人口ビジョン策定に伴う本町の目標人口および総合戦略を決定していただき、今年度中にパブリックコメントを実施するとともに議会、まちづくり検討特別委員会の皆さんへ説明をさせていただく予定でございます。また策定後、町民の皆さんへは総合戦略概要版を配布し周知してまいります。

次に障害児医療の窓口無料化についてであります。

このことについては、平成26年11月から山梨県重度心身障害児医療費助成制度が変更となったことに伴い、障害を持つ子どもの医療費も一時払いとなっております。しかしながら子育て支援医療費助成事業により本町では18歳までの健常児は窓口無料となっており、障害児と健常児との間でサービスの格差が生じております。これを解消するために18歳までの障害児の医療費につき来年度から窓口無料に戻すこととし、今回そのための改正条例を提出させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に身延町教育大綱についてでございます。

11月6日に第2回身延町総合教育会議を開催し身延町教育大綱を定めました。この大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に基づき本町の教育・学術および文化振興に関する総合的な施策について、身延町総合教育会議において教育委員会と一緒に協議・調整を行った結果、本年9月に教育委員会において策定された身延町教育振興プランの目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられるとし、教育振興プランを身延町教育大綱に変えることに決定をいたしました。計画期間は教育振興プランに合わせ、平成30年度までの4年間で基本理念、基本目標、基本方針、基本方針への取り組みについては教育振興プランの内容をそのまま踏襲してございます。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた池上要靖教育委員の後任として若狭千春氏が就任いたしました。若狭氏につきましては、本年第3回定例会において議会のご同意をいただき11月17日に任命をいたしました。任期は平成27年11月19日から4年間となります。

これに伴い教育委員会の構成は教育長職務代理 望月忠男、委員 片田駿三、委員 今村文子、委員 若狭千春、教育長 鈴木高吉であります。

池上要靖さまには長年教育行政に対し最大限のご尽力をいただきましたことに町民を代表して感謝とお礼を申し上げます。

次に学童保育室の環境の改善についてであります。

このことについては、ご承知のとおり本町学童教育事業は町内5カ所で実施していますが、そのうち西嶋学童保育室は平成20年度の開設以来、利用児童が増加しております。今年度の利用登録児童数は47名で、1日平均24名の児童が利用している中で身延町和紙会館の施設が手狭となりましたことから、先月24日から旧西嶋保育所に移転いたしました。また身延町福祉センター学童保育室は身延小学校と大河内小学校の児童を対象としておりますが、条例で定める児童1人に当たり占有面積の基準を下回る状況のため、利用児童を学区で区分し大河内小学校児童用の学童保育室を丸滝地内に新設し児童1人当たりの占有面積を確保いたします。

なお、この丸滝地区の移転作業につきましては今月中に完了するよう、現在進めているところであります。

学童保育事業は日中に子どもを預かることで、いわゆる共働きやひとり親の家庭等の保護者

が安心して働くことができる事業であり、その必要性はますます高くなっております。町では今後もこうした環境の改善などを行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

次に身延中学校出前事業についてであります。

11月13日、金曜日、身延中学校3年生を対象に明るい選挙出前事業を実施いたしました。選挙権年齢を満18歳以上に引き下げをはじめとする選挙制度の仕組みや選挙権の歴史などを学習し模擬選挙では生徒代表3名による候補者の演説会をはじめ実際の投票所のように配置した環境の中で投票、開票、当選者発表等、一連の流れを学び生徒にとっては選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深めるよい機会となりました。

次に第68回山梨県体育祭についてであります。

8月16日のソフトボール青年男子を皮切りに、9月20日の剣道まで行われた県体育まつりには本町体育協会から合併後初出場となった冬季スキー競技、綱引きを含め23競技に216名の選手が出場いたしました。それぞれの競技団体の日ごろの成果を発揮し、総合5位の成績を収めていただきました。

今後も体育協会専門部の競技力向上を支援すべく生涯スポーツの推進を図ってまいります。

次に第6回身延町総合文化祭についてであります。

第6回総合文化祭は10月18日に芸能発表会を行い27団体、247名が日ごろの成果を発表し盛況に開催することができました。また11月21日から29日にかけての文化文芸作品展展示会には第15回やまなし県民文化祭・美術展において入賞された作品を含め、文化協会を中心に町内保育所、小中学校、事業所の協力を得る中で47団体、1,047点の力のこもった作品を出展していただき展示会を開催することができました。引き続き心豊かな文化のまちづくりを推進してまいります。

次に文化芸術事業の実施についてであります。

秋季における文化芸術事業として総合文化会館において、9月11日に三遊亭圓楽ほかによる落語二人会。10月3日には中村雅俊弾き語りコンサート。現代工芸美術館においては10月2日から11月15日にかけて現代中国美術展「百花繚乱」。また秋の芸術鑑賞会として10月12日に「ピカソ展と世界に誇る縄文の美鑑賞会」を行いました。文化財普及啓蒙事業として10月24日に「木喰上人のふるさと 秋の丸畑を歩く」。11月21日には「下山、城下町を歩く」を実証し、町内外から参加をいただき身延町の歴史文化に触れていただくことができました。

また図書館においては節目となる第20回ブックフェスタが11月22日から開催をされ、23日には本町出身の伊藤綾子先生を招いて講演会、ファッションショーが行われ参加した皆さんからたくさんの笑顔がこぼれておりました。

今後も町内および町外へ「文化芸術・歴史の町・みのぶ」の情報を発信してまいります。

次に公共下水道の加入状況についてでございます。

公共下水道の各戸への接続につきましては平成27年11月末現在、中富処理区加入戸数998戸で加入率は65.4%。身延処理区は加入戸数409戸で加入率50.4%。下部処理区は加入戸数57戸で加入率39.9%でございます。

今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところでもございます。

次に私が関係しました第3回定例会以降の主な行事について申し上げます。

9月15日には道の駅山梨県ブロック連絡会総会。

16日は群馬県みなかみ町視察研修。
18日は秋の交通安全運動出発式。甲府の北口広場。
25日の金曜日には飯富病院9月定例議会。
26日の土曜日はいいき山梨ねんりんピック2015。小瀬スポーツ公園。
28日の月曜日には交通安全祈願祭。交通事故物故者慰霊法要。身延町総合文化会館。
29日は各種委員連絡協議会。
30日は本栖湖西岸クリーン大作戦。
10月1日と2日には山梨県市町村総合事務組合議員視察研修。三重県の津市と伊勢市。
3日の日には後藤知事を支える会。市川三郷町合併10周年記念式典。
5日の月曜日には県町村会長会議。
6日の火曜日には峡南衛生組合正副管理者会議。
10日の土曜日には峡南義務教育振興会議。枝豆オーナー収穫祭、自然の里。それから身延山御会式、万燈行列。
14日から16日にかけては第38回全国土地改良青森大会。
18日の日曜日は第5回西嶋和紙まつり。身延町総合文化祭芸能発表会。
21日の水曜日には第2回峡南広域行政組合定例会。
22日の木曜日には峡南衛生組合定例会。身延町議会臨時会。
24日の土曜日には身延ロータリークラブ創立の50周年記念式典。
26日の月曜日には中部日本横断自動車道建設促進大会。東京。
27日には身延町下水道審議会。
29日、30日については青森県南部町町長が来町をいたしました。
30日の金曜日には山梨県市町村総合事務組合定例議会。
11月3日、火曜日、第4回みのふまつり。鴨川市長が来町をいたしました。
5日の木曜日には安心・安全の道づくりを求める全国大会。東京。
6日の金曜日には総合教育会議。
7日から9日には沖縄甲斐の塔の慰霊巡拝。
12日の木曜日には山梨県道の駅首長意見交換会。
13日の金曜日には全国過疎地域自立促進連盟理事会と総会。東京でございます。
14日の土曜日には県民の日記念行事式典。小瀬スポーツ公園。
15日の日曜日には身延町消防団操法披露大会。
16日の月曜日には簡易水道整備促進全国大会。東京。
18日の水曜日には全国町村長会議と県人会との意見交換会。東京でございます。
19日の山梨県愛育連合会創立50周年記念大会。
24日の火曜日には治水事業促進全国大会。東京。
25日には不法投棄撤去、エコサポート事業。町内。
それから26日の木曜日には全国治水砂防促進大会。東京。
26日、27日には山梨県町村長会議。神奈川県で行いました。
29日の日曜、第3回身延山七面山修行走。
30日の月曜日には山梨県市町村総合事務組合議会。
12月2日には交通安全街頭指導所を開設しました。

以上、主なものについて報告させていただきました。

なおこの間、各種団体の総会等への参加および地域の行事等への参加をしてまいりました。この中で修行走について少し報告をさせていただきます。

当日は全国各地から身延山コースに男子182名、女子50名の232名が、また七面山コースには男子341名、女子64名の405名の参加があり、両コース合わせますと637名と多くの皆さんに参加をしていただきました。

全体の完走率が晴天にも恵まれたこともあり、事故もなく89%の564名の皆さんが完走することができました。この修行走がますます盛会になり、身延町の活性化の基になることを期待しております。

この成功の裏には大会関係者や町民の皆さんはもとより身延山、さらには身延高校の生徒の皆さんにも大変なご協力をいただきました。感謝とお礼を申し上げますとともに報告をさせていただきます。

結びに今年も残り少なくなってまいりました。この時期は町の来年度の当初予算の編成のときであります。当初予算の編成時に毎年思うことは私どもの町財政は大変厳しい状況にあるということでもあります。

特に町の財政運営の命綱であります交付税の縮減が始まり、今年は昨年に比較して約6千万円の減額で28年度は約1億円が減額されることが確実であります。

こんな中ですので先ほども申し上げましたとおり平成28年度予算編成では、当然のことながら施策の優先度を厳しく精査をし、限られた財源の重点的・効率的配分を行い最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成するよう、さらには身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業については、積極的に予算計上をするよう指示したところであります。

本県出身の実業家、小林一三氏の「金がないから何もできないという人間は金があっても何もできない人間である」を例にあげ、少ない予算もアイデア次第であるということも提示をいたしたところでございます。

こんな財政状況でありますので、町民の皆さまには町がすべてを行ってくれることを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のために地域のために何ができるかを考えて実行をしていただきたいと思います。

「住んでよし 尋ねてもよし おらが身延(まち)」づくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さんや議員の皆さんのご協力をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について

以上の2議案は条例制定案でございますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名をいただきましたので提出案件のうち議案第92号、議案第93号について提案理由

のご説明を申し上げます。

まず議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

身延町個人番号の利用に関する条例の議案を提出する。

平成27年12月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため新たな条例を制定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定についてであります。

身延町旧市川家住宅条例の議案を提出する。

以下、提出日と提出者名は同じでありますので省略をし提案理由を申し上げます。

町民文化の向上および発展に寄与することを目的とし、旧市川家住宅の保存活用を図るため条例を制定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第92号、93号につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第92号および議案第93号の詳細説明を求めます。

はじめに議案第92号の詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

平成28年1月1日から行政事務での個人番号の利用が始まることに伴い、役場内における複数事務での個人番号の利用、庁内連携について規定を設ける必要があるため身延町個人番号の利用に関する条例を制定するものであります。

マイナンバー制度では現在、個人番号の利用等に関する法律第9条、別表第1に規定されている事務についてのみ個人番号を利用することになっております。また個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを使用して国や都道府県、市町村間での照会や提供については法第19条、別表第2に規定されている範囲で認められています。

この法律に規定されている特定個人情報の連携は、異なる団体間においての規定に留まっております。ついては今の状態では同じ町の中で異なる事務間での照会や提供は利用できず、情報を受け取る側の事務、渡す側の事務の両方が個人番号利用事務に該当する場合、その事務の間で交換される情報は特定個人情報となりますので、情報連携を従来と変わりなく行うためには条例での定めが必要になることから今議会に議案を提出するものであります。

議案の2ページの中ほど、3条でございますがこの3条で個人番号の利用範囲として第3項に法別表第2を引用した包括的な規定を設けております。また同条第2項と別表の規定により

不足部分を補完しております。

下段の附則におきまして施行日は平成28年1月1日から施行するというものでございます。
以上で議案第92号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第93号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

旧市川家住宅は平成5年に所有者より町に寄贈され、その後山梨県指定文化財となり、現在町において管理を行っております。

今般、旧市川家住宅を文化財として適切に管理保存し、その活用を図るため条例を定めることとしました。

6ページをご覧ください。

第1条は設置であり、その目的を定めるものです。

第2条において施設の名称および、その位置を示しております。

第3条は教育委員会が管理することを規定し、第4条は休館日、第5条で開館時間を定めております。

第6条および第7条では良好に保存するために影響を及ぼすものを制限、また禁止をしております。

7ページに移り第8条で入館料は無料と規定し、第9条において許可、10条でその取り消し等を定め、11条で建造物および展示品等を破損した場合の損害賠償の義務、第12条は委任規定を定めております。

以上で議案第93号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は条例改正案でありますので、一括して議題といたします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提出案件のうち議案第94号と議案第95号について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例等の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由

障害の有無により異なる扱いとなっている子どもの医療費助成方法に係り医療機関での窓口無料方式に統一するため身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要性が生じた。これがこの議案を提出する理由であります。

議案第94号および95号については以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をいたさせていただきますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第94号および議案第95号の詳細説明を求めます。

はじめに議案第94号の詳細説明を求めます。

村野税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

第1条の改正は地方税法総則に定める猶予制度において、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から平成26年度税制改正における国の見直しと同様、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるものであります。

またその際には地方分権を推進する観点から、地方税に関する地域の実情がさまざまであることなどを踏まえ、換価の猶予にかかる申請期限などの一定の事項については各地域の実情に応じて条例で定めることとされました。

第8条では徴収金の分割納付または分割納入の方法について、第9条では徴収猶予の申請手続きについて、第10条では職権による換価の猶予の手続きについて、第11条では申請による換価の猶予の手続きについて、第12条では担保を徴する必要がない場合についてそれぞれ定めております。

また第18条では地方税を法と改め第23条では「地方税施行令」を「令」と改めています。

続きまして13ページをお開きください。

第2条の改正についてであります。これは6月定例議会において報告第1号として認定をしていただきました平成27年度税制改正による身延町税条例の一部改正の一部を改正するものであります。

第1条中の第2条第3号および第4号の削除につきましては、町が作成する納税通知書や納付書等には納税者の住所および氏名、または名称を記載することになっており、法人にあっては法人番号を記載する改正が行われましたが今回の改正により削除となります。

第36条の2第8項および第63条の2第1項第1号、ならびに第89条第2項第2号中の改正につきましては、法人番号の次に法令文を書き加える改正が行われたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第95号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

重度心身障害者医療費助成制度は、昨年11月診療分から助成方法が自動還付方式に変更されました。このことにより子どもの医療費に関わる助成方法について障害の有無によって異なる状況、むしろ障害のある子どもとその保護者に負担がかかるそのような状況が生まれました。本議案はこれを解消し障害の有無にかかわらず、子どもの医療費についてはその助成方法を窓口無料方式に統一するためのものです。

子どもの医療費助成につきましては重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、子育て支援医療費助成制度、この3制度により対応しているところですが、ひとり親家庭および子育て支援の両制度につきましては、重度心身障害者医療費助成条例により医療費の助成を受けることができる者は対象としないこととされています。つまり3制度の中では重度心身障害者医療費助成制度が優先適用されるということです。

そこで16ページをご覧ください。

本議案の内容ですが改正の要点は現行の条例第3条に新たに1号を追加するというものです。

第3条は医療費助成金の支給対象者の条件を規定していますが、その条件を満たしたとしても同条中の各号の規定に該当する者は支給対象とならないとされています。

そこで現行の第4号を第5号とし、新たな第4号として出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者という1号を追加し、この新第4号に該当する者についてはこの条例に基づく支給対象から除外する旨の改正を行います。

この改正により重度の障害を有する子どもさんは満18歳に到達した年度の末日までは重度心身障害者医療費助成制度の対象とはなり得ず、ひとり親家庭もしくは子育て支援のいずれかの助成制度の対象となることができ、窓口無料方式による助成が可能となるというものです。

なお、本条例案の附則の規定により来年4月1日以降に受診した際の医療費助成から適用されることとなります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題といたします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第96号から議案第102号までについて提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

平成27年度身延町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,872万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,339万1千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次に議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

平成27年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,653万3千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

平成27年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,152万1千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

平成27年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,696万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,770万6千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次に議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成27年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,823万3千円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成27年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,610万2千円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

最後に議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成27年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,175万8千円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第96号から議案第102号については以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(野島俊博君)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長(野島俊博君)

では休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に議案第96号から議案第102号までの詳細説明を求めます。

議案第96号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

過疎対策事業債を1,450万円減額し、限度額を1億5,370万円といたしました。これは過疎対策事業債の起債予定額が削減されたため減額するものであります。

合併特例事業債に1,570万円増額し、限度額を1億6,380万円といたしました。これは過疎対策事業債が減額されたことにより、財源確保のため合併特例事業債を増額するものであります。

現年発生災害復旧事業債に130万円を増額し2,840万円といたしました。これは林道北清子線災害復旧工事に充当するため増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが12款1項1目民生費負担金に257万9千円増額いたしました。これは利用者負担金等の精査による増額であります。

14款1項1目民生費国庫負担金に689万2千円増額いたしました。これは子どものための教育・保育給付費負担金の増額であります。

2項5目消防費国庫補助金を1,055万2千円減額いたしました。これは耐震性防火水槽3基分の消防防災施設整備費補助金の交付決定がなかったため減額するものであります。

15款1項1目民生費県負担金に344万6千円増額いたしました。これは民間保育所等施設型給付費県負担金の増額であります。

2項4目農林水産業費県補助金に407万6千円増額いたしました。これは中山間地域等直接支払制度事業および中山間地域総合整備事業に対する補助金の増額であります。

9ページをご覧ください。

7目災害復旧事業費県補助金に145万2千円増額いたしました。これは林道北清子線災害復旧工事に対する補助金であります。

19款1項1目繰越金に4,740万3千円を増額いたしました。前年度からの繰越金であります。

21款1項3目消防債に120万円増額いたしました。これは消防防災施設費補助金の交付決定がなかったこと、また第2表 地方債補正でご説明しましたとおり過疎債が減額となったことにより不足する財源を確保するため合併特例事業債を増額したことによる増額であります。

9目災害復旧事業債に130万円増額いたしました。これは第2表 地方債補正でご説明しましたとおり林道北清子線災害復旧工事に充当するものであります。

次に歳出であります。10ページをお開きください。

今回の補正では人件費の精査により各科目で補正させていただいております。人件費の内容につきましては特別なもの以外は説明を省かせていただきますのでご理解をお願いいたします。

2款1項7目バス運行対策費、15節161万7千円の増額は町営バス古関甲斐岩間線の久那土駅停留所へ風雨を避ける屋根を設置するための増額であります。

12ページをお開きください。

3款2項8目特定教育保育施設費、13節に1,108万3千円増額いたしました。これは法定価格単価、賃金処遇等加算率増加に伴います民間保育所への委託料の増額でございます。

4款1項2目予防費に154万6千円増額いたしました。これは子宮頸がん予防ワクチン接種後に副反応症状が表れた方に対し、身延町が医療費および通院にかかる費用を医療支援給付金として支給するための増額でございます。

13ページをご覧ください。

3項1目簡易水道運営費、28節の475万4千円の増額は簡易水道事業特別会計繰出金の増額でございます。

6款1項4目農業土木費、13節に400万円増額いたしました。これは中山間地域総合整備事業換地計画作成業務にかかる委託料の増額でございます。

2項3目林業土木費に994万9千円増額いたしました。これは林道富士見山線災害復旧工事等に伴う残土処理用地を確保するための用地測量業務の委託料として86万4千円および残土処理用地水路付け替え工事費として908万5千円の増額でございます。

14ページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費、13節に227万9千円増額いたしました。これは町道田原鴨狩線保安林用地測量業務委託料でございます。

6項1目下水道総務費、28節に320万3千円増額いたしました。これは下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金の増額でございます。

9款1項2目消防施設費、15節を1,010万円減額いたしました。これは下部三沢地内に予定しておりました60立方メートル耐震性貯水槽を地権者の要望により60立方メートルから40立方メートルに変更することとしたこと。消防防災施設整備費補助金の交付決定がなかったため要望しておりました3基のうち今年度新たに要望しました中富中山地内の60立方メートル耐震性貯水槽工事を実施しないこととしたことなどから減額となるものでございます。

15ページをご覧ください。

10款3項1目学校管理費、11節214万4千円の増額は身延中学校屋外時計修理および現有スクールバス2台の修繕費であります。

12節255万1千円の増額は統合に伴いますごみ処理手数料および図書館システム移設手数料等でございます。

13節430万6千円の増額は町内3中学校から身延中学校へ備品等を運搬する業務、パソコン移設設定変更業務およびスクールバスの試験運行業務等の委託料でございます。

15節242万円の増額はスクールバスのバス停サイン8台の設置工事および身延中学校グラウンド内にスクールバスの発着所として舗装工事を行うものであります。

16ページをお開きください。

5目身延中学校管理費、18節108万円の増額は教卓7台、学籍簿用耐火庫1台を購入するものであります。

17ページをご覧ください。

6項5目体育施設費、15節691万2千円の増額は老朽化しました身延町民テニスコートを人工芝へ張り替える改修工事でございます。

11款1項3目林業施設災害復旧費、15節290万4千円の増額は9月10日の台風18号により崩落いたしました林道北清子線の災害復旧工事でございます。

以上、議案第96号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第97号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

議案第97号 身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は9万2千円を増額するもので人件費の所要額を予算計上するものです。

11款1項2目その他繰越金、1節その他繰越金は94万1千2百円を増額するもので平成26年度からの繰越金です。保険給付費および償還金の歳出財源として計上するものです。

7ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費は人件費についての予算計上でありますので詳細な説明は省かせていただきます。

2款1項3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金は135万円。ならびに4目退職被保険者等療養費、19節負担金補助及び交付金は35万円を増額するものです。これは現在までの療養費にかかる負担実績等を考慮した結果、現予算では予算不足が生じるため年間所要額を見込み増額補正をさせていただきました。

2項1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金は750万円を増額するものです。内容は個人負担の限度額を上回る高額療養費の増加によるもので現予算では予算不足が生じるため年間所要額を見込み増額補正をさせていただきました。

4目退職被保険者高額介護合算療養費、19節負担金補助及び交付金は7万円を増額するものです。内容は退職被保険者にかかる国保、介護を通じた個人負担金の限度額を上回る高額合算療養費の増加によるもので、現予算において不足しているため増額予算となりました。

9款1項3目償還金、23節償還金利子及び割引料は14万2千円を増額するもので内容は平成26年度老人医療対策費事業費補助金について、補助金額の確定および精算に伴う返還金が発生したための増額予算であります。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第98号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず歳入から説明いたします。

1款保険料の16万9千円、4款国庫支出金の19万円、5款支払基金交付金の21万3千円、6款県支出金の9万5千円、それから8款1項2目地域支援事業繰入金9万6千円を増額はいきいき百歳体操に関わる歳出補正予算の財源として、それぞれの負担割合に応じて増額す

るものです。

8款1項3目その他一般会計繰入金2万2千円の増額は人件費補正に関わる財源として一般会計から繰り入れるものです。

次に7ページの歳出について説明いたします。

1款総務費は人件費ですので説明を省かせていただきます。

5款地域支援事業費、1項2目8節報償費と11節需用費はそれぞれいきいき百歳体操に関わる経費で合計76万3千円の増額です。いきいき百歳体操につきましては第3回定例会において重りの購入予算をお認めいただき、9月25日に普及のための講演会を開催、その後実施希望を募り現在27グループ、約370人が週に一度この体操を行っております。今後、年明けにかけてさらに実施希望が寄せられておりまして今回改めて補正をお願いすることといたしました。

8節報償費37万6千円は講師2名分の謝金です。百歳体操は住民の自主的な活動として取り組んでいただくことが前提ですが初回と第2回、それから3カ月後、6カ月後とポイントポイントで職員等が出向き体力測定や活動継続のための支援を行うこととしておりまして、その部分をこの事業の山梨県アドバイザーとして委嘱されている作業療法士にご協力をいただくための経費です。1人12回、延べ24回分を見込んでおります。

11節需用費38万7千円は100人分の重りを購入するもので、現時点そして今後、実施予定分を見込んだ数量であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第99号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては現在、町内6簡水で行われている施設整備のための国庫補助事業におきまして当初要望に対し国庫補助内示額が約4割減の6割と、また今後追加要望も見込まれないため事業の減額補正が主となります。

それでは歳入から説明させていただきます。予算書7ページをお願いいたします。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金につきましては内示額の減額により6,531万8千円の減額補正となります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業繰入金につきましては補助事業減額に伴い建設費繰入金を60万8千円の減額補正であります。

2節公債費繰入金につきましては、歳出でのちほど詳細説明しますが水道管理費増額に伴い財源組み替えにより公債費繰入金を536万2千円の増額補正であります。

8款1項1目水道事業債、1節簡易水道事業債、2節過疎対策事業債につきましては国庫補助事業減に伴いそれぞれ3,820万円の減額補正になります。減額補正に伴い4ページの第2表 地方債補正をお願いいたします。

補正前においては簡易水道事業債、過疎対策事業債、限度額がそれぞれ1億2,840万円でしたがそれぞれ3,820万円減額し限度額を9,020万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じです。

続きまして歳出について説明をさせていただきます。予算書 8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目簡易水道管理費、4 節共済費につきましては人件費に関わる補正ですので説明を省略させていただきます。

1 1 節需用費につきましては修繕費 5 0 0 万円の増額補正であります。今まで国道 5 2 号、切石地内の漏水等大規模修繕が続き、また施設の老朽化に伴い今後施設の修繕が見込まれるため増額補正をするものであります。

2 款 2 項 1 目簡易水道建設費、1 3 節委託料につきましては内示額減に伴い 3, 0 5 9 万円の減額補正でございます。内容につきましては説明書に記載のとおりです。大城簡易水道につきましては内示額減額に伴い実施予定でした湯平、門野地区の調査設計につきましては来年度以降の要望になります。また中富西部簡易水道事業につきましては、曙地区を北部と南部に 2 つに分けて調査設計を実施予定でしたが北部地区につきましては来年度以降の要望になります。

1 5 節工事請負費につきましても内示額減に伴い 1 億 1, 1 7 3 万 6 千円の減額補正でございます。内容につきましては説明書に記載のとおりです。年度の途中ですが事業の見直し、コスト縮減、請負差金等により今年度の当初事業目的はおおむね達成できる見通しですが中富南部簡易水道事業、中富北部簡易水道事業の排水管布設替え工事においては一部、来年度以降の実施要望になります。

3 款 1 項 1 目元金につきましては、水道管理費増額に伴う財源組み替えでございます。

以上、議案第 9 9 号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第 1 0 0 号および議案第 1 0 1 号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは、議案第 1 0 0 号と議案第 1 0 1 号の詳細説明をさせていただきます。

最初に議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明をいたします。6 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目農業集落排水事業繰入金に 1 2 万円を増額させていただきました。これにつきましては、上之平農業集落排水事業の維持管理費に充当するため増額をさせていただくものでございます。

次に歳出を説明いたします。7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目上之平地区維持管理費、1 1 節需用費に 1 2 万円を増額させていただきました。これにつきましては、上之平地区排水処理施設の原水処理ポンプの片方のフロートスイッチが故障したため、その修繕費として増額をさせていただくものでございます。

以上で議案第 1 0 0 号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

3 款 1 項 1 目中富下水道事業一般会計繰入金に 9 万 1 千円を増額させていただきました。これにつきましては、維持管理費繰入金に 8 3 万 1 千円の増額。公債費繰入金を 7 4 万円減額さ

せていただくものでございます。

3目角打・丸滝下水道事業一般会計繰入金に299万2千円を増額させていただきました。これにつきましては、維持管理費に充当するための増額でございます。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

職員の人件費につきましては、省略をさせていただきます。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に9万1千円を増額させていただきました。15節工事請負費に81万6千円を増額させていただきました。これは八日市場地内国道52号道路拡幅に伴う下水道管移設工事の変更増額分でございます。

27節公課費を74万円減額させていただきました。これにつきましては平成26年度分、消費税確定申告によりまして27年度分の中間納付額が決定したことに伴う減額でございます。

3目角打・丸滝下水道事業維持管理費、11節需用費に299万2千円を増額させていただきました。これにつきましては、浄化センターの汚水処理において一時処理水を変流ポンプに戻し再処理いたしますが変流ポンプ層の片方のポンプが故障したため、これを一式交換するための修繕費でございます。

3項1目中富下水道事業元金につきましては、その他財源の一般会計繰入金を74万円減額し一般財源の使用料を74万円増額する財源組み替えでございます。

以上で議案第100号と議案第101号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第102号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

まず歳入ですが1款1項施設使用料33万5千円の減額については陶芸、和紙等、体験活動および主催事業の講座教室の参加者が当初より減少したための減額です。

2款1項青少年自然の里補助金48万6千円の減額につきましては、体験活動および講座教室等の利用者の減少により補助対象事業費が減少したことによります。

4款1項繰入金21万6千円につきましては、歳出の財源である施設使用料が減額となったため、その財源に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費の3節職員手当等7万5千円の減額については、宿泊利用団体の減少により宿直勤務が減ったことによります。

7節賃金20万8千円の減額につきましては、夏季期間のアルバイトの従事日数が減ったことによります。

11節需用費の減額については、浴場ボイラー重油使用料および管理棟電気使用料が減ったためです。

12節役務費ですが来年3月での営業終了に伴い管理棟浄化槽の汚泥の引き抜きおよび清掃、キャンプ場トイレの汲み取り清掃手数料として51万3千円を見込みました。

27節公課費42万9千円の増額は消費税の中間納付額が確定したことによるものです。

続いて2款1項1目体験施設運営費の8節報償費のうち陶芸教室講師謝礼については実施回数が減ったことにより35万円の減額。郷土食活動については今後、利用の増加が見込まれるため4万8千円を増額計上いたしました。

11節需用費ですが、体験活動利用者の減少により材料費および燃料費について72万円の減額となります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第103号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についてでございます。

西島第一橋橋梁の修繕工事請負契約について身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 西島第一橋橋梁修繕工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金1億5,109万2千円
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町手打沢1271番地
株式会社深沢工務所 代表取締役 深沢一保

提案理由を申し上げます。

西島第一橋橋梁修繕工事請負契約を締結するため議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第103号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約について詳細説明をさせていただきます。

2枚目の議案第103号関係資料をご覧ください。

工事名であります西島第一橋橋梁修繕工事であります。

工事場所は身延町西嶋地内。

予定価格は消費税を除く額で1億6,215万円。

入札年月日は平成27年11月26日であります。

入札場所は中富総合会館2階AB会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者10社中4社が辞退したため記載してあります6社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧をいただきたいと思っております。

落札者は株式会社深沢工務所で落札額は1億3,990万円で消費税を含んだ1億5,109万2千円で12月1日仮契約を締結いたしました。

なお、工期はご議決をいただければ議決の日の翌日から平成28年3月31日までの工期となります。

以上、議案第103号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第104号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号 財産の取得について議決の一部変更についてでございます。

下記の財産取得の契約金額を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

変更後の契約金額 金2,158万6,500円でございます。

提案理由につきましては、平成27年10月22日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定に基づき身延町議会の議決を経た財産の取得（スクールバス3台）について、車両設備の一部変更に伴い契約金額の変更に係る議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第104号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

本議案は第3回定例会でご議決をいただきました議案第91号 財産の取得についての契約

金額の変更となります。

2枚目の議案第104号関係資料をご覧ください。

変更をしようとする内容等の契約にかかる変更内容であります。契約金額を178万2千円増額し2,158万6,500円とするものでございます。

契約変更の主な理由であります。道路運送法に基づきます事業用車両として登録するに当たり営業用専用自動扉、変速機等を変更する必要があるため契約の変更を行うものでございます。

以上、議案第104号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第17 議案第105号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうちの議案第105号について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第105号 町道路線の認定についてでございます。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新規に町道に認定するほうはMの3の209号、川原線でございます。

この起点につきましては、身延町清子字歌里2519番2地先から身延町清子字川原2499番5地先まででございます。

次に変更の分を申し上げます。

路線番号はNの80049でございます。

路線名につきましては、手打沢町屋線でございます。

旧は身延町手打沢の字町屋の915番1地先から身延町手打沢字町屋の913番1地先まででしたが、これを手打沢字町屋の915の1地先、起点は同じでございますが終点を身延町手打沢字町屋の1031番地1地先まで延長をするものでございます。

提案理由につきまして申し上げます。

一般県道光子沢大野線の改築に伴う道路区間の見直しにより町道として認定をする必要が生じました。また地域住民の利便性のため町道手打沢町屋線の終点位置を変更するものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当に説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第105号の詳細説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第105号 町道路線の認定について詳細説明をさせていただきます。

2枚目の議案第105号関係資料をご覧ください。

新たに路線認定を行う場所は身延町清子地内です。

起点は清子字歌里2519番2地先から清子字川原2499番5地先までの延長82.5メートルです。

提案理由にもありますが一般県道光子沢大野線の改築に伴う道路区域の見直しがあったため地域住民の利便性を維持するためにも町道として引き受ける必要があるので町道として認定するものであります。

次に3枚目の議案第105号関係資料をご覧ください。

町道手打沢町屋線ですが起点は国道52号手打沢橋右岸、手打沢字町屋915番1地先から終点は手打沢字町屋913番1地先までの手打沢川沿いにある延長94.14メートルが現在認定されている路線であります。

手打沢字町屋913番1地先から甲南グラウンド前、国道52号の三叉路までの延長475.86メートルは地域の生活道路として利用されていますが路線認定がされていません。国土交通省で行われる富士川・手打沢築堤工事に伴い現在ある道路も付け替え変更を行い築堤工事に併せて国土交通省が道路整備を行います。完成後は町に移管されることから、町道として現在の道路を認定しておく必要が生じたため終点位置を475.86メートル延長するものであります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第18 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち諮問第6号について提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町車田1088番地

氏 名 日向啓子

生年月日 昭和24年2月3日

提案理由は平成28年3月31日に日向啓子委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

なお、本案につきましては人事案件のため詳細説明・質疑・討論は省略します。

次に質疑に移ります。

議案第92号から議案第102号については各常任委員会に付託を予定しておりますので質疑は大綱のみに留めておいてください。

日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について

以上の2議案は条例制定案でありますので、一括して議題といたします。

議案第92号および議案第93号を一括で質疑を行います。

質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第93号についてお伺いいたします。

これは市川家の住宅条例ですが、管理は教育委員会でももちろん管理するような規定になっておりますが、日常管理はどういった形で管理されているのか伺います。

○議長（野島俊博君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

現在、管理をお願いしております。管理をお願いしている先は旧所有者の方に日常的なカギの開け締めをお願いしております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の説明ですと旧所有者ということですが、やはりこの条文がある以上、これを条文の中へはっきり示したほうが分かりやすいと思いますが、ここには、ですからいわゆる開ける期間は12月28日から1月4日までは閉館しますよと。時間的にもここに明記してあるんですが、ですから結局、町民とすればふいに行って誰がどこで管理しているのか分からないというようなことがあってもいけないと思いますから、やはりそういった点をあそこへ表示するなり、町民へ分かりやすいような形にしてほしいと思います。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第92号および議案第93号の質疑を終わります。

日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は条例改正案でありますので、一括して議題とします。

議案第94号および議案第95号を一括で質疑を行います。

質疑はありますか。

伊藤文雄君。

○12番議員（伊藤文雄君）

私は第95号についてお願いをいたします。

私は総務産業建設常任委員会でありますので、詳細につきましてはこの場でなければ聞けませんので大筋について質問をいたします。

子育て支援、健常者、平成27年10月から高校生まで医療費窓口無料化し重度心身障害者1級から3級まで一番弱いところが自動還付方式であります。弱い部分につきましては手を差し伸べるのが政治の役目であると思っております。このことについて医療費が増えると考えられるのはこれは性急すぎるのではないかと、これまでも議会からもご意見があったところがございます。しかしながら、住みよい心地よきまちづくりとはかけ離れていると思うところであります。

またしかしながら今回、他町村に先駆けて山日新聞の報道、一転重度心身障害者18歳、窓口医療費無料化のことにつきまして、よく決断をしたと思っております。これについて、ここに至るまでの考えをお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今回、福祉保健課が所管します重度障害者の医療費助成条例の一部改正を提案させていただきました。この重度障害者の医療費助成の見直しに当たりましては、年齢に関係なく一定の障害の状態にある方につきましては、年齢に関係なくこちらの重度障害者の助成のほうで対応していく、一連の障害者施策の一環として対応していくというような考え方のもと見直しがされたのちに障害の有無によって子どもさんの医療費に対する助成方法に違いが出てきたという経過であります。

福祉保健課としましては、この重度医療のほうを所管する担当課としましては、そのような考え方であったところですが、一方で今回のこの見直しに関しましては子育て支援課のほうで検討してまいりまして、やはり子育て支援という考え方の中でその障害の有無による差をなくそうということが町長との間で協議がなされまして、今回の見直しということになりました。一応、そのための条例改正につきましては福祉保健課が所管するこの重度医療の助成条例の改正が必要だったということで提案をさせていただきましたが、子育て支援という観点の中からやはり見直しをしようというふうに踏み切ったという状況であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

伊藤文雄君。

○12番議員（伊藤文雄君）

県下の町村で先駆けてこの改正案を出していただいたこと、また行政の皆さんがよくご理解をいただき町民のことを考えていていただいていることを高く評価をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今の議案第95号について、非常に障害のない子どもさん方と窓口無料方式を統一するという事は非常に理にかなったことで、今の伊藤議員と同じように非常に良いことだなと思うわけですが、1年前、4月から一時払いという変更になったそのときの理由がこの無料化をやっていると国のペナルティを受けるということが大きな原因で一時払いになったと思いますけれども、今回1年でこういう見直しをしたと。見直しをすることは良いことだと思いますけれども、分かればこの4月から一時払いにした部分に応じて国のペナルティはどのくらい減額になっているのか。あるいは今までに、これに関係する医療費はどのくらいかかっているのか、分かれば教えていただきたい。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今回、障害児の方につきましては来年の4月の診療分からは窓口無料化に切り替えるということになります。そうしますと国のペナルティの対象となります。現在この障害児ということの中で重度心身障害者医療費助成の対象となっていられる方が7名。そして若干前のデータなんですけど、年間の医療費がおおよそ90万円ということになります。このまま重度障害者の医療費助成の対象でいきますとペナルティの対象ではなく、例えば90万円という医療費の半額については山梨県の補助金が財源として充てられます。残りが町費ということになります。今度は来年の4月から重度障害者の医療費助成の対象外ということで町単独の医療費助成に移りますので、ペナルティの対象となると同時に県の補助金も見込めないということで仮に90万円という数字を申し上げていますが90万円全額、町の単独費用。それに対するペナルティであります。あくまでも国民健康保険の加入者ということになりますと7人からさらに限定してまいりますので、ペナルティ分についてはさほど、ちょっと具体的な数字は今、持ち合わせておりませんがさほど掛からないだろうという予測はできますが、2分の1の県の補助金は見込めなくなるだろうということになります。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第94号および議案第95号の質疑を終わります。

日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題といたします。

議案第96号から議案第102号までを一括で質疑を行います。

質疑はございますか。

川口君。

○10番議員(川口福三君)

議案第96号についてお伺いいたします。

10款教育費で17ページ、この体育施設の関係ですが町民テニスコートを全天候型にするというような説明でしたが、場所とそれからコート面は何面を改修するのか伺います。

○議長(野島俊博君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(高野博邦君)

お答えいたします。

場所ですが身延町梅平地内になります。身延中学校の脇に町民体育館がございますが、その南側に設置をしてあります。コートの面数ですが現在3面ございます。

以上です。

○議長(野島俊博君)

ほかに質疑はございますか。

川口君。

○10番議員(川口福三君)

今現在3面あるという説明ですが、3面すべて全天候型にするのか。それともその3面のうち2面やるのか。そのへんはどうなっていますか。

○議長(野島俊博君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(高野博邦君)

既存3面のうち2面が土のコートで現在使用できております。もう1面がこれがハードコートといましてアスファルトの上に化学樹脂をコーティングしたコート。それぞれ建設年度が昭和59年度に建設されたもので、ハードコートにつきましては劣化により亀裂等が発生しており現在使えない状況になっております。今般、補正に計上させていただきましたものにつきましてはそのハードコート1面を人工芝に改修するというものになっています。

○議長(野島俊博君)

他に質疑はございますか。

柿島良行君。

○4番議員(柿島良行君)

議案第102号 青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)について、6ページになりますけれども、歳入の県補助金が当初予算の165万2千円。それで48万6千円の減額補正ですけれども、非常に大きなパーセントの割合の減額ですけれども、これについては当初予算の

ときよりも県で今年度中に補助金等の見直しがあったと、そういう理由でこの大きな減額になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

補助金につきましては当初、県に要望していた額が165万2千円です。それについての県からの補助金が減ったと、減額になったということではございません。事業を平成27年度実施する中で補助対象事業となるものが、参加者の減少によりその対象事業費自体が縮減したためということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第96号について。13ページの農林水産業費、13節の委託料ですが残土処理用地測量業務、これが委託になっています。それから14ページの土木費で道路新設改良費の13節、やはりこれも町道田原鴨狩線保安林用地測量業務が委託になっております。これは委託をしなければできないような業務なのかどうか。建設課とか、農林水産業費は産業課ですね、建設課の課員が測量の当然資格も持っているでしょうからそういうことができないのかどうか、その点についてお伺いします。

それから議案第99号の7ページ、国庫補助が減額になったということで、いろんな工事もできなくなっているということでしたけども、これはどういう理由で減額になったのか、その理由を教えていただきたいと思います。

それからちょっとすみません、もっと上へ戻りまして96号のたしか消防に対する国庫補助が減額になったということでしたけれど、これの理由も説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

13ページの林道土木費の13節委託料のご質問でございますけども、この残土処理用の用地測量でございますが、この測量につきましては平面、縦横断等の測量をすべてやることになりますので、今の職員の中では専門的な知識の中ではできないところもありますので専門的な知識を持った業者に委託したいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

14ページの道路新設改良費の委託料ですけども町道田原鴨狩線保安林用地測量業務委託、この保安林に指定されている用地を解除するためには買収する面積だけではなくて、保安林の指定のかかっている面積すべてを解除しなければなりません。したがって今回、保安林指

定されている筆数が11筆あります。面積にしますと4,790平方メートル。非常に膨大な面積を測量しなければならないということで今回、委託料に計上させていただきました。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

議案第96号の8ページ、歳入の14款2項1節の消防費の補助金1,055万2千円の減額。これにつきましては、先ほど財政課長のほうから詳細説明がございましたように耐水性貯水槽、これは当初3基建設する予定でしたが国からの補助金の内示がないということで減額するものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

議案第99号の7ページ、国庫補助金の減額についてなぜ減額かとの理由ですけど、ちょっと説明不足で申し訳ございませんが国庫補助事業、町の要望に対する国の補助の内示額が約6割ということです。

ちなみに全国まで調査をしていますが、補助金を所管している山梨県に確認したところ山梨県についても大体約一律6割程度、そして近県の町村についても6割程度ということの状況です。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その理由は今、説明されたとおりなのでしょうけども、こういうことはあり得るといって、よくあることなのでしょう。それとも今年に限ってこういうふうになったのか、そのへんについて。総務課長、答弁を。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

消防施設につきましては昨年も2基、国庫補助を要望したわけですが内示がないということで今年2年目ということでございます。そういう例は昨年もありました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

例年ですと要望についてはほぼ満額いただけるんですけど、今年については要望に対する結果が6割というような状況です。国庫補助金につきましては11月に全国の簡易水道協議会の全国大会がございまして、11月16日に行われました。うちの町長と私もそれに参加したんで

すけど、やはり6割というのは全国的な傾向で今後、見通しは分かりませんがやはり減額の方
向にいくのではないかとというような感じはします。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。3回目です。

○5番議員（芦澤健拓君）

水道のほうはなんか一応、いろいろ簡易水道を上水道にしるとかということが国からの方針
で出ておりますけども、それにはうちの町では無理だよということで国のほうに申し出ている
というふうに聞いていますけども、そういうことの絡みで減額になっているということなのか、
あるいは一律、全国的に減額になっているのかその点はいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

一律、全国的に減少の見込みです。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第96号から議案第102号の質疑を終わります。

日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についてを議題とします。

議案第103号の質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この西島第一橋ですけども、この場所がどこにあるのか私たちちょっと存じませんのでその
場所を教えていただきたいのと今回、深沢工務所さんが入札で落札したということでございま
すけども、この辞退が4社あるという、この辞退4社はどういう理由で辞退されたのかという
こと。それから1位のというか、深沢工務所さんとその次の小林建設所さんの間が1,600万
円くらいの差額があるんですけども、これはこんなふうに差が出るものなんでしょうかという
のはおかしいですか。パーセンテージもずいぶん違いますので、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

西島第一橋の場所ではありますが、場所については身延町西嶋の字蟹谷地区に架かる橋長
50メートルの橋になります。詳細な場所につきましては、西嶋と市川三郷町楠南に架かる月
見橋の北側に位置する旧国道52号から移管を受けた橋梁になります。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

まず今回の入札で4社が辞退をしているということで、この理由はどんな理由だったかというご質問ですが、これにつきましては手持ち工事が多くて、さらに工事を受注することが困難である。また設計図書、現場の条件、主任技術者などを検討した結果、辞退をする。それから配置予定の技術者が確保できないなどの理由によりまして4社が辞退をしたところでございます。

2点目の2番目の業者とかなり金額が離れているのはなぜかということでございますけれども、これにつきましては深沢工務所が低入札調査基準価格を下回ったということで、今回につきましても低入札調査委員会を開催いたしまして、その価格で適正な施工ができるかどうかということを書類の調査、それから聞き取り調査等を行った結果、施工の箇所と本社の事務所が近いということ、それから役員報酬等の削減ができるということで現場管理費、一般管理費等の削減が可能であるという内容を聞き取り調査を行いまして、この価格でも適正な施工ができるというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第103号の質疑を終わります。

日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更についてを議題とします。

議案第104号の質疑を行います。

質疑はありますか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これはすでに議決をしているということなんですけれども、バスを購入してスクールバスにするということは分かっているにもかかわらず、こういう変更が今ごろ出てくるということはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスとして使うということでの購入は今、議員さんの言われたとおりであります。今回の変更につきましては、契約変更の主な理由のところに記載のとおり道路運送法に基づく事業用車両として登録する。これは業務委託を事業者をお願いしたいということで営業用の専用自動扉、それから変速機、これらを変更する必要があるということで今回この装置の設置等をお願いするものであります。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この変更ですが、事業者に委託をするということは前から言っていましたよね。それはそういう想定でこういうスクールバスをとということではなかったんですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

当初からその予定です。白ナンバー、自家用で委託をする、それから営業用の緑ナンバーで委託をする。この方法には2種類ありまして今回は緑ナンバー、事業用で委託をかけたいと。それで安全面、車両等の管理面、それから責任の所在、これらを明確にしたいため緑ナンバーの登録をと考えております。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の答弁で、はじめから事業者に委託することが分かっていたのにもかかわらず10月22日に契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例ということでこれが議決されているわけですね。こんなことがはじめから分かっていたのかなというのが私、素朴な疑問なんですがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

その点につきましては認識不足がありまして、今回の変更につきましてはトランスミッションの変更、5速のマニュアルを6速のオートマにします。それからそれに関連して転落防止ということで自動ドア、これはこのトランスミッションと連動しているそうなんです、それを転落防止の自動ドアを設置するのにつけて変更が必要になってきたと。当初の契約の段階では5速のマニュアル車が営業用の登録が可能だということで考えておりました。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

すみません、今のバスの件ですけども5速のマニュアルで契約したわけですね。それを6速に変えてオートマでやるということですね。逆に僕、単純な本当に素直に考えて営業車で事業者がマニュアルで普通はやるのではないですか、そのへんどうなんですか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

事業用のバス、大型のバスなんかは現在はトランスミッションは5速のマニュアルとかオートマを使わない車両が多いようです。そういうことで私どもも当初は5速のマニュアル、地形等を考えてそちらのほうがいいんじゃないかということでメーカー等とも打ち合わせをしてい

たんですが、29人乗りのこのバスにおきましては首都高で数年前に走行中に転落事故が発生した。これに関わりまして国土交通省から基準が示されまして、走行中ギアが入った状態では扉が開かないようなそういう装置が必要になってくるということで、29人乗りのこのマイクロバスにつきましては、それを連動させるためにはオートマのミッションが必要だということでもあります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうするとその5速のマニュアルではドアが開かないような装置と連動できないから、6速のオートマでなければ安全装置、ドアが開かないような、そういうことができないからということですか。だからこういうふうにするというそういう理解でいいんでしょうか。

それと同時になぜそれを、例えば安全基準でそういうふうになっているという話をこの契約のときに業者も話をしなかったのか。業者は日野ですよ。通常スクールバスを買っていただく、安全面というのは一番大事なことで、おそらく学校教育課のほうでも契約に当たっては安全面を一番大事に重視して日野のほうと打ち合わせをしているはずですよ。その中でなぜこういうことが出てこなかったのか。また今になって追加でそれをプラスしなければならないような状況になるのか。そのへんが本当に単純な感覚でなぜ今ごろという感じがするんですよ。例えば私たちが個人で車を買うにしてもなんにしてもそれなりにいろいろな話をしている聞いてまた物を見てやるわけではないですか。教育委員会、今回に関しては、安全面に関しては子どものスクールバスですから個人の車を買う以上にやはりそのへんはしっかりとやらなければいけなかったはずですよ。また日野のほうも、メーカーのほうも当然そういう部分は、スクールバスで使うということは理解しているわけですから、そういう説明もあって然るべきですよ。それがなくて今ここにきて補正でプラスするということが自体は、これは教育委員会の責任もあるんでしょうけど、日野のほうにも当然そういうことはあるんじゃないですか、いかがですか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

冒頭申し上げたとおり、教育委員会、私どもの認識が、また打ち合わせがちょっと甘かったという部分があります。今回、日野ということで契約の相手先のお名前が出ていますが、このスクールバスの購入につきましては見積もり、それから打ち合わせ等は別のメーカーとやっております。その仕様は同じバスなんですけど、この聞き取り等において私どもの認識がちょっと甘かったという部分がございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。3回目です。

○6番議員（松浦隆君）

その別のメーカーが入っているというのはなんですか、これ。僕ら何もそういう話は聞かされていませんけども。そういうところが入るから余計こういうふうな形になるんじゃないですか。そのへんのところも含めて私たちが理解できるようにしっかりと説明いただきたい。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今回、契約した相手先は日野のリエッセというマイクロバスです。これとまったく同型のをトヨタで製作をしております。このカタログ等、名称は違いますが同じスクールバスです。教育委員会はトヨタといろいろ打ち合わせや聞き取りをしながらやってきたところであります。以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私は今回のこの教育委員会の増額補正、これを見たときにこれは補助席のないバスを購入するために増額するのかなと思ったわけです。結局見ますと営業用専用自動扉、変速機等を変更する。これはまるっきり最初の、いわゆる教育委員会で計画した内容とは違うではないですか。あくまでも、業者は委託しても結局白ナンバーでと。先ほどの課長の説明で解釈しますと営業用のナンバーを付けて業者委託した場合は、万一の事故の場合においても会社が責任を負うというような形になると思います。営業ですからね。ところが通学バスにおいては、あくまでも町が責任を負うというような形の中で今までこの計画は進めてきたはずですよ。ここへきて今度営業用の車に切り替えて業者委託するということになると、言うなれば町では責任転嫁をするというような解釈にも受け取るわけですが、そのへんはどういう形でもって教育委員会でこういうような営業用のナンバーにするのか、そのへんははっきりしてください。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

緑ナンバーは事業者が乗り合い、それから貸し切り、特定など旅客自動車運送事業法に基づく営業行為として責任の所在が事業者になります。それから乗務員の場合ですが2種の免許が必要となってきます。2種の免許を取得ということは毎月の教育や適正診断等、営業ドライバーとしての安全措置を講じます。それから車両の面でも法定3カ月点検が義務付けられ、故障等が早期に発見ができる。それから安全措置がより厳格に義務付けられると。法令上そのような縛りが出てきます。しかしスクールバスの運営につきまして、全責任を持つのは当然町であります。町がより安全に運行業務を委託できるように緑ナンバーにして委託をかけたいと、そういう考えであります。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

それでは先の説明とはちょっと今の答弁が違いますが、先ほどは営業委託して委託先へ責任持ってもらおうというような説明だったから私も聞きたいたんですが、やはりこれは今、最初に申し上げたように自動扉、変速機、あえて転落防止をした場合、扉が開かないようなことを考えるよりも子どもや地域の親たちは補助席を使わないでなんとか乗車できるバスをお願いしたんですね。それにもかかわらず結局変更するのはこういった内容でもって、いわゆる運

行は今度営業用のナンバーに切り替える。今まで町民、議会へ説明した内容と、言ってみれば本当に今までの説明はなんだったのか。ただ増額して変更すればいいんだというような解釈で、行政側で議会へ提案するということが私一人としても理解できません。ただ、ここにあるように変速機を変えて自動扉を付ける、安全にする。町民、子どもが願っているのは何か。補助席のない車でとにかく安全な通学をさせたいというのが保護者、子どもたちの願いなんです。ですから私はあえて自動扉、オートマに変える必要条件というのは賛成できません。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

今回の資料によりますと契約変更の主な理由として資料の中にあるわけですが、道路運送法に基づきという必要があったからと、この道路運送法に基づく、これがクリアできていなかったというのが非常に残念に思うわけです。そこだけ指摘をさせていただきます。

それから10月22日に議決をいたしました車体本体の入札率は予定価格の88.7%で落札をしております。今回の178万2千円、この増額金額はどのように算出されているのか。88.7%の入札率が関係しているのかどうか、そのへんをお伺いします。

もう1点は今いろいろ説明がありましたけども、現行運行しているマイクロバス、これについては道路運送法に基づく車両でまったく心配ないのか、そのへんを2点お伺いします。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

私からは、請負契約等で言います請負減率ということをおっしゃったかと思しますので、そちらのほうをお答えさせていただきたいと思えます。

工事請負契約の設計変更の場合につきましては、議員おっしゃるように積算基準に基づいて当初請負額に準じて計算することになっておりますけれども、今回は物品の購入ということでございまして請負減額というふうな規定については定められておりません。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

現行の2台のスクールバスの使用を白ナンバーから緑ナンバーにするのにはということですが今回の補正でその設備等の設置、それから緑ナンバーへの登録等の諸費用を計上させていただいております。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

大変恐縮ですが、もう一度確認をさせていただきます。

今、現行行っているスクールバスの運行の車体、これは道路運送法に基づく車体でまったく問題ないのか、ここをお伺いしたいんですけど。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

現行の2台はオートマのトランスミッションになっていますので、その部分は部分改修ということで可能です。現行の2台につきましては、この法規に定められている部分の改修、設置、例えばタコグラフ等を設置しなければならない、事業用銘板を設置しなければならない、そういう小規模の設置改良等で法に適用する車両に改造いたします。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

私のしようと思った質問は同僚議員がほとんどしていただきましたので、違う部分を質問したいと思います。

スクールバスの購入に際しまして入札したわけですが、その入札時に出した詳細の仕様書というのは示してくれることができるのでしょうかということと、もう一つ、この変更の議案が出た際に、前も言いましたようにスクールバスとすぐ分かるような外観を考えてほしいという要望を出したんですが、その点が載っていなかったのが残念なんですが、外観についての見直しはどうなんですかということです。ぜひ安全運転の観点からもぜひ一目で、これは身延町のスクールバスだというふうな外観にしてほしいなと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスの購入につきましては、入札時に細かな仕様は当然示して業者にその仕様のとおりで見積もっていただいております。これを示すことは可能ですので、またあとでお示しいたいと思います。

それからスクールバスの外観、一目で分かるようにということなんですが、議員おっしゃっているのはラッピングみたいな外の塗装等のことだと思いますが、今回は標準塗装を考えております。それでスクールバスとして分かるものは三角のスクールバスと、マジックテープで張り付ける方式の表示を設置する予定でおります。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、以上をもって議案第104号の質疑を終わります。

日程第17 議案第105号 町道路線の認定についてを議題とします。

議案第105号の質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第105号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お手元に配布しました議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。ご審議をよろしくお願いします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

それでは相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時00分

平成 2 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 8 日

平成27年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成27年12月 8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	副	町	長	望月幹也									
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	樋川	信						
会	計	管	理	者	竹ノ内	強	政	策	室	長	佐野文昭				
財	政	課	長	笠井	祥一	税	務	課	長	村野	浩人				
町	民	課	長	望月	由香里	福	祉	保	健	課	長	穂坂	桂吾		
観	光	課	長	柿島	利巳	子	育	て	支	援	課	長	佐野	昌三	
産	業	課	長	遠藤	基	建	設	課	長	水上	武正				
土	地	対	策	課	長	佐野	勇夫	水	道	課	長	望月	真人		
環	境	下	水	道	課	長	深沢	香	下	部	支	所	長	遠藤	庄一
身	延	支	所	長	藤田	政士	学	校	教	育	課	長	笠井	喜孝	
生	涯	学	習	課	長	高野	博邦								

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先に一覧表としてお手元に配布したとおりでございます。

日程第2 一般質問。

一般質問の通告者は6名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
それでは通告の1番、柿島良行君の一般質問を行います。
柿島良行君の質問を許します。
登壇してください。
柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

通告に基づき一般質問を行います。

まず第1番に町営住宅の整理・充実についてお伺いいたします。

望月町長の構想である鎮守の森としての身延町にするためにも、私は若者の定住を推進する環境、高齢者が一人でも安心して生活できる環境をつくるのが大切だと思っております。若者の定住を推進するためには快適に住める住居の整備・充実が必要であり、そこから通勤をして生活のできる収入を得られる働く場所の確保が必要です。

そこで現在の町営住宅の状況は町内に町営住宅16団地、町有住宅1団地、17団地ありますがそのうちオール電化、水洗トイレ、エレベーターと最新の設備の町営住宅団地が2団地あります。また入居時に所得制限のない町有住宅とともにこの2団地は入居率が高く、若者世帯が多く入居している現状であります。

反面、残る12団地については現在まだ汲み取り式トイレであり、入居している人は高齢者が多く入居者にほとんど移動がない状況であり、かつ老朽化のため入居不能としている団地が8団地あります。そのうち身延地区にある4団地については借地であります。

私はまず老朽化に伴い入居不能としている団地、築40年から築56年、この8団地については整理統合、さらに4団地の借地については更地として今、町で返還する事業を進めている

ことも承知しております。現在、居住している皆さんも大勢いることから、この整理が大変な仕事になっていることも承知をしております。しかし防災対策や居住環境の向上の面からも対象となっている8団地の整理は、現在入居している皆さんの理解を得ながらできるだけ早く整備をし、借地については速やかに返還することが必要だと考えています。望んでいます。

そこで老朽化が進み、空き家については政策空き家としている対象住宅団地8団地について現在の状況とこれからの整理、借地の返還計画についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

柿島議員の答弁者通告はすべて町長となっておりますが、答弁につきましてはそれぞれ担当課・室長にいたさせますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

現在、町で管理している住宅は先ほど柿島議員の質問にもありました町営、町有合わせて17団地あります。ご質問にあります8団地につきましては、建設年次も古く老朽化が進み地震等の防災面が懸念されているところであります。現在、町では入居者に対し宅地分譲地の斡旋や別の公営住宅等への転居を進めている状況にあります。また退去後の空き家住宅につきましては、随時取り壊しを行っているところであります。

今後の計画につきましては8団地中4団地は借地でもあるため、できるだけ早く土地の整理を行い、地権者に返還できるよう随時折衝しているところであります。残りの4団地につきましても老朽化が激しいため取り壊しを進めているところであります。取り壊し後の建て替えについては現時点で計画はございません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

やはり防災面から住んでいければいいというだけの建物は非常に危険性が高いと思いますので、できるだけやってください。借地につきましても借地料の問題も絡んできますので早急な対応を、大変ですけどもよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、若者のニーズに応える住宅の充実ということでお伺いします。

現在、住環境の条件が合うならば町営住宅に入居したいという若者世帯の需要が多くあることを聞いています。若者の定住を推進するために、まず住む環境の充実を図ることが大切です。町営住宅には入居希望、入居時に収入制限があり共働き等で収入が高くなる若者の世帯が条件的に入居できない状況があります。一方、町有住宅相又団地、これは5階建てでエレベーターも設置されていませんが入居時の収入制限がなく若者世帯にも人気があり、入居率がとて高くなって若い世帯が多く入居をしています。そして例えば上沢北団地についてみますと、今の環境は汲み取り式のトイレのままです。敷地についても決して良い環境ではありません。住環境の面から入居率が低く、現在の入居者の移動はほとんどない状況となっております。住宅があっ

ても前近代的な汲み取り式トイレでは若者世代のニーズには到底応えることはできません。

そこで町営住宅の住環境、生活環境の整備等の見直しを行うとともに入居時に所得制限のない町有住宅を整備することによって若い世帯の収入制限にかかる条件が取り払われますので若い世帯が入居しやすくなるということがありますので、見直しを行いながら所得制限のない町有住宅を整備したらどうかということについて見解を伺います。

○議長（野島俊博君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

本町では平成24年に身延町公営住宅長寿命化計画を策定しております。町営・町有住宅においては現在、計画に基づいて修繕を実施しているところでありますが、本計画の中では具体的な建て替えが確定している公営住宅はありません。

今後の建て替え事業にあっては、まずその需要や必要性、宅地分譲地や各住宅の状況を十分把握し、周辺地域の現状、課題も合わせて熟慮した上で公営住宅長寿命化計画の見直しを判断していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

やはり若い人たちに住んでもらうというためには、若い人たちのニーズに合わせた環境をつくっていくことが必要になります。町内には県営住宅等もいくつかありますので、県営住宅等の状況把握などもやはり担当課できちっとやって、必要に応じてそういう情報を入居希望者に流すということも大事なことだと思いますけども、やはり身延に若い者に住み続けていただくために住環境の整備、よろしくお願いをしたいと思います。

それから次に今、若者でしたけれども次に高齢者向けの住宅の整備について伺います。

今後さらに進むだろう高齢化に向けて、高齢者が一人でも安心して生活できる住宅の整備を推進すべきだと考えております。

病院での医療が終わり生活機能改善訓練で居宅生活が自分で可能となった高齢者が自宅に帰るために自宅の地域的な状況、一人暮らしや高齢者だけの生活になってしまう等々、体は自分のことはできるようになっても、そういう状況の中から自宅に帰っても一人で生活できる環境でなく自宅に帰れない、または医療機関として帰っていただくことができない人が介護施設への入所を考えるほかにない状況となっております。

介護施設でも入所希望者が多く、そういう人たちは介護老人保健施設等を探して渡り歩くなど大変苦労している人が大勢いると聞いています。身体的に居宅生活が可能となった高齢者が人と語り合える環境、必要に応じて医療や看護、介護が受けられ安心して住める住居として例えばサービス付き高齢者住宅等、高齢者向け住宅の整備・充実も必要なことだと考えております。たまたま身延町には公設の飯富病院があり、医療としての病院業務や介護老人保健施設、訪問看護、そして居宅介護支援事業など医療福祉の一連の業務を行っております。

そこで私は身延町と町の地域包括支援センター、そして今言った一連の業務を実施している飯富病院が連携した高齢者支援対策として高齢者向けの住宅を整備することが必要になってきているのではないかとと思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

医療や介護と連携しまして高齢者を支援するサービスを提供する住宅としましては、平成23年10月に制度化をされましたサービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住があります。これは安否確認や生活相談サービスが付いたバリアフリー化された民間賃貸住宅でございますが外部の介護事業者のサービスも利用しながら高齢者が住み慣れた地で暮らし続けることができる住まいとして有効であろうと思っております。

人口減少および少子高齢化が進む日本では、政府主導のもと日本版CCRCを導入する機運が高まっております。このCCRCというのはアメリカ発祥の暮らし方で継続的なケア付きリタイアメントコミュニティ、これを略してCCRCと呼んでいるのですが、高齢者が自立して生活できるうちに入居して社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続ける仕組みでございます。

今、国で考えている日本版CCRCというのは、都会の高齢者を地方にとの考えからでございますが、本町では町内に居住している主に一人暮らしの高齢者を対象に身延町版CCRCとして総合戦略の基本目標3の移住・定住の促進の項に位置づけもしまして町と身延山大学や町内の医療介護施設などとの連携によりまして空き校舎の利用も視野に入れて検討を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ただいま答弁の中でCCRCの話が出ましたけども、非常に良い構想と思いますがぜひ地元の医療機関とも連携しながら多くの自分の家に住みたいなという人のニーズを応えられるような政策をぜひ進めていただきたいと思っております。

続きまして、引きこもり支援対策についてお伺いいたします。

引きこもり支援対策につきましては、山梨日日新聞に「山梨発引きこもりを考える 扉の向こうへ」という特集が掲載をされておりました。今もされ続けております。読んでいる人も大勢いると思います。この中で内閣府の調査では引きこもりの状態と考えられる人が全国に約70万人いると推計をし、かつ長期的高齢化が問題になっていると指摘されております。

山梨県においても10月に民生委員等を通じて実施した調査の結果から推計すると県内で約1千人にのぼるのではないかと推計がされております。

引きこもり状態になろうと思って引きこもっている人は一人もいないと思います。引きこもりの理由は多種多様であり、さまざまあると思いますがいじめや人間関係などで傷つき離職や退学に追い込まれることが大きなきっかけになっているといわれています。何かきっかけがあると誰でもなり得る状態と言えるのではないのでしょうか。しかし世間体等を気にして、その実態を周囲に明かさないことが多く当事者や家族は大変な苦勞をしていると思っております。

そこで現在、町では町民からの引きこもり等について相談があった場合、どこでどのような対応をしているのか伺います。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

相談が寄せられた場合は、まずは地区担当保健師が窓口となりましてお話を伺うこととなります。引きこもりに至る経緯につきましては今般、山梨県が民生委員に行ったアンケート調査の結果を見ますと「分からない」という回答が最も多く26.3%でしたが、本人の疾病や性格的なものというものが21.6%。失業が14.8%。家族や家庭環境が12.6%。不登校が10.7%などさまざまであります。保健師がお話を伺う中で当事者の置かれた状況を把握しつつ保健所の協力を得ながら県の専門機関、あるいは医療機関等と連携し対応している状況であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今、担当課長から県の調査結果についての説明がありました。そこで今、身延町としては引きこもりについて、今のような状況をどのように把握しているのか伺います。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

現在、寄せられる相談に対応しているというのが実態でありまして独自の把握調査等の取り組みは行っておりません。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

国もそういう形で取り組んでいるところでありますし、県でも取り組みを強化しているところであります。やはり町としても町内の現状把握、難しいと思いますが推計だけでもしながらこういう状況であることの実態を町で把握することは重要なことだと思っております。

実態把握をした中、支援が大事になってくるとは思いますが引きこもり支援は当事者や家族だけの問題ではなくて、いまや国を挙げて社会的問題となってきていると思っております。山梨県でも行政や関係者、あるいは民間の支援団体連携による支援の検討会を設置して有効な支援策を検討し実施していくという方向が出されております。

町においてもこのような県の対策と連携する中で当事者や家族の秘密がきちっと守られ、そういう人たちが気兼ねなく相談することができる体制を整え、引きこもりに対してしっかりとした支援施策を実施していかなければならない時にきていると思っております。

引きこもりの今後の支援体制についての見解と支援計画について伺います。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

引きこもりの事例に対応するには例えば精神保健福祉士、臨床心理士等の専門的な援助技術

を身に付けた人材が必要であります。町行政にはそのような人的資源がありませんので、県の支援機関等との連携が不可欠であると考えております。

山梨県におきましては10月に引きこもり相談窓口を甲府の福祉プラザに設置し相談員が当事者やそのご家族からの相談に応じ同意を得られた場合は支援機関へつなげる業務を開始しております。また市町村、その他の支援機関を対象とした研修や事例検討会の開催、家族会への支援等、引きこもり対策を推進していく計画でありますのでこのような県の取り組みに呼応し、さらに連携を強化してまいります。

引きこもりの実態はなかなか表に表れにくい。ご家族が抱え込み困りに困ったときに相談という形で表に表れてくる。そのようなケースが想定されます。住民に身近な相談窓口として認知されるよう、その周知を図ること。併せまして県の研修等を通じ、相談支援に携わる職員の知識や技術の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

大変、表に出てこない問題で対応は大変だと思いますけれども、やはり当事者や家族の苦しみを少しでも和らげていくために県と連携をした中で、良い対策を考えて対応していただきたい、こんなように思います。私の聞いている中でも何家族かそういうこともありますけれども外に出せない苦しみというのは非常に大変だと感じております。よろしく願いいたします。

次に地域資源の活用を図るための産業間連携についてお伺いいたします。

前にも申し述べましたが、これからのまちづくりに欠かせない一つとして町の面積の8割以上を占める山林、そこから続く畑や田んぼ、さらには清流の川など自然そのものの資源をいかに活用するかが身延町の課題になってきていると思っております。山林や耕作放棄地の整備とそれを活用して生産活動をする人や組織の育成・強化を行い地産地消の奨励や六次産業化を実現し地域産業を創出することが大切なことです。地域産業の活性化により雇用の場の確保と定住促進につなげていくことが重要であります。これを推進するために町内の各産業間や異業種間の連携について町がコーディネーターの役割をして各種業種間、横断的な意見交換の場をつくるなど地域協働による産業創出が重要なことについて、26年3月の定例会において質問をさせていただきました。

このとき答弁として幅広い産業間連携、異業種間交流を強化し、それぞれの問題を克服しつつ経営資源を相互補完しながら新事業や新産業を創出することが必要不可欠であり、産業間・団体間の情報交換の場をつくるのが大切と考えて、さらに町が産業間・異業種間の連携を図るためのコーディネーターとして役割を果たすことについてどうしていくか、今後検討していきたい、当時の課長の答弁でございました。このことについてその後の状況と総合戦略等、状況も変わってきておりますけれども、現在の町の見解をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

町が産業間・異業種間の連携を図るためのコーディネーターとしての役割を果たすとともに

地産地消の奨励や六次産業化を実現し地域産業を創出することは喫緊の課題であると認識しております。そのような中で現状と現在、展開されている事業について紹介いたします。

ご存じのように今年の10月に町内で催されたあけぼの大豆産地フェアにおいて、枝豆の収穫体験には町内外から約3,300人が訪れ、各会場で大変な賑わいだったことは記憶に新しいことです。町は従前からあけぼの大豆を地域産業の核と捉え、さまざまな事業を展開してまいりましたが町が一体となる取り組みができずにいました。

そんな折、産地フェアを契機として大豆の生産者を組合員とするJAふじかわ、産地フェアや加工品の販路拡大、ならびに地域商工振興を手掛ける身延町商工会、また農業振興によるまちおこしを推進する町が協働して、仮称ではありますがあけぼの大豆協議会の設立に向けて準備を進め平成27年度中に設立総会の運びになるべく協議をしております。

またあけぼの大豆協議会は現在、策定中の身延町総合戦略案において六次産業化を実現するための主要な位置づけとなっております。あけぼの大豆協議会は大豆の産地フェア、大豆の出荷奨励、大豆による味噌や豆腐、ならびに湯葉などの加工品の販路拡大、種子の確保、地域ブランド化への取り組みや生産技術の向上に向けた研修会、大豆の品評会等多岐にわたる活動を担っていきます。この取り組みはまさしく柿島議員の申される産業間・異業種間の連携にほかならず、今後の協議会の役割は大きく町は協議会の中でコーディネーターとしての役割を十分に発揮してまいりたいと考えております。

今後地域産業によるまちおこしを模索し、町内外において情報交換を重ね事業実現に努めてまいります。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

私も前回、質問して今の産業課長の答弁に非常に意を強くしました。ぜひとも身延町の大事な一つの産業、あるいは職場の確保のためにぜひこれからも積極的にご努力いただけますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

続きまして今、産業課長からあけぼの大豆の話もございましたけれども、今、あけぼの大豆をはじめ農林生産活動を行う生産者の皆さんはサル、シカ、イノシシ等による深刻な被害と戦っています。この被害防止のために山梨県ではシカについては、2013年度に約6万5千頭以上とされているシカの生息数を10年後、23年までに半減させるという管理計画を策定して被害防止の強化を進めていると聞いております。

身延町においても防護柵設置等への補助金や有害鳥獣捕獲奨励金の支給のほか、猟友会の協力をいただき有害鳥獣駆除隊を結成して積極的な捕獲を行い被害防止に努めていることは承知をしております。

被害防止のためには猟友会に協力をいただき、有害鳥獣の積極的な捕獲により個体数を減らすことが重要だと思っております。しかし猟友会も高齢化と若者の加入増加が見込めず、弱体の一途となっている現状です。そこで猟友会の活動を活発に行っていただくため、若者の加入促進が課題となってきています。

私が聞いたところでは、新たに猟友会に加入するためには狩猟者登録をしなければなりません。そのために試験や講習会、義務的な射撃教習、その他各種申請や各種登録が数々ありまして、その費用として約13万円必要になる。その後、猟銃を購入するためには今、中古のラ

イフルでも10万円程度と。狩猟者登録をして猟友会へ入るためには20万円以上の経済的負担がかかるということでございます。狩猟の希望者に趣味としての狩猟だけではなく、困っている地域の救済のために猟友会に加入をしていただき、さらに有害鳥獣駆除隊に参加して活躍していただくために、今言いました申請や登録および義務的な講習や教習にかかる費用について助成することにより、経済的負担を軽減して有害鳥獣の捕獲に協力していただける狩猟者増加対策になることを期待しています。

猟友会に加入し有害鳥獣駆除隊に参加するために必要な申請や登録および義務的な講習や教習にかかる費用について町から最大限の助成措置を行い、希望者の経済的負担の軽減を図ることを提案しますが町の見解を伺います。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

サル、シカ、イノシシ等による農林産物の深刻な被害や安心・安全な地域住民生活への影響は全国的な社会問題となっており各自治体はその対応に苦慮しております。ご存じのとおり本町においても鳥獣害対策にはさまざまは施策を講じておりますがまだまだ完全な対策には及びません。

議員のご指摘のとおり猟友会の活動を活発にさせていただくためには、若者の新規加入促進は大きな課題であると認識しております。また新規狩猟免許取得者、ならびに新規銃砲所持許可取得者への取得時にかかる経費助成事業を実施している県内の市町村もございます。

そのような中で本町では猟友会に対する支援として猟友会活動費補助金および狩猟免許登録手数料補助金支給事業を実施しております。

今後は猟友会員で組織する有害鳥獣駆除隊が高齢化による人員の確保が懸念されるところでありますので、猟友会と連携を図り猟友会への勧誘や新規狩猟免許等の取得にかかる助成事業も含め検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

ぜひ被害の防止のためによろしく取り組みをお願いいたします。

さらにこれは要望でございますけれども、有害鳥獣の捕獲について1点、要望をさせていただきます。

有害獣を捕獲している猟友会の皆さんに聞くところでは罠、箱罠とかくくり罠等によりますけれども、による捕獲が相当確率が高いと聞いています。猟友会の皆さんの高齢化に伴う対策としても非常に有効だと思いますので、猟友会各支部の考え方や対応があると思いますが猟友会の皆さまと積極的な対応を行い、猟友会の理解を得る中で罠による捕獲の積極的な推進を猟友会の皆さまに実施していただけるよう働きかけをしていただくことを要望いたします。よろしくお願いたします。

最後の質問になりますけれども地域赤十字奉仕団についてお伺いします。

赤十字の活動については、世界最大のネットワークを持つ国際的な人道機関として皆さん承

知のところでは、その赤十字活動を支えているのは多くのボランティアです。そのボランティアの活動の中に地域赤十字奉仕団があり、これは主に災害発生時の後方支援活動として炊き出しや救護活動に活躍をすることとしています。

そこで身延町における現在の地域赤十字奉仕団の組織とその活動の現状についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

まず本町の赤十字奉仕団の組織の現状について、お答えをいたします。

かつては婦人会等の組織を基盤としまして赤十字奉仕団を構成しておりましたが、現在は毎年区長さんをお願いをしまして各区から協力者を1名選出していただいております。平成27年度の状況につきましては132集落中108集落から選出をしていただきました。これらの方々の中から1名の方を代表者として奉仕団を組織しております。ちなみにこの108名中82名が区長さん、またはその奥さんという状況であります。

次に奉仕団の活動についてのご質問ですがここ数年来、町の奉仕団としての独自の活動は行っていないのが実情であります。今年度は日本赤十字社山梨県支部が開催します救急法基礎講習会、あるいは災害救護訓練に108名の中から希望者を募って参加をしたというのが活動実態でありましてそれぞれ10名前後の参加状況というところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

福祉保健課長からの今の現状の説明でしたが、奉仕団があるんだと。でも区から1名協力者として選出をしてほしい。108集落から選出されていると。独自の活動はほとんどしていない。こういうお答えがございましたけれども、私は10月29日に富士川町の会場で行われた赤十字奉仕団員等災害救護訓練に参加をさせていただきました。訓練に参加した近隣の富士川町、南部町、市川三郷町等において有志の皆さんによる赤十字奉仕団が組織されていて、それぞれこの救護訓練に30人を超える奉仕団の団員の皆さんが参加をし、その皆さん方はとても意識が高く何回も参加されている団員が多いために訓練も手際よくテキパキと実施されました。そのとき身延町からの参加者は12人でした。災害が発生したとき、しっかりと活動できるためには日ごろの訓練が大変重要なことです。身延町の参加した中でも防災に対する意識が高く訓練に積極的に参加して勉強していただいている方もおりました。

防災は日ごろの備えからといいますが、私はいつ発生するか分からない災害発生に備えて積極的な日ごろの訓練の重要なことをこの訓練に参加して痛感をいたしました。

防災について町では地域防災組織や消防団等、ハード・ソフトの両面で積極的な施策を行い、その発生時の対応に備えていることは承知をしていますが、後方支援にまわる赤十字奉仕団について現在の体制でいいのかなという疑問があります。

身延町の中にもこういうことに一生懸命取り組んでいただいている意識の高い有志の皆さんがいることは先ほど申したように事実であります。そういう皆さんの協力をいただきながら自主的に参加をして訓練を重ね災害発生時の際、リーダー的役割を果たしていただける奉仕団員

の輪を、実質的な奉仕団員の輪を大きく育てますます発展をさせるために自主的に訓練に参加していただく仲間の皆さんの合意の中で、将来に向けて身延赤十字奉仕団として組織化することも必要であると考えていますが実質的に訓練に参加して知識を高めようとする人の増加、これからの増加策とさらに育成強化、また将来そういう有志の皆さんによる身延赤十字奉仕団の組織化について町の見解をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今後の参考とするために近隣町の様子を尋ねてみたところ、いったん既存の組織を白紙に戻しまして有志を募って新たに奉仕団を再編成した例がありました。発足時14人だったものが3年後の今年には団員が75人になり活発な自主活動を展開しているというものであります。災害時には日ごろよく訓練された組織の存在は大変心強いものであります。その観点から本町の奉仕団の組織や活動のあり方については見直す必要があると思っております。

この場ではまだ具体的な方針等をお答えすることはできませんが、ただいま申し上げた他町の例などをもう少し研究しながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

本当にいつ起こるか分からない災害に備えて万全な体制をつくるのは非常に大切だろうし、どうしても日常的に訓練をしておかないとその場に至って動けないということになりますので、ぜひ防災の主であります総務課、あるいは災害が発生したときには全庁を挙げての対応となるうかと思えますけども、横の連携を図りながら防災対策に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

柿島良行君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に65歳以上を対象とした高齢者インフルエンザワクチン接種に伴う公費負担額等

についての質問でございます。

インフルエンザの症状は38度以上の発熱や頭痛や関節痛、筋肉痛等々、全身に及ぶ症状が強く気管支炎や肺炎など重症化することも特徴とされております。最悪の場合は死に至ることもあり、インフルエンザが流行した年は高齢者の冬季の死亡率が普通の年より高くなるとも言われております。

ワクチン接種義務は任意とはされておりますが、流行する前に接種することが感染を防ぐ唯一の方策かと思われまます。そこで26年度および27年度のインフルエンザワクチン接種に関わる状況についてお伺いします。

まず26年度はすでに決算認定済みではありますが、決算書および関係資料では読み取れない65歳以上のワクチン接種に伴う当初予算の公費負担額計上額とその対象者数、さらには実績としての公費負担支出額とワクチン接種人数についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

平成26年度の高齢者インフルエンザ予防接種に関わる公費負担の当初予算額は900万円で対象者として4,500人を見込みました。これに対し支出実績額は755万7,440円で被接種者は3,768人でした。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今お答えをいただきましたとおり当初予算での公費負担額計上額が900万円。その対象者数4,500人であります。計算すると単価が2千円かと思いますが、実績では公費負担支出額が755万7,440円。ワクチン接種人数が3,768人であることをまず確認させていただきました。次の質問に移ります。

27年度の当初予算での高齢者ワクチン接種の公費負担計上額と、その対象人数についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

平成27年度当初予算における公費負担計上額は900万円。対象者の見込み数は4,500人で平成26年度当初予算と同じ内容となっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今お答えいただいたとおり、26年度、27年度とも当初予算においては対象者数4,500人。公費負担額計上額が900万円としております。2カ年とも同額、同人数での計上であります。しかし先ほど申し上げましたとおり26年度は減額補正、その他約150万円が使用されていない状況であります。この公費負担の財源は一般財源を充当しているために町の

施策としての性格が非常に強い中で1人当たりの公費負担額が決められていると思われます。そこで峡南5町の各町の1人当たりの公費負担額について状況をお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今年度の峡南地区各町の1人当たりの公費負担額の状況ですが本町、南部町および富士川町は2千円。早川町は2,150円。市川三郷町は3千円という状況です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁をいただいたとおり1人当たりの公費負担額が町により異なることから個人が負担する金額に当然、差が生じております。隣の町の六郷の高齢者および早川町の高齢者と本町の高齢者がワクチン接種に伴う個人負担額に差が生じていることから本町の高齢者、私も含めてですね、何か寂しさを感じるところであります。

過日、飯富病院に行きましたら院内の掲示にインフルエンザワクチン接種費用の個人負担額が表示されておりました。それによりますと南部町、身延町、富士川町の1人当たりの高齢者負担額1,500円でありました。早川町の高齢者は1,350円。市川三郷町の高齢者500円との表示であります。これを見たとき本町の高齢者の皆さんの思いは広い意味でのむなしさを感じたことと思われまます。

そこで先ほどお答えいただき繰り返しになりますけれども、26年度、27年度の当初予算案は同額、同人数を計上。特に26年度は減額補正がなされている状況であり、これらを考慮する中で一般財源充当可能な来年度、28年度予算編成に向け高齢者インフルエンザワクチン接種の個人負担額軽減により、高齢者の皆さんが身延町の住民でよかったと思えるような施策を期待するところでございます。これらの取り組み方針をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

高齢者のインフルエンザにつきましては、予防接種法のB類疾病として定期の予防接種に位置づけられています。この定期の予防接種はA類疾病とB類疾病に分類されておりましてA類疾病は集団予防目的の観点から予防接種を受けるよう努めなければならない。つまり対象者に努力義務が求められています。一方、高齢者のインフルエンザワクチンもこれに該当しますが、B類疾病これにつきましては個人予防目的の観点から努力義務はなく個人が希望する場合に接種を行うこととなります。そこで町では努力義務のあるA類疾病に対しては自己負担を軽減するため公費負担を手厚くし、努力義務のないB類疾病に対しては平均的な接種費用の半額程度を目安として公費負担してまいりました。

峡南5町は同様の考え方を取り、高齢者のインフルエンザにつきましても昨年度まで同じ水準の公費負担でありまして、先ほどの5町の公費負担額は市川三郷町を除く4町は昨年度と同額であります。今年度の市川三郷町につきましては、昨年度の額に1千円上乗せした額となっておりますが、これは今年度に入りましてワクチンの原価が上昇したことに伴う措置であると聞いています。原価が上昇するという情報につきましては私どもも9月ごろ耳にし、その時点で

飯富病院等に接種費用の値上げについて確認したところ、まだ決まっていないという回答でありました。ちょうどその時期は対象者への個人通知の準備を進めなければならない時期でありまして医療機関での費用が判明しない段階で公費負担を見直すか否か、検討材料がなかったという、そのような状況でありました。

そこで平成28年度当初予算の見積りに当たりましては、今回の医療機関での接種費用を確認しつつ、原則的にはこれまでどおり平均的な接種費用の半額程度を目安として公費負担する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁の中で早川町も同額というふうな答弁がございましたけれども、飯富病院の掲示版では個人負担1,350円。本町においては1,500円という表示がございました。これは同じでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

先ほど私が答弁をした表現なんです、峡南5町は平均的な接種費用の半額程度を目安として公費負担をしてきたと。それでほぼ同じ水準というふうな表現をさせていただきました。ですので実際には早川町につきましては、先ほど答弁したとおり本町が2千円ですが、早川町につきましては2,150円、150円公費負担が多いという状況であります。ほぼ同じ考え方に基づいて、ほぼ同じ水準というような説明をさせていただいたつもりであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

高齢者がその表示を見たときに、たとえ150円であっても非常に寂しさを感じるというか精神的にわが町はどうしてかなという不安も生じることと思います。したがって、私がお願いをしているのは、一般財源を投入しての公費負担額の計上でございます。今年度、27年度につきましては、まだどういう状況にあるのか分かりませんが、ここで27年度の推測で受診、接種する人数がお分かりでしたら答弁を願いたいと思います。見込みで結構です。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

その推測の数字を持っておりません。申し訳ございません。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

当然、お持ちでないということは理解いたします。

そこで例年どおり予算計上していきたいというふうな答弁だったと私は受け止めたわけです

けれども、これについては27年度は接種人数、その他出てこないとどういう状況か、減額補正があるのかどうか分かりませんが、26年度を見ますと接種人数が約700人減。金額にして150万円が使われずに済んだわけです。これは一般財源です。したがって、こういう実態を見たときに、これであれば当初一般財源を計上した部分で対応できるのではないかと。こういうことで、ぜひ新年度予算に個人負担の軽減が実現されますよう、たとえ100円でも150円でも検討をしていただきたい。このへんを強くお願いをして次の質問に移ります。

次に私は本年3月議会での一般質問において、ピロリ菌感染の有無を判定する胃がんリスク検査の導入についての考えをお尋ねしたところでございます。担当課長からピロリ菌については今後の検討課題とすると答弁がありました。そこで再度の質問になりますが、町民の皆さんが健康で明るい家庭であってほしいと願うために再度の質問をさせていただきます。

胃がんの98%はピロリ菌感染による慢性胃炎が進行したものとされ、ピロリ菌を除菌すれば胃がんの発生を抑制することが可能である。医学的には世界的な常識ともいわれております。この検査は血液検査だけで胃がんの最大の原因といわれますヘリコバクターピロリ、ピロリ菌の感染の有無と胃の粘着の委縮度を調べ胃がんの発生の危険度を診断、判定することができるわけでありまして。

この血液検査の実施に当たりましては当然、自己負担も発生することかと思えますし、また年齢を特定して実施することも考えられます。町民の健康維持のため早期発見・早期治療による胃がん撲滅のためにピロリ菌リスク検査を実現し、1人でも救える命を救う対策として町民の健康長寿の一助にと強く願うところでありますが、お考えをお伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

本町におきましては健康増進法に基づく市町村事業としてがん検診を行っておりまして厚生労働省が示すがん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針という、この指針に基づいて実施しているのが現状であります。その厚生労働省では国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討するため、平成24年にがん検診のあり方に関する検討会を設置しました。この検討会では平成26年度から胃がん検診の検査項目等に関わる検討に着手し、本年9月に中間報告書が取りまとめられたところです。その中間報告書ではヘリコバクターピロリ抗体検査、血液中のピロリ菌に対する抗体を調べることで感染の有無を調べるものですが、この検診方法について現時点では死亡率減少効果の証拠が十分ではないため、さらなる検証が必要であると述べております。

平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、がん検診について科学的根拠に基づき実施するとされており、国におきましてはピロリ菌の抗体検査を検診方法に取り入れるかどうか引き続き検証を行うとしております。今後、国の指針が見直される場合もあり得ますので、国の動向を見て対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

このピロリ菌の検査は全国的な自治体で徐々ではありますが増加していることは間違いのない

わけでございます。国の厚生省でそういう指針を示しているわけですが、私は町民の命を救える対策としてこのピロリ菌検査、積極的に取り組む検討をさらに進めていただきたいことをお願いいたしまして次に移ります。

今、人口減少を最大の課題と捉え移住者の確保対策および流出人口の歯止め対策等々、全国各自治体がしのぎを削って取り組まれております。本町においても空き家バンクの推進や丸滝宮の前宅地分譲の販売促進に鋭意努力をなされているところでありますが、しかしながらその結果が見えてこない状況から前回の9月議会定例会における一般会計補正予算のうち宮の前宅地分譲地の販売不振を心配され、5人の同僚議員が販売促進に向け質問をなされたところであります。私はそのときの答弁の内容の確認と移住者の確保対策について、お伺いをいたします。

まず1点目でございますが、政策室長の答弁の中で既存の宅地分譲は都市計画区域に指定されて、近隣商業地域であるため身延の駅前通りと同じような建物が可能であると答弁がありました。この内容について専用住宅と兼用住宅の取り扱いの違いがあるのか、および駅前通りと同じような建物とはどのような規定により縛りがあるのか伺います。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町には都市計画区域の設定がしてある地域があります。この都市計画区域につきましては場所は下山地域の大字下山の全部、身延地域の大字梅平、波木井、大野の全部、ならびに身延、これは門内地域の一部、そして豊岡地域の大字小田船原の全部および相又の一部、そして大河内地域の大字丸滝および角打の一部となっております。

なお、この都市計画区域の梅平、身延、丸滝、角打につきましては用途地域、建ぺい率、容積率が指定をされております。

この用途地域とは都市計画法の地区の1つでございます用途の混在を防ぐことを目的としております。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものでございます。

ご質問の専用住宅と併用住宅の違いについてでございますが、専用住宅は居住のみを目的として建てられた住宅で居住専用住宅です。また併用住宅は人が居住する部分と居住者が事務所や店舗などとして業務に使用する部分を1つの建物の中に併せ持つ住宅でございます。

町内の近隣商業地域の場所につきましては、身延支所からJAの周辺、そして門内の上町、仲町、そして角打地域では身延駅前から身延橋周辺、そして丸滝地区は県道と町道の間が近隣商業の地域となっております。

どのような縛りがあるのかということでございますが、近隣商業地域は建ぺい率が80%、容積率が200%と指定をされております。都市計画区域内で用途地域の指定がない地域でございますと建ぺい率が70%、容積率が200%と指定されておまして近隣商業地域のほうが建ぺい率が10%、緩和をされております。また建築物の用途制限につきましては自動車修理工場は300平方メートル以下、危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場150平方メートル以下と規制をされており、キャバレーとかダンスホール等の設置は不可能となっております。

なお、販売中の丸滝宮の前団地では定住促進ということで募集をいたしましたので住居の用途以外の用途に供しないこと、専用住宅を建築していただきとの方針で募集をしてみました。しかし販売状況につきましては4区画ということでしたので、先の議会でのご提案等をいただ

き販売の促進に結び付けたいとのことで、このたび既に購入をしていただいた方々にご同意を
いただく中で併用住宅も可能と募集条件の緩和を図った次第でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

私が答弁を求めている部分は身延駅前通りと同じ建物と、こういうふうな答弁をいただきました。前回。身延駅前通りと同じ建物というのはどういうものかという部分をお尋ねしている
わけでございます。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延駅前通りも近隣商業地域ということに指定をされております。これと同等の建物が可能
ということでございまして、今現在、身延駅前通りは店舗併用住宅というのが主に建っており
ますので、そういうものも可能であるということでございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

店舗併用の住宅という縛りがあるということで、それが可能だと。当初からなぜそういう店
舗と住宅との併用の募集をかけていなかったのかという疑問を抱くわけでございますが、それ
はさておいて特に建物の景観上の縛りはまったくないわけですね。お尋ねします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

駅前通りにつきましては、住民の皆さんが申し合わせにより鎌倉風の建物という形で統一さ
れたという経過があります。ここにつきましては、そういうものはありません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

了解しました。

続きまして2点目であります。県道沿い、バイパス沿いについては河川区域に入っているた
め建設するときは国交省へ設計図等の提出を求められ、国交省との合議が整った段階で進める
との答弁でしたが、県道沿いおよびバイパス沿いの河川区域に入っている区画はどこなのか。
何区画あるのか。併せて国土交通省への申請手続き等はどのように対応するのかを説明を求め
ます。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

すでに分譲しております丸滝宮の前団地には保全区域が設定されております。これは河川区

域との境の官民境界から20メートルが河川保全区域と設定されております。県道に面した区画が対象でございます、区画番号でいきますと1区画から11区画までの合計11区画が対象になっております。

町では国土交通省、関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川中流出張所と事前に協議を行いました。この場所へは住宅等を建築するとして協議をしており、建築をするに当たり事前に設計図書を提出し確認をしていただくことになっております。この手続きに関しましては建築者から町に設計図書を提出していただき、町で富士川中流出張所へ持参し確認をしていただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

1区画から11区画、合わせて11区画が河川保全区域というふうな指定がなされていると。そういう区域であれば販売価格を検討するべきだったかなと今、思うわけですが、統一の単価で販売をしているということでございます。国土交通省への申請手続きは町が対応しているという理解をいたしまして3点目の質問に移ります。

丸滝宮の前の宅地分譲地が9月議会の段階で15区画が販売されていない状況の中、さらに宮の前宅地分譲地を拡大するための補正予算が賛成多数で可決がなされたところであります。この計画分譲地は都市計画区域に指定されているのか。また近隣商業地域と位置づけられているのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

予定をしている宅地分譲地の計画地でございますが、丸滝宮の前団地と町道を挟んだ旧コマショッピングセンターの駐車場に当たります。この場所につきましては丸滝地域内ですので都市計画区域に入っております。また用途地域の指定がされております。

指定の内容につきましては第1種住居地域でございます。建ぺい率が60%、容積率は200%と近隣商業地域と比べると建ぺい率が20%、厳しくなっております。建築物の用途制限も厳しくなっております。ホテル、旅館は3千平方メートル以下という規制でございます。またカラオケボックス、麻雀、パチンコ店、劇場、映画館、キャバレー、ダンスホール等の設置は不可能になっております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

宅地の建ぺい率が厳しくなると。20%ほど厳しい状況であるというふうな部分。またそれぞれ建物の規制もなされているという状況であります。これは確認でよろしいかと思っております。

次に4点目でございますが同じく政策室長の答弁の中で拡張する宅地分譲地の計画については兼用住宅を建てたいという方がおり、現地を見ていただいた経過があり、駐車場がもっとほしいということで今後相談しながらとの答弁がなされたところであります。この新たに計画する

分譲地はどのような方針、目的で計画されているのか。さらに個人的な要望に基づき計画されている向きを感じられますが、そのへんも含めてお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

宅地分譲計画の予定地につきましては、先ほども申しましたとおり第1種住居地域でございます。すでに分譲をしている丸滝宮の前団地との近隣商業地域とは違って建ぺい率が60%となり建築物の用途制限も厳しくなっておりますが、定住促進という目的は変わっておりません。

したがって先きの質問でも答えさせていただきましたが、丸滝宮の前団地につきましては募集条件の緩和を図り、併用住宅も可能とさせていただきましたので予定している宅地分譲計画地におきましても同様に併用住宅も可能として販売を促進していきたいと考えております。

なお、すでに問い合わせのありました併用住宅を希望される方につきましては丸滝宮の前団地も併用住宅の建築も可能となりました旨をお伝えして、幅広い選択をしていただくことにより本町に定住していただけるよう努力をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

前回の答弁の中で室長がその方の意向を聞いての計画だというふうに私は理解しましたのでこのような質問をさせていただいたわけですが、この事業については今回は測量設計等の予算補正でございましたけども、いずれにいたしましてもこの区画への募集というか、公募で募集をかけるわけですから、個人的な要望で駐車場を広げたとかなんかとかという部分が非常に心配される部分だと。例えばそこを公募で販売したときにほかの人が手を付けるというか、希望するという可能性もあるわけでございますので、そのへんを町の資金を投入しての宅地分譲である旨をしっかりと認識されて対応すべきであるというふうに思いますので、いずれにしても町がつくる部分については、町民が平等に求めることができるような方法を取るべきだということをお願いしておきます。

最後の質問でございます。私は以前から移住者の確保対策および人口減少を食い止めるため助成金および奨励金制度の必要性を訴えてきたところであります。しかしなかなか前に進んでおりません。新年度予算の編成時期を迎え再度お願いをいたします。

実はこのパンフレットであります隣りの町で製作したものでございます。この中には子育てのサポートとして保育料軽減、子ども医療費助成、病後児保育、小中学校給食費助成等々の活字が大きく訴えております。さらに移住者のサポートとして住宅を取得した場合、5年間奨励金を支給するとしております。この奨励金は5年間にわたり土地や住宅の固定資産税および都市計画税相当額を5年間、奨励金として支給をしますよと。さらに中山間地域等に家を建てた場合、補助金が受けられるというものでございます。この補助金は用地費の3分の1を補助しますと。それから宅地分譲地については、先ほど申し上げました定住奨励金と今申し上げました住宅用地取得補助金がダブルでサポートします。積極的な定住人口確保対策に挑戦している自治体であります。近隣の各自治体も知恵を絞って思い切った対策を講じているのが現実であります。したがって、これらに勝る対策を本町でも必要ではないでしょうか。町の発展は人口

の確保にあると信じております。それらの対応について具体的対策を講ずるべきと思いますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町では人口減少の抑制策を念頭に身延町版総合戦略を作成しております。今、申されましたとおり具体的な施策に関しましては各課からのアクションプランをもとに実施をしておりますが現在、計画をしている主な事業の概略を説明したいと思います。

子育てにつきましては保育料、在園時の第2子以降の無料化、小中学校給食費の補助、すでに実施をしていますが0歳から18歳までの医療費の無料化と新年度から重度心身障害児の医療費窓口無料化の実施です。また定住対策としましては、新たに住宅を建設した方への新築祝金、空き家バンクを利用して移住した方には引っ越し祝金などの支給などがございます。これら以外につきましてもアクションプラン等に盛り込み、定住促進に結び付けて人口減少の抑制を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

お祝金を支給するということですが、金額的にはまだきつと不明だと思います。しかしながら近隣、隣の町で5年間、固定資産税に見合うような奨励金を支給すると。そこと対抗してどうなのかなと大変不安を感じるわけがございます。いずれにしても定住人口の確保対策に本気度が足りないな、こんな思いがしているところがございます。

なお、以前の室長の話の中で近隣町の公営住宅のポストヘチラシを投げ込んで努力をされていると。私はPR不足を懸念するところがございます。定住促進をアピールするためには、こういう子育て支援、自然環境と身延町の素晴らしさをまとめたパンフレットを作成して都内の移住者確保の窓口でありますやまなし暮らし支援センター等の活用により積極的に取り組む熱意を望みまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、広島法明君の一般質問を行います。

広島法明君の一般質問を許します。

登壇してください。

広島君。

○3番議員（広島法明君）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

通告で2点、1つは自主防災組織について、2点目は役場本庁舎の総合窓口案内の配置についてという2点ですけど、1つ目の自主防災組織についてということで天災は忘れたころにやってくると言われていましたが、最近はその記憶が薄れないうちに災害が発生をしてくています。昨年2月の豪雪等、想定外なことも経験し徐々に想定する範囲が広がってきているよう

に思われます。特に地震につきましては、本年9月発行の身延町災害対策ガイドマップに地震災害に備える。日本は世界有数の地震国であり過去に地震による多くの被害を受けてきました。1995年1月の阪神・淡路大震災以後も2004年10月の新潟県中越地震や2005年3月の福岡県西方沖地震。2007年7月の新潟県中越沖地震。そして未曾有の被害をもたらしました平成23年、2011年3月の東日本大震災と日本の至るところで大きな地震が発生していますと書いてありますが、東海地震に限ればマグニチュード8クラスは150年前後に繰り返し発生してきているといわれています。歴史から見ますと161年前の1854年、嘉永7年にマグニチュード8.4と推定されます安政の東海地震。その前はさらに147年前の1707年、宝永4年に同じく8.4の宝永地震。その前は1498年、明応7年発生した明応の東海地震とほぼ150年から200年に一度発生してきています。逆に言えば明応の東海地震から209年目に宝永地震。そしてその147年後の1854年に安政の東海地震。それから今日まで161年が経過していますので、いつ大地震が発生してもおかしくないといわれています。備えあれば憂いなしで、その備えは各家庭での取り組みが一番重要になりますがガイドマップ、14ページにありますように自主防災組織が大事になります。このガイドマップを読む機会が少ないと思いますので、ここでちょっと朗読させていただきます。

地域で守る自主防災会の活動に関する情報。自主防災組織の必要性と役割。

大地震や台風などの風水害から自分や家族の命を守るためには、普段から十分な対策を講じておかなければなりません。また災害時には個人や家族の力だけでは限界があります。特に被害が大きくなるほど被災者は膨大となり、情報は混乱し道路や橋などの公共施設が被害を受けるため、防災機関だけでは迅速な対応が困難になることが予想されることから隣近所の人たちが集まって互いに協力し合いながら組織的に自主防災活動に取り組むことが必要ですと書いてあります。

それではここで質問をします。

この自主防災会の責任者を区長さんが兼ねている区の割合はどのくらいか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。

区長が自主防災責任者を兼ねている区の割合ですが身延町全体で134区あるうちの114区でございますパーセントにしますと85%となっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

85%ということで区長さんが自主防災の役員を兼ねている区が多いですが、働き盛りの区長さんなら町外勤務の区長さんも多いと思います。災害発生が休日・夜間等で自主防災役員さんが在宅のときはいいですけど、即座に対応が可能な場合だといいいですけど平日の日中、町外勤務等で区長さん等がいない場合、町におきましてはその災害の内容に応じて災害対策本部を設置すると思いますが、被災した区に自主防災の関係につきまして町の災害本部からその区に対して対応、連絡をどう考えるかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。

自然災害はいつどこでどのような災害が発生するのか分かりません。このようなことから安心・安全に対する町民の関心が高まっております。もし大規模な自然災害に見舞われたときは直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業は町を挙げて対応したいと考えております。

今年の防災訓練では電話機が不通になったときを想定し、区からの情報伝達訓練は消防団に配備しましたデジタル無線を活用し区から消防団、消防団から町へこのような情報伝達訓練を実施したところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

消防団を中心ということですけど、この通称、赤本といわれています身延町地域防災計画の第9節、防災意識の高揚および自主防災組織活動の推進の項に町をはじめとする防災関係機関は防災に関する各種の広報・啓発活動を積極的に行い住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。また自主防災組織の役割のページに町の指導の項目に町は自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図ると記されています。身延地区の若い区長さん、若いといっても50代ですけど区長の仕事も区の要望を取りまとめたり、日ごろ何かと忙しいので実際災害が起きたら困る。自分の任期中は何も起きないことを願うだけ。自主防災責任者は別の人を本当はお願いしたいのだが昔からもうこの区では区長が兼任をするものと決まっているので別の人も考えたらどうですかとはい言出せないという声も聞いています。

各地区、地域、集落の各組織につきましても歴史と伝統により引き継がれていることと思いますが自主防災会については現在、町への報告も下部地区は自主防災会長1名、副会長2名の計3名の報告。そして身延地区におきましても自主防災責任者、自主防災代理者、自主防災情報責任者の3名の報告。そして中富地区は自主防災会の報告は求めず区長さんが自動的に自主防災責任者兼務となっております。

自主防災会につきましても各集落の実情が違いますので一概に統一は難しいと思いますが平成16年9月に3町合併して11年、またいつ起きてもおかしくないと言われる大地震に備える意味でもこのへんで各区において町のほうから役員選考について慎重に協議をお願い、指導することはできないのか。協議の結果、区民の皆さん合意の上で、どうしても区におきましても世帯数が少ない。ほかの役員も同様役員選出に苦慮している区が多いということも重々承知はしていますが、しっかり協議していただいて区民の皆さん合意の上でやはり検討した結果、区長さんが自主防災責任者と兼任が望ましいということがその協議の段階で強い協力心が生まれてくると思います。自主防災責任者選考に際して地震、台風、豪雪等に備えて慎重に協議していただくよう町からのお願い、指導ができないかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えします。

以前、自主防災会の役員は区の役員とは別に定めていただくようお願いした経緯がございます。なお、各地区の実情もあると思いますが今後は統一した自主防災組織の整備に向けてお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

本当に各区、集落の実情で先ほども言いましたけど一概というのは、非常に困難ということは分かりますけど、その区、地区で自分たちに合った自主防災の対策を考えてもらうということが必要だと思いますのでよろしくお願いします。

それから下山の区長会の会議をしたときに区長さんから意見がありまして、下山小学校体育館が避難所に指定されていますが、実際に災害し住民が避難する事態になったら自主防災組織の役割にもありますように総務班、情報班、救護班、給食・給水班等の役割を誰が担うのか。役場の人がやってくれるのかと聞かれました。いや、役場の人は現実にはあてにはできないよと。もう自主防災会、自分たちでしなければならないと思いますよと話をしましたけども、それだったら事前に対象地区の自主防災責任者等を中心に役割分担を協議することが必要ではないですかという声も聞きました。身延町には30数カ所の避難所がありますが、そういったことも踏まえて今後というか、災害が起こってからでは遅い。備える意味でもその避難所における役割分担、どうしたらいいかということを町のほうでも指導・助言することが必要だと思いますけど、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えします。

避難所の運営は自主防災組織が中心となって運営していただくものでございます。10月に中富、下部、身延の3地区で自主防災会長等を中心に災害時の避難所の運営を想定した研修、机上ではございますがゲーム方式のHUG研修というものを実施しました。この研修は好評でありましたので、随時このような自主防災研修を実施していく中で避難所での役割分担等の研修も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

そういった研修に参加してくれた人は本当に必要性を強く感じていると思うんですけど、問題は一般住民ということですね。その参加していただいた人たちにも、地元にも十分周知徹底をお願いしますということをもたさらに強くお願いしたいと思います。

そしてこれは要望ですが、先ほど同僚議員が身延赤十字奉仕団のことを質問しましたけど、この日赤奉仕団につきましても各区から日赤奉仕団協力員という形で報告を受けていると聞きました。先ほどの答弁で108名のうち82名が区長さん、もしくはその奥さんということで約4分の3とお聞きしました。日赤奉仕団につきましても災害時には後方支援として救護班、給食班等をお願いする可能性が十分ありますので、そういったことも踏まえて本当に日赤奉仕団協力員が区長さんでいいのかということも踏まえて選考をしていただくよう、今まで以上に区のほうをお願いすることを要望いたします。

そういったのに関連ですが、この平成25年9月発行の赤本、身延町地域防災計画の冊子が各自主防災会に配布されていると思いますが、貸し出しなのか、支給なのかをお聞きしたいと思います。これは自分のところの下山新町区のを借りてきたんですけど、それによっては使い方が違ってくると思いますので、その点の確認をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

赤本の支給につきましては返却の必要はありません。有効利用していただきたいと思います。以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

それではこれは支給ということですので、内容変更等はホームページ等でという話も聞きましたけど、その点を。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えします。

インターネットでも身延町ホームページ、身延町地域防災計画を掲載しておりますので、そちらのほうも誰でも見られます。これもまた大いに活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

同じく赤本の985ページに町内防災備蓄倉庫23カ所の一覧が掲載されていますが各備蓄倉庫のカギの保管はどうなっているのか。また倉庫内には非常食、飲料水、毛布等が備蓄されていると思いますが、近隣の自主防災責任者にもその備蓄物資の内容を周知する必要があるのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えします。

防災備蓄倉庫のカギは設置施設の管理者および設置場所の区長さんに預けております。また

カギの保管場所や備蓄物資の内容については、今後区長会等で周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

ちなみに23カ所のうち下山にも2カ所、下山防災備蓄倉庫と下山小学校がありますがそのカギを具体的にどうなっているか教えてください。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

たしかに下山に2カ所ございます。下山の小学校と上沢の防災備蓄倉庫ですが、下山の小学校のカギは大庭区長さんに預けてあります。また上沢の防災備蓄倉庫につきましては上沢の区長さんに預けてございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

そういったものを当事者は重々承知かもしれませんが、まわりの区の区長さんはそういうこと自体も知らないという区長さんもいると思いますので、また区長会等の機会がありましたら周知のほうをよろしく願いいたします。

それで同じく各地区に水防倉庫が15カ所にありますが、その水防倉庫につきましてもカギの保管はどうなっているのか。また防災備蓄倉庫同様に近隣の自主防災責任者に周知徹底が必要だと思いますけど、その点はどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。

水防活動は基本的には消防団にお願いしているところでございます。そのため水防倉庫のカギも設置しております区の消防団に預けております。また備蓄資材についても消防団に把握していただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

その点につきましても消防団自身は重々承知しているけど、その自主防災会、区長さんなりがそのことも知らないという区長さんも多いというか、だからそういった面でも災害発生時にはどうしても消防団の協力が力強く感じますが、万が一に備え日ごろの連携をスムーズにするためにも消防団自身も各区の区長さん、自分の区の区長さんは知っているけど隣の区の区長さんとかそういうのは重々というか、十分知らない点もあるうかと思っておりますのでそういった消防

団、区というか自主防災会の連絡先等の情報交換等の指導もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても災害発生時には時間的にはまず自分自身、家族による自助。そして隣保組、区による共助。最後に町、県、国による公助の順になると思ひます。地区、地域それぞれ環境条件が違ひるので実情をよく把握、見る上でまず自分のやれること、家族がやれること、隣近所でやれること、日ごろから自分自身も踏まえ考へていきたいと思ひます。

次に2点目の役場本庁舎の総合窓口案内の配備について質問します。

よく住民目線仕事をしてほしいということをお聞ひされますけど、しているつもりでもなかなか分らない。中の人でいるときは気が付かないこともいざ外の人になって中を見ると外から見ると初めて感じる場合があります。一部の町民から役場に来庁した際に入りづらい。どこが担当なのか分らない。誰に聞いてよいか迷ひ戸惑ひを感じるという声がお聞ひされました。幾度となく来庁経験のある方なら別かもしれませんが、初めての来庁者や内向的な人は職員の方から気が付いてもらえないかなと期待しているそうです。タイミングよく職員の方と目が合っ先声をお掛けられると、ほっとしたという声もお聞ひしました。そこで2、3名でいいですけど先に来庁者の気配を感じるように机を入口側に向けるとか、入り口にセンサーを設置し周囲にも気にならない程度に小さな音のチャイムで知らせるようなことができないか。どうしても職員自身は来庁者の対応はちゃんとやろうという気持ちは持っているんです、というお聞ひですが仕事をしていると気が付かない。だけど町民は気が付いてほしいという気持ちは強いと思ひます。その点、そういった工夫ができませんかお聞ひします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えします。

現在、役場本庁舎に来庁される方への案内については専門の職員を配置せず中央入口から入ってすぐ右に役場案内図を設置して対応しております。来庁者への対応については常に町民の皆さまと同じ目線に立って分かりやすく、笑顔で心を込めた対応をするよう日ごろから指導しているところでございます。今年4月の年度初め式の町長の訓示の中で平成27年度役場の目標の1つに「あいさつをしっかりとしよう、良い人間関係を築く基本はしっかりとあいさつをすることです」とのお話がありました。来庁される町民の皆さまの戸惑ひを解消するため全職員が共通認識のもとさらに意識改革を図り、どの職場におきましても適切に対応するよう徹底してまいりたいと思ひます。

なお、センサーやチャイムの設置につきましては今後の検討課題とさせていただきますと思ひます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

広島君。

○3番議員（広島法明君）

当然すべての職場についても同じことは言えるんですけど、例えば支所についてはその来庁者がある程度、近くの人で慣れている人が多い。ということで、それほど戸惑ひを感じる人は少ないと思ひますが、本庁舎は身延町全域の町民の方が、初めて来庁する人も多くいると思ひ

ますので、正直自分自身がこんなことを言うのは申し訳ないような、恥ずかしいようなこともありますけども、先ほども言ったようにいざ自分が一町民となってきて初めて、町民も気配を感じてほしいなというか、相手のほうから気配を感じてほしいなと。役場職員が一生懸命しているということは分かるんですけど、先に気が付いてくれないかというか、それが何か悪く言えば無視されているのかなと取る人もいます。それはごく稀ですけど、そういったことの人を少しでも減らすようにこれからも親切な役場、やさしい役場ということを念頭に勤務していただくことを期待しまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

広島法明君の一般質問を終わります。

それでは次は通告の4番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

予定では午後からでしたけれども、時間の関係で午前中でなんとか私もやらせていただきたいと思います。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は今定例会の補正予算に154万6千円の扶助費として上程されております、また請願が提出もされております子宮頸がん予防ワクチン、このことに関連した質問。また来年4月から実施される予定で、それまでに解決しなければならない中学校の統合問題、統合に関連した諸問題について質問をさせていただきます。

それでは通告1の子宮頸がん予防ワクチンについて、その子宮頸がん予防ワクチン接種の経緯について説明を求めたいと思います。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

松浦議員の1番、子宮頸がん予防ワクチンについては答弁者は私でございますけれども、答弁につきましては担当課長にさせますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは接種の経緯についての説明をということで、身延町がこのワクチン接種公費助成を行った経緯等をお答えしたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、医療機関での任意接種ができることとなりました。しかし接種費用が高価なことから山梨県においては全国に先駆けまして市町村の助成事業に対して補助をするという制度を創設しました。身延町ではこの県の補助を財源に充てた補正予算を平成22年6月議会に提案。議決後、公費助成事業をスタートさせました。その年の11月には国の予算措置もなされまして、国の資金をもとに県が造成した基金を原資とした基金事業を取り入れまして、平成25年3月まで任意接種に関わる公費助成を行ってきました。翌月の平成25年4月には子宮頸がん予防ワクチンは定期の予防接種として予防接種法に規定されま

したが、約2カ月後には接種後の症状の問題から市町村において積極的に接種を勧奨しないように求められまして現在に至っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

平成22年の6月定例会で今、説明がありましたけども衛生費県補助金、これで対象者の中の80%ということで100名分、150万円が計上されています。これは予防ワクチン接種事業の補助金として計上されておりますが、今、説明にあったような経過の中でのことですが、本町で子宮頸がん予防ワクチンの接種、これを始めた時期、先ほどの説明はこれは計上されて町で決められたという時期ですけれども、それを受けての接種を始めた時期はいつと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

22年の6月議会で予算が認められました。その後、対象者への通知等ありまして、それは7月に入った時点です。ですので実際の接種は22年の8月以降であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると22年の8月から実施されたわけですが、補助金ということで始めたわけですが、本町の子宮頸がん予防ワクチンの接種者数、予定では80%の100名ということで予算計上されて行ったわけですが、接種者数とそれから副反応が出た、新聞にも出ましたけれども、そちらの副反応が出た患者さんですね、その数を教えていただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

本町の子宮頸がん予防ワクチンの被接種者数は公費助成による任意の予防接種としましては360人。そして平成25年度に定期予防接種に移行してからは13人。現在のところ合計で373人です。

次に副反応者数というお尋ねですが医療機関から予防接種後、副反応報告書が国に提出されているのは現在1名であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

副反応も頭痛、関節痛の軽いものからそれから不随意運動、これはおそらく福祉保健課長もDVDなりを見て不随意運動、どういうものかご覧になったかと、すでに勉強していると思うんですが、それから失神、意識レベルの低下、それから歩行不能、いろんなレベルがあるんで

すよね。軽いものから重いものまで。すごい多岐にわたっています。

その当時、こういう予防ワクチンを接種するにおいて、22年の6月定例会で上程された時点でこういう副反応ということは、町としては把握していたんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

予防接種につきましては副反応、これはつきものであります。リスクがあるということは承知をしておりました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ではリスクがあることは意識して、把握していても実際にどの程度なのかというのは把握していなかったということですね。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると現在はこの副反応について内容等々も含めて、しっかりと把握なさっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

先ほど松浦議員さんがおっしゃられたとおり、いろんな症状がございます。今、手元には厚生労働省のホームページを参考にした資料がございますが、いろんな症状がございます。明らかにワクチン接種に伴う副反応かどうか、そのへんの判断というのが残念ながら私どもの福祉保健課、町の人材におきましてはそのへんの判断ができないというのが実情としてございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ここに新聞、皆さんもご覧になったと思いますけども、9月21日の山日新聞なんですけど、9月30日のNHKのテレビのニュースでも報道されました。本人の意思により実名で報道されて本人の写真の掲載、そして本人の画像もテレビで流されました。今回、私も本人の了解を得て、あえて実名で質問させていただきますけども、子宮頸がん予防ワクチンの接種によって副反応と診断された望月瑠菜さんですけれども、この方は、望月瑠菜さんは平成22年8月

27日、まさに先ほど福祉保健課長がおっしゃられました6月に上程されて、それから通知を出して本人が決断をして接種を受けたその時期に当たると思いますけども平成22年8月27日に1回目、サーバリックスのHPV A977AAというのを1回目受けました。2回目が平成22年9月27日、同じ種類で受けました。平成23年の3月28日に3回目、これがちょっと問題だったような気がするんですが、サーバリックスのHPVのVA123BAという形の中で接種を受けたわけですが小学6年のときにワクチンを接種、これ22年は小学6年生でした。6年生のときに接種して4年後の夏休みに平成26年8月8日に足がおかしいと訴えてきて3日後の8月10日には自力で歩けなくなった。そういう状況になったわけですが、これは福祉保健課長も本人から伺っておりますから把握していると思いますけれども県内の5病院で診察を受けましたけれども原因が分からなかった。ある病院では精神的なものではないかという診断を受けたわけですが、そのすぐあとの8月15日から下部の病院でリハビリに励んで現在、高校生ですけれどもNHKのニュースにもありましたけれども一歩一歩確かめるように歩くような状況にまで回復することができました。

しかし、これは3回目の接種をしたあとの平成23年以降、ワクチン接種にはなかったようなさまざまな症状が出ていました。これは先ほど福祉保健課長が答弁なされた、まさにどういうふうな症状があるか、今この県内においても、また町もそうですし、われわれもその症状がどういう形で出てくるか、これが把握しきれない。まさに福祉保健課長が答弁されたことそのままなんです、中学校3年間のときの症状がここに一覧で全部記してあります。月ごと、日ごとに。これを見ますと、これは3年間の健康観察記録ということとっておいていただいたんですが、この内容を見ますとどの痛み、それから巻き爪、ここから始まったそうです。そして耳、足、ひじ、ひざ、首、指、手、腕、手首、そして目、あばら、骨、頭、胃、顔、これが痛くなる。時にはもう我慢できないぐらいの痛みになると。そういう状況の中で原因が分からないまま学校に通っていたと。1年のときにはそういう症状が出るのが月の中で3回か4回。3日、4日くらいだったんですが、3年の多い月にはほぼ毎日。それも1カ所ではなくて複数箇所。例えば首と頭と耳と顔が痛いとかそういう痛みに苦しんできました。多感な時期の本人や保護者の不安、私も本人とも話をしましたが本当に絶望感の中で学校生活を送っていた、そういうことを伺いまして本人、本当に耐えがたいものがあつたんだろうと推察されます。

平成22年6月時点においては、子宮頸がん予防ワクチン接種でのリスクや症状に対する説明も当然ありませんでした。そのため体の痛みや違和感があっても予防ワクチンの接種が原因だとは病院の医師ですら考えが及ばなかったのが実情でございました。

そこで伺いますが平成23年以降、副反応の患者の訴えが多くなりました。国でも予防ワクチンの接種のリスクや症状を提示して、先ほど話がありましたけれども積極的に接種を勧めない、勧奨しないというふうに変更しました。それが25年6月に周知しましたけれども、この内容を症状等も含めて担当の福祉保健課長も現在、把握していると思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

すみません、今ちょっとご質問の趣旨をもう一度。申し訳ありません。

○6番議員（松浦隆君）

そういうふうに理解していただいているということによろしいでしょうか。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

25年の。

○6番議員（松浦隆君）

6月以降。厚労省からこういう通知が出されましたよね。それを周知してやっぺらっぺらというふうに理解してよろしいですねということです。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それでは次に質問4の子宮頸がん予防ワクチンの接種を推奨したことについての責任への考えについてということでお伺いしたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの接種を推奨した責任への考えについての、町長へこれは伺いたいと思いますが、そのへん町長いかがでしょうか、責任について。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

もちろん責任問題というのは、非常にそれは私がここで軽々に申し上げるべき問題ではないと思います。国、県でもまだ責任をとということも分かっていない時期でございますので、そのへんを私はそんなように思っております。

したがって、大枠はそうでございますが詳細については課長に説明をさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

先ほど申したとおり予防接種には副反応リスクがあるということは承知をした、その上で公費助成をし接種を推進した。このことへの責任ということになりますと予防接種行政そのものが成り立たないのではないかとこのように考えます。仮に今、今回の子宮頸がん予防ワクチンと同様の経過を辿って国や県が新たなワクチン接種への助成の仕組みをつくって、身延町どうしますかと判断を求められたときに予防接種にはリスクがある以上、身延町は助成を行わないという判断をよしとするのか、責任ということを考えてときに非常に悩めるところであります。しかしながら今回のことに関しまして、このことだけは申し上げたいというふうに思っております。町が国や県と歩調を合わせて公費助成をし被接種者の負担軽減を図り接種しやすい環境を整えたということこのことは事実でありますし、また接種後に日常生活に支障を来たような健康被害を受けた方がいらっしゃる、このことも事実であります。そのような事実のもとで町としてできる支援を行ってまいりたいと、このように思っているところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の福祉保健課長が話されました答弁ですね、私は本当に町長からその言葉を聞いたかったです。今回、今議会の一般会計補正予算に過日、新聞報道されましたけれども県内ではじめて実施されました子宮頸がん予防ワクチンの接種後の症状に対する医療支援給付金として154万6千円が計上されております。今、福祉保健課長が責任についての答弁をされましたけれども、今、答弁されたまさにその中身でこの医療支援給付金として計上したとそうに捉えているんですが、そういう思いでよろしいのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

これはちょっと質問する予定はなかったんですけども、同じ内容なのであえて質問させていただきますけども、別の角度から質問させていただきます。

22年6月定例会で子宮頸がん予防ワクチン接種事業助成事業として上程され、可決されました。そして22年の8月から実施されましたけども、この事業は県の指示というか、県からの話でやられたわけですけども、その中で22年6月8日から開催されました平成22年第2回身延町定例会の町長行政報告で町長自らこの議場で次のように発言しています。子宮頸がん予防ワクチンは10代後半に接種すれば7割以上が予防できるとされております。ただし接種に必要な費用は約4万5千円から5万円との高額なことから接種者の費用負担は大きいところであります。今回の助成事業の考え方は女性が接種を受けやすい環境を整備するため、この接種費用を助成するものでありまして1人当たり4万5千円を上限に助成するものであり、今議会に女性対象者100人分で450万円を計上いたしました。これはもう本当に計上した経緯ですが、そのあとに啓発周知にも力を入れてまいりますのでご理解を申し上げる次第であります。このように町長がおっしゃったんですよ。ですから私はさっき、町長の口から先ほどの答弁をいただきましたかったなとそういう思いでございました。

その中で先ほど福祉保健課長も話をされましたけども、ここからも町長にお伺いしますが22年の6月から県単独事業として県が3分の1の負担で実施されて、それを受けて町長もこういうふうに報告の中でしていただいたわけですよ。しかしながら国では平成22年の12月から実施されました。実施されることが決定して実施されました。県の実施は国の実施より6カ月早かったんですね。そのことを承知していると思いますが、それを承知した中でやったと思いますけども、私が今ちょっと不安に思っているのは国と県の実施時期に6カ月の差がありました。本町においても今後副反応の患者が出ないとは限らないと思うんですよ。先ほど説明しましたけども望月瑠菜さんもこのちょうど国が認める、県は認めただけども国は認めていないこの6カ月の間に接種しているんですよ。もし国が今後どういふふうな対応をしてくるか分か

りませんけれども、国の実施以前の接種だからというふうな形の中で、もしそういう国の考えが出てきたら、国の救済から外れるようなこともあるのではないかと私はそういうふうなことを心配しているんです。この場合の責任と対応、町長はどのように、この対応の仕方どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

したがいまして、町で対応する旨の予算も計上してありますので、町とさらに県とも相談をしながら町で責任対応をしたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

聞いたところによりますと国などから今回、町で支給してそのあとに国からのそういう補助なり救済があった場合には返済してもらうというような形らしいですけれども、その形であっても、国がどういうふうな形であっても町がある意味ではこういうふうな救済の処置を取った、計上したということはそれなりの責任を町がちゃんとしっかりやるんだというふうな、そういう受け止め方でよろしいですね。はい。

5番目の副反応者への今後の対応について町の考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。その点について。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今後の対応の考えの内容ということで、今議会に定期的予防接種と公費助成による任意の予防接種に関わる副反応の救済制度において医療支援の部分に差があり、その差を補完できる町独自の支援として一般会計補正予算案を上程いたしました。具体的には医療費の自己負担分と定額の医療手当を給付するというもので、ワクチン接種後の症状に対し受診した時点にさかのぼって適用する考えであります。

なお、ちょうど厚生労働省も救済制度の差を見直すこととして、具体的にすでに動き出しているところであります。仮にこの国の見直しに伴って救済の対象となり得た場合は町の支援は終了をし、町と国の救済が重なる部分が仮にあった場合には二重の救済となりますので、町の給付分についてはお返しをいただくという、そういう仕組みで今回、支援制度を考え補正予算案を上程させていただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうするとそれは、今の給付の形はこの副反応は今回、初めてこの表に出てきてどういう状況、基本的には、本人にしてみれば元の形に戻る、それが回復したということだと思っておりますが、それがお医者さんはどういうふうに判断するか分かりません。回復しましたよ、だけど本人はまだそうではない、違うんだよということと言われるかもしれません。どこが回復したか

分からない。またそれと同時にいつまでかかるか分からない状況なんですよ。その点はしっかりとして、やっぱり回復という形が出るまで町のほうでは対応していただけるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今回の支援のための給付につきましては、現時点では来年度末までということでの臨時的な措置として考えております。来年度末、ちょうど望月さんが高校を卒業される時までということと考えております。その間に先ほど申しましたとおり国の見直しがございます、これまでは入院相当の治療に対してのみ救済が行われていたものが通院も認めるという方向で今、見直しがされ、動いているところでありますので、その間に国の救済の対象となり得る可能性が出てまいりました。ですので今回の措置につきましては、来年度末までという一応の区切りをつけさせていただきますが、その間に国の見直しのほうの対象となるかならないか、これは手続きを進めてみないと分かりませんが、一応そんな国の動きも見ながら町として今現状考えている、来年度末までということと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今そういう話がありましたけども国も動いている。しかしながら先ほど私が話をしましたように、そのちょうど国と県の実施した狭間にあるわけですね。その点を一番心配しているんですよ。回復はどこをもとにして回復ということは分からない。そのへんを心配した中での質問なんですが、やはりその中で町長も話をされましたように、やはりそういう今までの経緯を理解した中で今度の救済を町で進めるんだよという、そういう話がありました。ですからその中でやはりしっかりと来年の卒業までという1つの区切りなんですけれども、その後はどういうふうにするか、またこれから福祉保健課長、それから町長も含めてご相談を申し上げながら進めていただきたいと思います。

それではこの項についての最後になりますけども、今議会に望月瑠菜さん本人とお母さんの連名で予防ワクチン接種後の健康被害追跡調査の実施を求める請願書が議会に提出されております。医師も判断できない状況にある新たな症例であり、把握が難しいかもしれませんが今議会において審議されますが人道的な見地においても採択されると私は思っています。この健康被害追跡調査の実施に対する町の考え、これをお伺いしたいと思います。先ほど373名いらっしゃいました。1人が副反応ということで出ていますから372名に対して追跡調査をしていただきたい。それが実際には本当に症状があまりにも多すぎて把握しきれない。私が聞いた中ではもう1人、身延のほうにいらっしゃるような感じなんです。しかしその方も自分が予防ワクチンの接種によって、そういうふうになったかどうか判断がつかない状況なんです。ですからそのことをやはり町が責任において追跡調査をするべきではないかと思っておりますけどもその点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

現時点での考え方ではありますが、まさに医療機関においてもこの症状に対しての知見というか厚生労働省の研究班に所属する医師につきましては、それなりの知見を有していらっしゃると思います。一般的な医療機関においては、どの程度が副反応であるというふうに診断ができるのかできないのか、ちょっとそのへんが分からないところではありますが、まさに町においてこの調査をした場合に、これが副反応であるという判断を町がすることが能力的にいて難しい。例えば頭痛の症状がありました。ではそれが副反応であるのかどうか、それを町の職員が調査をし判断をすることが大変難しいと思っております。よろしいですか。はい。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

判断を町でしてくれなんて誰も言っていないですよ。調査をして、その調査をするときに先ほど福祉保健課長に現在の副反応の症状を把握していますかと言ったら、していますと言ったんですよ。ほぼしていますよね。そういう症例を挙げて、接種した方々に副反応はこういうことがありますよ、厚労省の内容も付けたっていいではないですか。ほかにもあるんですから。そういうものを付けて、こういう副反応としてこういうことが認められていますよ、あなたは接種しました、そのことについて心当たりのある方はいらっしゃいますか、どうでしょうかと僕はそれでいいと思うんですよ。その判断は何も町がやることではないですよ。県内においてもたくさんのお医者さんがいらっしゃいますけども、それを判断できる方、山梨県にまだいませんよ。その中で厚労省なりなんなり、また信州大学とかそういうところと相談する、次の動きをするための1つの町の施策、それが責任の取り方ではないかということをお私言っているんです。そこをぜひ理解していただきたい。その点、短くお願いします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今、私が先走って判断をしなければならぬというようなことを言ってしまったんですが、実は課内で話をしまして接種をした方を対象に今、厚生労働省あるいは文部科学省の要請によって各県に相談窓口が設置されております。そのへんの情報をお伝えしながら併せて今、手元にある厚生労働省ホームページのほうでこんなような症状がありますと、こういった資料も付けながら相談窓口がここにありますということをお知らせするために個人宛てにそういった通知を出すということで考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

お知らせするためにやってくださいということをお言っているのではないですよ。それを町で把握しなければ駄目でしょう。お知らせするのは当然、町も症状を分かっているわけですから、そういうことを接種した方から回答をもらって、この方はちょっと疑わしい、この方は大丈夫だな、そういう話をやっぱり町が把握するべきでしょうということをお言っているんです。ぜひその点を間違えないで、議会のほうでも採択されると思いますけどもその中で動いていただき

たい。すみません時間がありませんので、この項の質問を終わり中学校統合までの諸問題についてに移ります。

スクールバスの補助席の使用生徒数について伺います。

スクールバスを5路線で運行するには最低でも5台のバスが必要ですが、この5路線の中で補助席を使用する可能性の高い路線、どこと考えますか。その点について伺いたい。また身延中学校へバス通学する予定の生徒数、こちらも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今ご質問が4点あると思いますけれども、通告をいただきました4点についてはこれから学校教育課長が答弁をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校のスクールバス運行については今、議員さんのおっしゃるとおり5系統の運行を基本ルートとして計画しています。5台のスクールバスの定員座席数はそれぞれ運転席を除くと28席であります。補助席は6席あります。5系統のうち23人以上の生徒が乗車し補助席を使用するルートは古関からの下部線、西嶋からの西嶋線、八日市場からの原線の3路線であります。この経路の生徒全員が同一バスに乗った場合には下部線が6座席、西嶋線と原線は1人ずつが補助席を使用する見込みとなっております。

なお、スクールバスを使用して身延中学校へ通う生徒数ですが、今回のスクールバスの運行につきましても現身延中に通っている下部地区の生徒も乗車することになっています。その生徒を含めると111人を見込んでおります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

古関線、八日市場線、それから西嶋線、これが補助席を使わなければいけないということで出ましたけれども、この補助席を使用する生徒数に関わることなので質問いたしますけれども、教育委員会へ下部中学校保護者会有志の方から質問状で通常、スクールバスは2便なので5台では不可能であると指摘がされました。教育委員会の回答で部活動のある生徒にも対応した運行の計画で早期練習、放課後の活動がある日にはもう1便、運行するが現状の中ではその日数は不確定であるとあります。この部活動ですね、早朝練習等々を今までの中で考えるといつからいつまでというふうに教育委員会は把握していますでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

部活動につきましては1週間のうち火曜日から金曜日を行う日ということで学校のほうでは考えているようです。それから冬季期間、冬場につきましては早朝練習を行わないということで確認がされているところです。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

火曜日から金曜日でそれ以外はやらない、また冬期間もやらないということなんですが、今までの例から見ますとこれは現場の先生に確認したんですが、毎年2月後半から11月まで部活動をやられていると。また3年生は夏休み以降は部活から引退します。そうすると4分の3以上が当然2便の運行が不可欠。年間を通しての中の4分の3以上ですね、これが不可欠であって年間を通してほぼ、これは2便と考えるべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

おっしゃるとおりなんですが、部活によってもその部の活動が同時に開催されるかは別として、ほぼ4分の3くらいは部活動があるではないか、そのほかに考えられるのが生徒会活動、学年ごとの活動それらも加わってきます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると例えば今、答弁にありましたように部活動、それから生徒会活動等々を含めると部活動だけでも4分の3あるわけですから、それ以上にまた出てくるわけですから4分の3を超えるわけですね。極論ですけれども、教育委員会とそれから学校は部活動、それから生徒会活動が終わったあと帰宅する路線の中で例えば行事によっては、内容によってはたった1人であっても帰宅する生徒がいればそれを1便を、2便目ですね、2便目のバスを出してでも送っていかねばいけい責任があるわけですよ。基本的にはそういうことを考えると年間4分の3以上、ほぼ年間を通してというふうな形の中で必要であれば、これは基本的に10便必要だと思っんですよ。その中で3台のスクールバスを購入して2台は既存のバスを使うということでしたけれども、その根拠、そういう中においてのその根拠は何なんでしょうか、お伺いたします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

答弁を用意していませんが今の質問に対しての考えを私のほうでお答えしたいと思います。

まず乗車定員、それから生徒の数、先ほど言った部活動の状況、生徒会の活動の状況、それから生徒の所在、居所ですね、それらによってどのような人数のバスが必要なのか、どのような便数が必要なのかを検討してまいりました。あくまでも乗りきれるシステムを5系統ということでは検討をしてまいりましたので、そこに住所を置く生徒の人数をもとに検討をしてきたところであります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると先ほども話がありましたように路線ごとで、例えば補助席を使ってうんぬんという話のところは3路線ありましたね。3路線等のことも頭に入れながら、この5台のスクールバスで不足するとき、事業者からバスを借りて運行するということが回答の中にもありました。先ほどの部活動の年間の予定、それから教育委員会、学校の責任を考えればほぼ通年、事業者も含めてバスを借りて運行していただきたい。このように思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それも検討する中で必要性があれば検討いたします。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

必要性があればということですが、おそらくその子どもの安全とかそういうことを考えれば絶対必要だと思うんですよ。その安全面について2番のスクールバスの補助席の2点式シートベルト、安全性に対する教育委員会の考えということに移りますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

道路運送車両法、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示、これらによりまして座席ベルト等に関する基準が定められております。座席ベルトの取り付け装置を付けなければならない座席は2点式座席ベルト等、少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものを第1種座席ベルト。それからまた3点式座席ベルト等、少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ上半身の前方へ倒れることを防止することのできるものを第2種座席ベルトといい、そのいずれかを取り付けることとされております。

座席ベルトは当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に障害を与える恐れが少なく、かつ容易に操作等を行うことができるものとされております。

教育委員会では今回のスクールバスの購入、運行の計画を立てる上で、先ほど申し上げましたが乗車する生徒全員が着席する座席に関しては、道路運送車両の道路運送車両の保安基準を満たした安全性が確保されている車両であることを前提として考えてきました。通学支援、スクールバスの運行計画については今、示しているものが完成形ではありません。今後、就学意向確認、部活動の関係、乗車場所の調査等を行う中で調整をしていかなければなりません。補助席の2点式シートベルトの安全性についてというご質問であります。町ではお答えできるだけの検証結果、知識もございません。またお答えすべき立場でないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

答弁にあったように2点式シートベルト、国交省の保安基準で1種のシートベルトとして認められています。しかしシートベルトですが、2点式ベルトは3点式に比べて乗員の拘束性能が劣っているんです。それはもう、もし自分が運転なさる場合も3点式と2点式、これだけ違うんだということは分かると思います。ベルトを2点式の場合、腰骨にしっかりと当てて装着していても衝突時にずれるんですよ。このずれるということは何を意味するかということですが腹部に食い込んで内臓に大きな障害を与えたり、肩ベルトがないために状態が前に倒れる。それで頭が膝頭にぶつかったりしまして頭部、それから膝などの障害、また事故の状況によっては他の乗員に対する加害性を持つ。加害性を持ってくるんですよ。こういう事故例が多くありまして、シートベルトを締めていたけれども生死に関わるというそういう報告も多くされているんです。これは衝突時の力と最大応力の関係なんですけどこちらのほうでも証明されているんですよ。たしかに国交省も1種ということで認めています。保安基準の中で認めています。しかしながらこの3点式ベルトに比べて2点式ベルト、応力の集中度合が大きくて腹部にかかる力が3点式ベルトに比べて3倍以上になるんですよ。これが原因であると。ですから国交省で認めているけれども2点式ベルトは基本的に何かあったときに危ないよ、だからバスなんかに乗ったときも2点式ベルトには乗らないほうがいいですよというふうなそういう研究結果も発表されているんですよ。そういうことがあるんです。先ほど教育委員会はそういう部分、詳しい部分は把握していないということだったんですが、これをぜひ調べていただきたい。これはしっかりと載っています。ぜひ調べて対応していただきたい。

この補助席を使用して通学させる、それも学校からは生徒の座る席もある程度決めたいというそういう指定されたという説明もなんかあったとも聞きました。このような現実を目の前にして、補助席を使用しての通学に保護者がある意味で、要望書が出されたようにやはりこんな状態の中では納得できないと思うんですが、その点についての教育委員会、今の2点式ベルトの報告も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほど申しましたとおり、今後、就学意向の確認とか部活動とかそれらも含めてスクールバスの調整をしていくと申しましたが、その折にできるだけ補助席を使用しないような経路、便数、これらを検討してまいりたいと思います。

それから2点式のベルトの安全性の部分につきましては、先ほど申したとおりこれを前提とするということで、シートベルトが2点式、3点式は別にしてその基準を満たしている車両ということで検討をまいりました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

昨日のこの議場においての質疑においても教育委員会が安全性に対して、いかに真剣に考えているかということは私もひしひしと感じます。しかしながらやはり保護者に理解していただいて、保護者もまた生徒も安心して通えるような、そういうスクールバスでなければならぬ

と思うんですね。そのことを私は理解していただきたいんです。教育長も学校教育課長ももし自分の子どもが、もしくは自分の孫が毎日スクールバスの補助席に乗って、2点式ベルトを使って通学するという、もしそういうふうな状況になったときに本当にどう考えるか、その保護者の思いを分かっていたいただきたい。保護者は決してスクールバスを出してもらうことを反対しているわけではないんですよ。そのスクールバスをありがたいと思っている。思っているけれども、そのスクールバスの補助席に座らなければいけない可能性がある。そういう2点式のベルトで何かあったときの不安の大きさ、このことを訴えているんだろうと思います。今議会に提出されたスクールバスの安全装置の追加、これ同様ですね、事故を未然に防ぐ対策、事故が起きたときの安全に対する万全の対策、これを講じなければならないのが教育委員会の使命であって責任であると思います。その点について教育長、一言お願いします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ただいま課長のほうから現実的な見通しとか、また今、置かれた人数のこととか申しました。課長も申しましたが、いずれにしても補助席を使わない方法を考えていくと申しました。議員さんもそのへんが主題だと思うわけでございますけれども、私どももできる限りの安全策を講じていくということは当然でございます。当然考えていますし、どういう方法があるかということも人数も踏まえながら今後、確定をしていきたいとこんなように思っています。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

先ほど補助席込みで28、補助席なしで22の座席数があるという、そういう話でしたけども、その3路線がどうしても補助席を使わなければいけない。1便の場合ですね。それが2便になれば全然それは問題ないわけですね。そういうことも含めて、それから部活動等で事業者のバスを借りて対応する考えであれば、補助席を使わないで年間ほぼ通年、年間3カ月ですね、行事によっては2カ月になるかもしれません。その部活動等々のない時期も対象で通年で2便での対応を前向きに考えていただけるといって今、答弁もありましたので、そのように私としては受け止めさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか、学校教育課長。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

できる限り補助席は使用しない方向を検討して調整してまいりたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

できる限りではなく、確実にそのようにやっていただきたいと思います。

次の質問、3番に移ります。

保護者、生徒を対象にしたスクールバスの試乗が行われると伺いましたがその日程、それから内容について簡単をお願いします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それでは8月に行った3日間は松浦議員さんも試乗しましたので、そこは省略させていただきます。久那土、西嶋地区の保護者への就学事務の説明会、10月27日に開催したその折に保護者から平日の登校時刻に合わせた時間帯でスクールバスを試験運行し、児童生徒と保護者が一緒に乗車体験したいとの要望がありました。この要望を受け各学校を通じて久那土、中富、下部地区の小中学校の児童生徒、それから保護者に対し希望を募り本日12月8日、下部線と久那土線、それから10日の木曜日に西嶋線と原線の試験運行を計画しています。また年が明けて1月20日には学校の行事として現中学1年生、2年生を対象としたスクールバス乗車訓練、それから3月4日には新入生も含めた合同の乗車訓練を行う計画となっています。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まさに今日、12月8日、古閑久那土線、これが実施されていますが、そのことなんですけどちょっと伺いたいんですが、今日は下部の中学校で2学期のまとめテストがありましたよね。このことは教育委員会、把握していると思いますが2学期のまとめテストがありました。このテストは2学期に学んだことを生徒がどれだけ把握しているかのテストで5教科で行われまして期末テストより範囲が広がっていますが、今日試乗を実施されたということに対して、ある教育関係者ですがテストの前に行くことが理解できない。教育者であれば絶対にしないことだが教育委員会の決定で仕方がないと。テストを目前に控えてその日の朝に子どもたちの試乗を実施する。中にはそのテストを考えて試乗しない子もいたかもしれませんがけれども、その子どもたちへの負担が大きい。こういうふうに話をしていました。教育委員会がこのテストがあることを知った上で設定なさっていましたけども、僕から思うと10日に行われる西嶋八日市場線、これと組み替えるなりなんなりの方策もあったんじゃないかと思いますけども、そのへんの日程の変更等々、予定の変更等々考えなかったのかその点だけ伺います。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

就学意向確認書というものを保護者に提出を求めています。それが12月18日までということの説明会の折に説明をしたところです。その前に試乗の体験をしたいということで日程等につきましては、教育委員会で調整をさせていただいて通知を差し上げますということでありました。その通知を行う段階では今言われたテスト等の確認はしてありませんでしたので通知は8日2路線、10日2路線ということで計画をしていました。その通知後の学校説明会の折に保護者からこういう予定がされているんだけど、それでは試験に間に合わないんじゃないかというような質問が出た折に、下部中学校の先生がそれについては学校のほうで考慮しまして時間を振り分けましたと。心配せずに試乗に加わってくださいということでお答えしたところです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それは先ほどの教育者の話がありましたけども教育者とすれば絶対しないことだと。今日、1校時目から予定していたこのテストを2校時までには繰り下げて2校時目から6校時目でやるという学校側が決定したそうですよ。私がさっき質問の中にありましたように10日の西嶋線、八日市場線、これと組み替えたってよかった話なんです。しかしながらそれを今、学校教育課長の話では最初にそれを知らないで設定した、保護者との話し合いの中で決定したことなので設定したということでしたけれども、これはあってはならないこと。教育長も学校教育課長も事務的には私は完璧だと思いますよ。しかし教育現場での経験がない分、統合を控えた生徒の心情、それから教育環境の部分で私は配慮が足りないとこのように考えました。このようなことは今後絶対にあってはならないことですが、その点も含めて今後考えていただきたい。そしてやはり子どもの立場、それから保護者の立場、考えて2点式シートベルトを使わないでも済むような形をつくって構築していただきたいと思います。

時間の関係で4番の統合する学校間、生徒間の今後の予定について、この質問は取り下げさせていただきますがぜひ教育委員会には町民目線と言いますか、保護者目線で今後も対応をお願いして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

松浦隆君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時30分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

一般質問を始める前に政策室長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

午前中の深澤議員さんのご質問の中で誤った答弁をしてしまいましたので訂正させていただきます。

質問2の中でございますけども河川保全区域の中の距離を私のほうから官民境界から20メートルが河川保全区域というふうに設定されておりますという説明をさせていただきました。これは全国的な、20メートルというのが大きい川のように富士川につきましては18メートルというふうに規定されております。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

次は通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、学校統廃合問題について質問いたします。

中学校の準備委員会が終了したということを知ったんですけども、これは一般の傍聴ができないとか小学校の保護者が参加できない、それから地域住民の声も聞いてもらえない、そういう多くの問題点があったと認識をしています。この前の回覧板でまわったという、こういうふうに決定されましたということでもわかりましたけども、やっぱりこういう大事なこと、本当に回覧板でいいのかなと私は思いました。

議会との関係では重要なことがあったり、決まったりしたときには議会に報告をするということだったんですけども、それもなく保護者の方からなんかいきなり終わってしまったということを知ってびっくりしてしまったという状況です。

そこではいろんな問題が解決していなくて、今後やっぱり保護者の皆さんたちの不安とか不満とかそういうものいっぱいあると思うんですね。そういうものについては今後どういうふうに教育委員会では対応していくおつもりなのか、教育長お願いいたします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今回の議会に対しまして渡辺議員さんから4点の質問を受けております。この答弁につきましては、学校教育課長にさせますのでよろしくお願いをいたします。

○11番議員（渡辺文子君）

すみません、教育長お願いします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

まず1点目のご質問にお答えいたします。

中学校統合準備委員会は、

○議長（野島俊博君）

はい。

○11番議員（渡辺文子君）

教育委員会でやっぱりいろんな問題、最終的に話をすると思うんですね。統合準備委員会は終わったんですけど、では今後どうするのかということをやっぱ事務方でなく教育委員会の中でどういうふうに対処するのかということを考えるのが当然で、だから教育長に私は答弁をお願いしたんですけど、お願いいたします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

渡辺議員さんの言っていることは分かるんですけども、今回の質問につきましては今までも何回もご質問とか、あるいは私のほうから答弁もさせていただいております。その繰り返しになる部分もありますし、また事務方でもいろんな面で準備をしております。そういう点から

課長のほうから答弁をさせていただくということを申し上げました。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

事務方ではなくて、やっぱり今後どうするのかという大事なことは教育委員会で話をしてい
ると思うんですね。その決定について教育長に、事務方は教育委員会に入っていないではない
ですかね。教育委員会としてどういうふうな決定をなされたのか、そこについてお聞きしたい
から教育長にお願いしたいと、さっきから言っているんです。お願いします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

繰り返しになりますけど、質問の内容を見ますとこれはまさに今まで準備委員会とか、いろ
んな形で準備をしてきた事務方の配慮によるところでございます。最終的な決定は当然、渡辺
議員さんのおっしゃるように教育委員会で決定をして私どもの責任において執行しておるわけ
でございます。これは言うまでもないわけでございますけれども、今日の質問の内容を見まし
たらこれは事務方で答弁するべきだという考えでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は教育長にお願いしたいと私が言っているんです。そっちでどう考えようが私は教育長に
教育委員会で決まったことなだから教育長にお願いしたいと私が言っているんですけど駄目
ですか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

分かりました。それでは私のほうから説明をさせていただきます。

1点目の質問でございますけれども、中学校統合準備委員会につきましては本年2月17日
に委嘱式ならびに第1回の会議が開催をされました。新設統合中学校が円滑な発足に資するた
め協議が始まりました。その後、熱心な議論を経る中で11月4日、第9回、先ほど議員さん
からおっしゃられましたように第9回の中学校統合委員会をもって10項目からなる提言書が
まとめられました。これを受けて11月5日に教育委員会に提出をされたということでござい
ます。この提言書についても先ほど言いましたように公表をしていますので、すでに議員さん
もご覧になっていることと思います。この提出されました提言書を11月16日の教育委員
会で審議をし統合準備委員会の提言を尊重し、提言に沿った形で中学校を設置運営していくこ
とが全会一致で承認をされています。これをもって中学校統合準備委員会は終了したという
経過であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではなくて、今後その保護者などの不安や疑問などに対して教育委員会としてはどうい
うふうに対応なさるおつもりですかということを知っているんです。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

この9カ月間に及び中学校統合準備委員会の協議の場におきまして保護者から多くの意見や
要望が寄せられ、それについて項目ごとに意見の交換や説明をしまいいりました。また直接、
教育委員会へ要望書として提出されたものもありますが、これについては文書で回答を行い、
その説明をしてきたところであります。

このような経過の中で保護者の疑問や不安も少しずつ払拭をされてきていると感じておりま
す。保護者の皆さまがわが子を教育環境の整った学校で安全で安心の学校へ通わせる、楽しく
学べる、また充実した学校生活を送れる、そのような中学校を望んでいるのと同じく教育委員
会も意を等しくしているところであります。

来年4月の中学校の開校に向けまして、これからも準備をするもの、また調整をしていくも
の、まだまだございます。また開校後においてもこれは続けていかなければなりません。議員
の皆さまにもご支援・ご協力をお願いする次第ですけれども現在の状況等は以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今までだから文書等に対応していたというふうにおっしゃいましたけども、今後まだまだ、
4月からもう新しい中学校ということなんですけど、まだまだ解決しなければいけない問題
いっぱいあるではないですかね。それについて不安とか疑問とかいっぱいあることに対して同
じように文書で答えていくというおつもりなんですか。そのこのところの一番大事な部分が
ちょっと抜けているんですけど、答弁が。お願いします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

どのような点が、どのような回答を求めるといふ、そのような疑問点をどなたがどういう形
で発しているのか私にはちょっと分かりませんが、具体的にもうちょっとお願いします。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういうものが出てきた場合、どうするんですかと。今まで同じように文書でただ返してい
くような対応をするんですか。そのこのところをもう1回お聞きしたいと言っているんですけど。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

一般的に質問とか、あるいは要望とかが出る形にもよると思います。例えば文書でくれば文
書でお答えをいたしますし、例えば教育委員会へ訪ねられてお聞きになれば、そのとき回答が

できること、また教育委員会で話し合わなければ解決できないこと、いろいろあると思います。その場その場で対応をしてみたいです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか今まですごい、文書のやりとりがあったんですけど、やっぱりここにきて文書ではなくて、きちっとやっぱり相對して返していくというような丁寧な対応をしていただきたい。本当にいろんな問題で保護者の方たち、いろんな不安を抱えているというのをお聞きしています。そういう意味ではちゃんと丁寧な対応というのはお願いしたいと思いますけども、それは今後なるべくしてくれるということで、きた部分に対してはそういうふうにしていただけるということをお願いしたいなと思うんですけど、なるべく文書ではなくて、きちっと相對して答えを出すとかそういうような丁寧な対応をぜひしていただきたいと思いますが、それはどうでしょうか、していただけるということに理解していいですか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ですから先ほど申しましたように、その要望とか質問をされる方のどういう形でされるのか、それによって私どもも対応いたしますと申しております。ついこの間も要望書等が提出をされました。それについてもその当事者の方に来ていただいて直接、面前で説明もいたしましたし、また議員さんもそのときには同席していらっしやいました。その場その場のいろんな対応の仕方があると思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私も同席は、そのことに関してちょっと言いますと同席はしたんですけど、それは代表者だけの問題ではなくて、あそこに何人かの名前があってハンコを押している方たちもいらっしやいましたよね。私、そういう方たちにきちんと説明すべきだと思うんです。代表者に説明したからいいという問題ではなくて、皆さん本当に不安な思いを抱えていらっしやる。その方たちに教育委員会はきちっと対応する。出向いて対応するということは必要だと思うし、そういうふうにしていただきたいと思うんですけど、これはあとの質問でしようかなというふうに思っていましたけども、今そんな話が出ましたのでここでそういう丁寧な対応をしていただきたい。今後していただけるのかどうなのか、どうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然、保護者の皆さんが不安に思っていることいろいろあると思います。その場その場で丁寧に対応していくのが私どもの目指すところでございます。いよいよ学校の来年の4月の開校に向けて、さらに突っ込んだいろいろな要望事項、あるいは対応しなければならないことも見えてきています。それらの方向性についても今後は学校を含んだいろんな場面が想定をされま

すけれども、いろんな形で説明はしていきます。それは大丈夫です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからこの前、代表者だけ呼んで説明をしたというような対応をしたので、そうではなくて、有志ですけどもそういう多くの人たちを対象にきちっと出向いて行って説明をしていたけるんですかということを知っているんですけど。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

前回は先ほど申しましたように代表の方が見えて、そして要望書をいただきました。したがって、一緒に来ていただいた町会議員さんも回答したときには来ていただきましたけれども同じような形で、要望を受けた形で回答はさせていただきました。今後はどのような形が出るか分かりませんが、その場その場で判断をいたしまして適切な対応をしていきます。この間の対応がおかしかったのではないかというふうなご指摘かもしれませんが、この間はそういう対応をさせていただきました。あのかの対応についてはそれでよかったと今、思っています。今後につきましてはどのような形が出るかによって考えてまいります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

代表の方お二人が行って、来いということで行って説明を受けたんだけど、やっぱりその中で私たちだけがそういうふうの説明してもらっても、やっぱりあとには多くの方たちがそういう不満、個々にいろんな問題があると思うんですね。そういうことがあるので、とりあえず受けたけれども、これをどういうふうに戻していったらいいのか困るというような話もお聞きして、それは当然だなというふうに思ったんですね。だから例えばこの前の件にしても代表者に説明はしたけれども、やっぱりほかの多くの方たちもきちんとして説明をする責任は教育委員会はあるのではないかなというふうに思って、代表者の人たちの話をする中でそういうふうに思いましたので、やっぱりそういうきちんとした丁寧な対応をしていただきたいなというふうに思ったんですけど、その答えについてもまだまだ不満な部分があったので今回、請願ということを出ていると思うんですね。やっぱり代表の方たちが分かりましたというわけには私はいかないと思うんですね。人それぞれいろんな不安とか不満とかそういうものを持っていますので、ぜひそういう場合には教育委員会が出向いて行って、きちんとしてそういう方たちの話を聞いて対応していただきたいというふうに思いましたけどもどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

しつこくなるんですけども、この間のことを思い出せばお二人の方、また議員さんがお二人見えまして、回答を説明をしながらお話を申し上げました。そのときにその要望された方から今、議員さんがおっしゃられたようなお話とかそういうようなことが出ればまた考えましたけれども、あのかには納得をして帰られたと私は思いました。したがって今、議員さん

がそうではないよとおっしゃっているわけですがけれども、ちょっと納得がいかないような気持ちでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

あのとき4人行きましたけども誰一人納得なんかしていないですよ。納得したと思いましたが。あの回答で。納得しないからどういうふうに、では保護者の方たち、ほかに署名をしてくれた方たちに説明しようかと悩んだんですよ。自分が納得すればそれはこういうことだったよというふうに言えるけど、そうではないから困ったということをお聞きしたんですね。説明する責任はその人たちにはないですよ。教育委員会がきちっとやっぱり説明する責任が私にあると思うので、ぜひ丁寧な説明を今後していただきたい。丁寧な説明していただけますか。そのところお願いします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

その場その場に対応した丁寧な説明をしていきますと先ほど申しました。また渡辺議員さん、この間のことでなんか納得がいかないと今、先ほど申されましたけども、要望いただいたご当人のお二人についてはそのようなことは一言も申しておりませんでした。あのときは私は、納得をして帰っていったんだなと思っていました。繰り返しになりますが、それは申し上げておきます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

納得しましたと言って帰りましたか。そうではないでしょう。それはその思いで、そちらはやっぱり説明したからそういうふうに思ったのかも分からないけれども、説明されて納得したんだったら説明できるけど、これは困るということを書いていたわけですから、それはきちっと説明していただきたいということも言っていましたのでそれはお伝えをしておきます。このことに関してばかりしていると時間がちょっとないものですから、次にいかせてもらいます。

通学が本当にできるのかどうなのか、今の状況では判断に困っているという声を多くの方からお聞きをしています。先ほどの同僚議員の答弁の中で就学意向の確認を12月18日までに出すというようなことが、期日が決まっているということで本当にきちっとスクールバスにしても、運行計画が出されていないという時間も含めて部活の場合とか、それからきちとした時間も含めてここでどのくらいという学校に着く時間だけはきちっと決まっているから、だけでもそうではなくて、出発する時間がなかなか分からないということで、本当に親子で悩んでいて揺れ動いているという話を聞いているんですね。やっぱり統合準備委員会の中でこういうことは早くに私はやっておくべきことだったというふうに思うんですね。今ごろ試行なんてやっていますが、そうではなくて本当に時間的にどのくらい時間がかかるのか、本当に自分が通えるのかということは、もっと早くにきちっと資料を出して試乗もして、そして判断を12月18日ですか、それに間に合うようなことを考えていかないと今になってきちとしたものが出ていなくて、一体どうなるんだろうということで本当に判断に迷っているという方た

ち、多く話を聞いているんですね。それによってどこの学校に行くか、本当に行けるのか、身延中学に行けるのか、行けなければ六郷に行くしかないですから、そういう意味で本当に困っているというような声を聞いているんですけど、教育委員会のほうにはその話もしたという話を聞いているんですけども、これについて教育委員会はどう答えますか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

就学事務の関係ですので私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

学校教育課と教育課程の検討をする学校の先生たちの部会、ここで11月26日に4中学校の1、2年生の保護者を対象に新身延中学校開校に向けての説明会。翌27日には1、2年生の生徒を対象に学校説明会。また本日12月8日、今日の2時からなんですが新入生と保護者に対し説明会を実施しています。中学校の教育方針、教育課程、学校生活、生徒会活動、PTA活動、通学支援などについて先生が説明し質疑などを受ける会であります。この説明会に多くの児童生徒と保護者が出席されていると思います。

通学が本当にできるかどうか、今の状況では判断に困っているという声にどう答えるかというご質問ですが学校教育課では保護者に対し12月18日までに、先ほど議員さんもおっしゃったとおり新身延中学校への就学意向確認書の提出を求めています。保護者からのこの就学意向確認書を提出するに当たり生徒と保護者が一緒に平日の登校時間帯のスクールバスに試乗したいとの要望がありました。そんなことで今朝、久那土線と下部線の2系統を試験運行を行い、あさってには西嶋線と原線の運行も計画しています。希望する生徒と保護者に実際にスクールバスに試乗していただき、通学の状況を確認し判断したいとの要望に応えたものです。

今後も就学に関する相談や事務手続きにつきましては、学校教育課では誠意を持って適切に対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

適切にとおっしゃいましたけれど、今まで、今になってきちっとしたものが決まっていないと。それでどっちへ、どこの学校へ行ったらいいのかといまだに親子で悩んでいる。そういう対応が適切な対応だったと思いますか。本当に保護者や子どもたち、生徒の皆さん、本当にずっと悩んでいるんですね。統廃合が決まってから。私はそれが本当に子どもたちのための統廃合なのかな、そういう進め方なのかなということ、いくつも疑問が私あるんですね。そういう意味ではいまだにそういうふうに悩んでいる方たちがいてどうしたらいいか分からない。本当に親子で悩んでいるという声を聞いて、もうなんかこっちのほうがちかくなるんですね。もっと早くにきちっとした対応をしていれば、では自分はどうしようということが決まりますよね。12月18日までということで、今ごろそんなことをすること自体、私は適切な対応ではないというふうに思っていますけども、そちらのほうは適切な対応というふうにおっしゃるんでしょうから、そこはどうしようもないですけども、それで18日、もっとちゃんと決まるというのはあれですよ、3月かなんかに最終的にみんなで乗車したりということを計画していますよね。だってみんなで乗車してみないと分からない部分がいっぱいあるではないですかね。18日はもうそこで駄目なんですか。まだ不確定で出してもいいみたいな、ちょっとそん

な話も聞いたんですけど、そういう対応もされるんですか。とても困っている方がいらっしゃるのでは。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

就学意向確認書ということで取るということです。当然、今段階で判断をして新身延中学校に通うのか、それともこのあと、来年になってからなんですが私立の、もしくは公立の別の学校を受験して合格したらそっちに行くのか。また区域外就学ということで他の市町村の中学校に通うのか、迷っている方も当然いらっしゃると思いますし、試験結果によっても違ってくると思います。その確認を今回取るということです。迷われている方はそのような理由、区域外就学を考えています、私立の中学校の受験を考えていますというような書く欄もありますのでそこで確認をしたいとそんなふうに思っています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱりいまだに悩んでいるということは、ちゃんと適切な対応がきちんとされていなかったということで、こういうことが出てきているということを指摘をしていきたいと思えます。

それから3点目、スクールバス等の安全については午前中、同僚議員から問題点やいろいろ質問が出されていまして、その危険性というか対応についてはなるべく、できる限り補助席を利用しないような形でしていきたいという答弁をいただきましたので、それはそれでお願いをしていくということなんですけども、先ほどからおっしゃったように保護者から要望書が出ていますけれども、要望書に対して教育委員会できちんと論議をされた結果お答えになったということなんでしょうか。11月16日ですか、この日に教育委員会が開かれたというふうにさっきおっしゃっていたので、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

ご質問の要望書の提出が11月4日付けで下部中学校保護者有志一同から教育長に提出されました。スクールバスの運行計画の見直しの要望書ですが、これにつきましては8項目の要望項目がありました。これを11月16日付けで文書にて回答したんですが、先ほどの質問でも私が直接、代表者であります和佐間さんに要望書の回答が作成できました、郵送等でお送りするのか、それとも説明をしながら直接手渡したほうがよろしいのか確認をした結果、当日、来るので手渡しでお願いしますということで先ほど教育長が答えたとおり代表者お二方、それに議員さんお二方、4名で教育長の部屋に来て直接この回答を朗読しながらお渡ししたところで、この回答を作成するにつきましては、今まで教育委員会の事務局の中でもいろいろ議論をしまいましたが、教育委員会においてもこのような経過等については説明、報告等を行っています。回答書の作文につきましては、教育長と私で作った回答書であります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

作文が誰かって聞いているのではなくて、きちっと教育委員会の中でこういう回答にしようという論議をきちっとされて回答に至ったということで、同じ日ですけど、この日の前にやったということですね。この論議はしたということですね。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

回答文について教育委員さんそれぞれに諮った教育委員会における回答ではありません。先ほど言ったとおり教育長と事務方で話をしながら作った回答書であります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

こういうことって教育委員会に諮らなくていいんですか。教育長と学校教育課長だけで作文していいことなんでしょうか。教育委員さんの意見とか、そういうことを聞かなくていいんでしょうか。そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをします。

教育委員会では教育の方針をはじめ重要な事項、あるいは方針の決定等は当然、議題として決定をいたしますし、その手続きはしております。今回のように学校に向けてのいろんな動き、また要望等も機会あるごとに説明をして、納得の上で前に一步一步進んできた経過がございます。この文書うんぬんについていちいち教育委員に、あるいは教育委員会でかけるのか、かけないのかというお話だと思うんですけども、その文書については趣旨、また文書等については教育長に一任されているものと理解をしております。したがって繰り返になりますが教育委員会としての対応については当然、教育委員会で話し合いますが、具体的な事務段階の回答書とかそういうことは事務方に、あるいは教育長に一任をされているものと理解をしております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

どこまでが教育長に一任するのか、しないのかなんていうのはこういうものを見てもないと分からないではないですかね。そういう保護者の思いというのが、こういうものを出されたときに教育委員会で論議しないでいいものなんでしょうか。一任されているとって、お二人で作文して済むことなんでしょうか。私それはちょっとおかしいと思いますね。やっぱり保護者の方たちとか地域の方たちがどういう思いで今回こういうものを望んでいるのかということを経済委員会の皆さんお一人おひとりがちゃんといろんな場面で理解していただいて、そしていろんな結論を出してくれるものですね、普通は。だからこういう要望書が挙がった場合にもきちっとやっぱりお一人おひとりにこういうものが出て、こういう要望書の思いということですか、行ったときにもお話ししましたよね。そういう思いをきちっと伝えるということも私は教

育長の責任ではないかなというふうに思うんですね。そういうことは全然、住民のそういう声がないということで判断してしまったら私は違う方向になってしまうと思うんですね。そういう意味ではきちっとこの要望書にしたってなんだって、やっぱり住民の意思が入っていて、切実な思いが入っているわけですから、こういうことに関したってきちっと教育委員会の中で一人おひとりの意見を聞きながら論議をしていく、それは必要だというふうに思うんですけど、一任されているということで済ませていいんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃられましたことを一任されているなんてことを私は申しておりません。先ほども言いましたように機会あるごとに要望書にしても、いろいろな動きにしても報告をして教育委員会の中で委員さんの意見もお聞きをして、また教育長とすれば教育長の立場として判断をして、ではこういうことでやっていきますということで方向性を示しながら皆さんの同意を得て進んでいるわけです。今回の文書うんぬんにつきましては、文書の文言については教育長と学校教育課長、いわゆる教育委員会事務局の中で作成をしました、こう申しました。したがって、繰り返しになりますけれども方向性、あるいは今までの経過、あるいは要望事項についてはその都度、報告をして方向性を定めています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そのところがちょっとよく分からないんですけども、例えばこの要望書が出ました。教育委員会の中で論議をして、その意思をお二人が作文するのはいいと思うんですね。それで皆さんにきちっと諮ってこういう要望書が出ていて、こういう思いを持っている方たちが来た。こういうものを持って来たということ、きちっとお一人おひとりの意見を聞いて返事を作成したのかどうなのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今まで申しましたように方向性については教育委員会で方向性を示していただいて教育長はそれに基づいて動いているわけです。また繰り返しになりますが、この文言についてはいちいち報告はしていません。ただ今回の8項目ですか、それについての文書については先ほど言いましたようにこちらで判断をして書きました。しかし、この方向性については教育委員会で論議をしているということでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

方向性ではなくて、この要望書についてきちっと論議をしたのかと聞いているんです。方向性ではないですよ。この一人ひとりが名前を書いてくれて、こういう思いだということを書いてくれたこの要望書に対して教育委員会の中で皆さんお一人おひとりにちゃんと意見を聞いて論議をしたんですかということを知りたいです。したが、しないか、それだけではないで

すか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほども申したとおり、この1項目1項目については教育委員会には諮っていません。それは冒頭申したとおりです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこがおかしいではないですか。そういう保護者の方たちの思いをきちっと重く受け止めたんだったら教育委員会の中で論議をすべきではないですか。それをお二人が作文で回答しました、それは丁寧な対応ではないではないですか。そここのところを私、聞いているんです。さっきからずっと。論議をしていなかったということですね。分かりました。

では次、4番目にいきますけども、今後そんなことがないようにきちっと教育委員会の中で論議をしていただきたいと思います。本当に皆さん、切実な思いでそういうものを出しているわけですから、そういうものを聞く教育委員会であればなんのための教育委員会なのかなと思います。

来年4月に向けて準備をしていますけれど、強引で余裕がない進め方で子どもたちにも負担が掛かっています。先ほど午前中にも同僚議員の質問の中で今日、2つの久那土線と下部線で試走をしているとおっしゃったけども、先ほどもあったようにテストがあってそれどころではないと思うんですよ。なぜそんなときにぶつけなければいけないのか。子どもたちのことを考えたらそんな案が出てこないはず。それで先に決まってしまったというふうにおっしゃったけど、普通決めるときはその対象の学校で何があるかというのを確認するのが普通でしょう。教育委員会の仕事でしょう、それは。子どもたちがテストの日に試走をするなんてことを決めること自体、私おかしいと思いますよ。なぜそういうふうになってしまったんですか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

その件につきましては、先ほどの議員さんの質問にもお答えしたとおり就学意向調査、就学意向の確認書を提出するにつけて保護者からそういう要望が出てまいりました。それを日程等の段取りをする上で学校の行事、授業としてできるかというのをまず学校に諮りました。それは無理ですと。ただ、それに参加する児童生徒を公欠扱いにはできずと。その運行する日程については教育委員会の事務局で、4路線をやりますので2日ないしは3日かけてやろうと。それから保護者生徒の意向に基づいて希望者に乗車していただくと。それらの件を勘案しながら日程を8日と10日ということで決定をしたところです。当然、学校を通しての日程の調整ですので、学校の校長先生たちにもこの意向調査、乗りたいよという調査を児童を通して配布していただきましたので学校とも調整は済んでいるところです。

ただ今言われたとおり、それにぶつかったということは私どもの確認不足、学校との調整がうまくできていなかったという部分は反省をしているところなんです、そのような経過の中で定めたところです。

それから8日と10日が変更できなかったかということにつきましても、これは先ほど言ったとおり保護者、児童生徒の要望で、日程を定めてこの日に乗れますか、乗りたいですかということで確認していますので、学校間のスクールバスの運行を変更するというのもちょっと無理があったということで今回このような実施になっております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

手続きはいいんです。この日が子どものまとめのテストの日、その日にわざわざ、この日しかなかったということなんではないですか。ほかの日は予定が駄目で結局この日しかなかったから変更してやるのではなくてやる、この日にやらざるを得なかったという、そういうことなんではないですか。そうでなければ変更しますよね、普通。分かった段階で。わざわざテストの日につけないですよ。ということですよ。なんのための統合なのかと言ったときに、いつも子どもたちのため子どもたちのためとおっしゃっているではないですか。本当にこれが子どもたちのためなんですか。子どもたちも親たちも困っていますよ。本当に乗る人がいるのかなと思いますけど、先ほど要望でとおっしゃったけど、もちろん保護者の方たち、要望があると思いますよ、乗ってみたいと。だけどきちっと試走をした上で、親子で乗ってみたいとそれはそれでいいですよ。きちっとした、ちゃんと行程表があった上で試走してみたいというんだったらそれはそれでいいと思うんです。でもなんのための、ただ乗ってみたい、試走するんだったらきちっとここでは何人ここでは何人といってどのくらいかかるのか、普通の日にどのくらい、この前みたいに夏休みではなくて、普通の日にどのくらいかかるのかということ、全然1回もやっていないではないですか。それをきちっとやってから親子で乗りたいという声を反映させるのは良いと思うんです。親たちも心配していますから。そうではなくて、きちっとここで何人ここで何人、どのくらいかかるときちっとやっていない段階でこういうことが、ましてテストの日にするなんていうこと自体、私は論外だというふうに思うんですね。何なんだろう、この統廃合はと思います。子どもたちに対して、本当に私はそういうことを決めたということに対して申し訳ないと思ってもらわないといけないと思うんですけどね。どうなんでしょう。負担にはなっていないと思いますか、子どもたちの。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

質問の要旨がよく分からないんですが、スクールバスの運行につけては今後まだまだ調整をしていかなければならない部分があるということは、以前の議員さんの質問等でもお答えしたと思います。これは誰がどこで何人乗るのか、それも含めて部活動をどうするのか、それから基本形は5系統で計画をしていますが、先ほど答えたとおり補助席を使わない場合にはもしかしたら経路自身も少し、全体で乗る場合には検討をしなければならないと、そういう部分もあります。今できる、示せる範囲で示しているのが教育委員会、事務を司っている担当としてのことだと思っています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからそれはどこで何人、どのくらい時間がかかるというのはもっと早くにやるべきことだとおっしゃっているんです、さっきから。それが遅くなって、今ごろこんなことをやっていること自体が子どもたちや親たちが迷っている、その原因になっているのではないですか。そのところはきちっとやるべきで、今ごろそういうことを、ましてテストの日にそんなときにぶつけるといって自体が私は理解できません。

それからもう1点、12月26日、先ほどおっしゃった町内4中学校、1、2年生の保護者対象説明会が開かれました。同じ日に同じ時間に子ども・若者育成支援身延町推進大会が開かれました。同じ日、同じ時間です。両方に参加したいという方たちいたんですね。でもこれもこの日しかなかったんでしょう、時間が取れなくて。この町の行事にぶつけてしまったということ。さっきから私言っているんですけど、やっぱり来年4月、準備しているけれども、強引で余裕でない進め方で本当に保護者や地域の方や、それからまず子どもたちに負担が掛かっているこの現状、このまま強引に進めてしまっているのか、まだまだやらなければいけないこといっぱいあると思うんですね。そういうことを考えるとせめて1年延ばしてきちっと、今の中学校に通っている生徒たち全員がスクールバスにきちんと乗れる、大河内の子どもたち、ほかの子どもたちもきちっと乗れる、そういうことを考えて統廃合するということも、私は準備をするということも必要ではないかなというふうに思いますけども、これについてはいかがでしょうか。短くお願いします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

通告をいただき・・・。

○11番議員（渡辺文子君）

いや学校教育課長ではなくて。このことについて、教育長。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

1年延ばすことはできないかどうかという通告を受けておりますけども、教育委員会として昨年の12月に議会で決定をしていただいた計画に沿って、着々と今、準備を進めているわけでございます。たしかにまだ細かい点で、例えば乗る子どもたちの、どこで誰が何人乗るのかとかですね、バスの補助席をどうするかという点はまだ詰まっておりますけれども、これは別として、今までの統合準備委員会で何回か、9回ですね、論議をする中でいろんな方向性も煮詰まってまいりましたし、教育委員会はそれに向けて着々と準備を進めてまいります。

したがって来年度の4月を1年延ばせないかということについては、そのような考えは毛頭持っておりませんのでお伝えをしておきます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では強引で余裕がない進め方をこのまま進めて、来年4月には予定どおりということで理解をします。

時間がないので2番目、農業用水路の取り入れ口の整備についてということで質問をいたします。

農地の耕作者の減少や高齢化で農地の整備は困難になっています。さらに地理的・地形的にも困難な農地で耕作者の負担が増えている中で農地を守りたいとの思いで皆さん努力をしています。豪雨による河川の氾濫と護岸工事による重機の乗り入れ等のため、川底がかさ上げされているため豪雨のたび取水口で土砂が埋まってしまい、その都度、耕作者が用水を確保しているのが現状です。本流の河床を従来位置まで低くすることにより取水口への被害を最小限にするための河川の整備が必要だと思います。

農業用水路取り入れ口となっている河川の整備状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

渡辺議員の農業用水路取り入れ口の整備についての質問に対する回答につきましては私となっておりますけれども、担当課長に答弁いたさせますのでご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

農業用水路取り入れ口となっている河川は河川法により1級河川は国土交通大臣、ならびに都道府県知事。2級河川は都道府県知事。準用河川は市町村長がそれぞれの河川管理者として洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に管理することとなっております。

ご質問の河川の整備は近年の集中豪雨や台風などの大雨により、河床が上がった際の土砂等の撤去でありますので、農業用水取り入れ口はもとよりその状況に応じた河川整備が必要と考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その整備ですけれども、なかなか要望しても実現できないというところがあって、そのたびに耕作者が出役を繰り返しているということなんですけれども、その原因をやっぱり改善しないと同じことの繰り返しだと思うんですけど、なかなか進まないという現状がありますけど、それはどうなのでしょう。町としても努力はされていることは理解しているんですけど、県とか国とかに要望はしていただけてはいると思うんですけど、それがなかなか進んでいないと思うんですけど、それについてはどうでしょう。

○議長（野島俊博君）

建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えします。

先ほど産業課長が答弁したとおり河川にはそれぞれ管理者がおります。本年度の区要望にお

いても国、県管理の河川整備の要望が出されており、町といたしましても国、県に強く要望しているところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは強く強く要望していただきたいということで、ぜひよろしくお願いたします。

それとこの農業用水路は昔から青線で家庭用排水路にもなっているのが現状です。そのため常時、水が流れていないと衛生面での影響があります。耕作者や集落の皆さんの努力で用水路の整備がなされています。耕作者の手に余るような農業用水路の取り入れ口の工事は旧下部では町で負担をしてきたので、どうにか続けてこられたということもありましたが今年の4月から耕作者の負担が5割になり耕作をやめてしまった集落もあります。困難な中でも頑張って耕作している人たちを励まし農業振興を図っていくのが町の役割ではないでしょうか。家庭用排水路にもなっている農業用水路の整備の補助について住民負担の軽減を検討すべきだと思いますけども、そのお考えは、整備状況も含めてどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

農業用水路には、田畑に農業用の水を導くもののほか集落内の生活排水を下流の河川に流す役割を果たしております。また明治時代以前からあった水路、いわゆる青線を利用してつくった農業用水路もあれば新たに圃場整備等によりつくられたものもあります。現状では農業用水路の草刈り、清掃、泥上げのように農業用水路を利用するために必要とされる日常的な維持管理は原則として地元の皆さまにお願いしております。

ご質問の農業用水路の整備に対する補助であります。本町では農業行政サービスにおいて農業用水取水ポンプのオーバーホールおよび新規購入にかかる費用、田用水路の取水口の改修や水門ゲートの改修にかかる費用、個人所有の農業用地、石積壁などの災害崩落による改修に伴う費用、河川などからの取水口や水路等の土砂撤去にかかる費用等の一部として受益者負担を求めています。現在、本町農業を取り巻く環境は過疎化、超高齢化によりその担い手が不足し大変厳しいことは承知しておりますが、農業行政ばかりでなく特定の行政サービスの受益者にはそれに要した費用の適正な負担を求めていくことが町民間の公平性の確保につながることを考えております。町では今後、農業担い手不足および農業振興の推進等を踏まえ本町の農業における現状を勘案しつつ、行政が主体となって整備するものと一定の受益者が整備するものを判断し、受益者負担の軽減等も踏まえ喫緊の課題として検討してまいります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。適正なというところが、本当に5割が適正だったのかなという部分もありますけども、負担軽減について努力をしていただけたということの答弁がありましたので、それ

でよろしくをお願いします。

時間がないんですけど3点目にいきたいと思います。

飯富病院での無料・低額診療についてということで、町として実施すべきと思うが見解はということでお尋ねをいたします。

無料・低額診療制度とは社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のための無料、または低額な料金で診療を行う事業です。貧困や格差がますます拡大している中、病気があっても医療費の窓口負担ができないために病院で受診ができない高齢者、健康保険料が未納になっていて資格証明書では医療費は全額自己負担なので受診できない人々、健康保険料を支払うことができず健康保険制度に未加入の非正規労働者などいろいろな事情がある人々があります。こういう事情がある人に対してお金がなくても、健康保険証がなくてもさまざまな事情を考慮して病院で受診できるように支援する病院が全国的に増加をしています。県内でも共立病院などで実施をしています。山梨民医連の調査では2006年から2013年の8年間で加盟している事業所で22人が経済的理由により受診が遅れ命を落としています。2014年では5人の死亡で、うち4人は無保険でした。5つの死亡に至る事例を見ると派遣労働、解雇など不安定な就労状況であったり低年金だったり、個人の責任ではなく社会的な原因で困窮状態に陥ってしまった方ばかりでした。厚生労働省は都道府県宛ての文書、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についての中で一部負担金減免制度、生活保護制度、無料・低額診療制度などについて十分な連携強化を図ることを都道府県宛てに要請しています。貧困や格差によって命が奪われることがあってはならないと思います。公的な病院である飯富病院で、この無料・低額診療を実施すべきと考えますが町としての見解をお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま渡辺議員さんには無料・低額診療事業、あるいは等々の懇切丁寧にご指導を頂戴いたしましたことに感謝を申し上げながら回答をさせていただきたいと思います。

飯富病院につきましては、ご案内のとおり特別地方公共団体としての一部事務組合がその事務を所管していることはご案内のとおりでございます。私は異なる地方公共団体の長でありますので、ただいまのご質問にお答えする立場にはございませんので誠に申し訳ないですがご理解をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

飯富病院は身延町と早川町で構成している病院です。公的な病院です。その構成町の町長としてどうなのかということをお聞きしています。私はこのあと飯富病院の組合議会でもこの質問をしていきたいと思いますが、やっぱり構成町としてどうなのかというところを先にお聞きしておかないと判断ができないと思ったのでお聞きをしました。

そして今まで私が相談を受けた中では甲府共立病院とか巨摩共立病院でこの無料・低額診療制度で救われたという方が何人かいらっしゃいました。そういう本当に困っている方たちが甲府や南アルプスまで行かなくても、この身近な飯富病院でそういう無料・低額診療ができると

ということがそういう方たちを救う、この町の仕事ではないかなというふうに思って今回こういう質問をしたんですけど、本当にこの制度というのは住民の命を守る制度だと思うんですね。こういう今、本当に格差や貧困が蔓延している中で本当にこの命を守る制度というのは私は公的病院だからこそ必要ではないかなというふうに思いますので、町としての見解をお尋ねしたかったんですけども、あくまでも答えていただけないということであれば、また飯富病院の組合議会でやるしかないですのでそうしたいと思います。でも町でもやっぱりちょっと考えていただきたいなと思っています。町民がやっぱり苦しんでいるというところがありますので。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですけど、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の6番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

大変しつこいようですけども9月議会に引き続きまして今回も下部地区の現在および将来に大きな影響を及ぼすと考えられる主要地方道西八代縦貫道の三沢市之瀬トンネルについて再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

こういうパンフレットを以前にもちょっと皆さんに見ていただきました。裏のほうはこういうふうにトンネルの絵が描いてあります。これは昨日、建設課長にいただいたものですけども、このパンフレットを作ったのは初代の建設課長である伊藤守君。このパンフレットそのものは下部町時代に作ったもので、ここにこのように書かれています。バイパス建設で地区間の交流を促進、一体感のあるふれあい豊かなまちづくりを目指します。下部常葉地区と久那土地区、そして古関地区は甲府経済圏の一端を担う地域にありながら厳しい地理的・地形的条件により地区間の交流が妨げられているため、町としての連携がスムーズに行えず行政や教育、医療などの面で町民に大きな負担を掛けています。こうした不便な生活環境は過疎化の一因にもなっており、地区間の交流を活発化する生活関連幹線道路の整備が急がれています。三沢市之瀬間バイパスの建設はこれまで疎遠であった地区間の交流を促進。地域一体となったふれあい豊かなまちづくりを実現させるとともに町運営の効率化、それに伴う行政コストのスリム化にもつながるものと大きな期待がかかっていますということで全長2,600メートルの三沢市之瀬間バイパスを構想いたしました。

9月議会で中富から国道300号の早期開通を実現する会という、私たち下部地区の住民で

さえも初めて名前を聞くような下部地区の13人の皆さんから請願書が提出され、採択されました。

請願の趣旨によりますと国道300号や県道9号が豪雨により通行止めになって一時陸の孤島になったことがある。これがこの請願提出の主な理由であるというふうな内容でした。たしかに平成3年9月19日の豪雨災害によりまして国道300号や県道9号が交通止めになりましたが、勝坂峠を越える町道大道市之瀬線は通行可能であり、陸の孤島にはなっていません。たまたまその日に出産を迎えた私の妻の姉が甲府の助産院に運ばれ無事出産したという事実があります。

彼らの言うような事態は国道300号の改良やまさに三沢市之瀬トンネルの実現によって解決されるものです。中富から国道300号の早期開通というのはおそらく市之瀬から下田原へのトンネルということだと思いますけれども、どこが起点でどこが終点になるのか。町長がすでに想定されているのであれば、われわれ町民にも示してわれわれの気持ちを考えてほしいと思います。

しかしこの市之瀬下田原トンネルができましたら、せっかくループトンネルなどで改良される国道300号を本栖湖から下ってきた観光客が国道52号や中部横断自動車道のほうへ流れてしまい、やっとのことで承認された中部横断自動車道の下部温泉早川インターができてても利用価値が半減してしまうのではないのでしょうか。私たち下部地区の住民は下部地区をなんとか発展させ人口減少を抑制したい。通勤・通学の安全を確保したいという願いから30年来この三沢市之瀬トンネルの実現を願ってまいりました。いわばこれは下部地区住民の悲願と言っても過言ではありません。

町長もご存じだと思いますけれども平成元年には三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、上九一色村の5町村が桃林橋から梅平に至る西八代縦貫道の整備促進期成同盟会というものを設立し町村合併が行われてからも活動を続けております。

現在この整備促進期成同盟会の会長はどなたか分かりませんが、三沢市之瀬トンネル実現を希望している下部地区住民に対して現在の町長の所信を表明していただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの芦澤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

三沢市之瀬トンネルの実現に対して、現在の町長のお考えはどうかとこういうことですね。ご案内のとおり先ほども議員さんからお話がありましたとおり、平成25年の第4回定例会、このときにも芦澤議員からこの質問をいただきましたので、答弁が重なるかとも思いますけれどもご理解をいただきたいと思います。

旧下部時代から懸案である三沢市之瀬間のバイパスにつきましては、平成元年の9月26日に西八代郡下の5町村によりメインを西八代郡を縦断する県道市川大門下部身延線の道路整備を目的に西八代郡縦貫道整備促進期成同盟会が成立された、このことも事実でございまして、町村合併以後につきましては市川三郷町と私どもの2町での構成となり、県へはその後実是我が町長をさせていただいているようになってからは毎年要望活動をしてまいりました。引き続き県に検討をしていただけるよう要望をしてまいりたいと考えております。このことは現在も少しも考え方としては変わりはありませんので、ここで申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

なぜ改めてこの質問をしたのかと言いますと先日、富士川町で行われた峡南5町に昭和町を加えた国中6町の議会議員研修会というものがありませんでした。その懇談会の席上で後藤知事が下田原市之瀬トンネルの件は聞いているが三沢市之瀬トンネルのことは聞いていないとおっしゃったそうです。どういう経緯で後藤知事のもとに下田原市之瀬トンネルが、どういう情報もたらされたのかは分かりませんが、町長と知事との間にそのような太いパイプがもし存在するのであれば、ぜひそのパイプを生かして三沢市之瀬トンネル開削を最優先に取り組んでいただきたいという思いで今回、改めてまたこの質問をさせていただきました。

町長ご自身が会長を務める中部横断自動車道建設促進連絡協議会の総会の席上で、この下田原市之瀬トンネルの推進を発言されました。私はこの発言が下部地区の住民が出した請願にリンクしていると考えておりますので改めて今現在のお考えをお聞きしたかったわけです。

町長の頭の中で下田原市之瀬トンネルと三沢市之瀬トンネルの整合性というものはどのように整理されているのでしょうか、この点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

平成元年当時の道路事情が中部横断自動車道の整備計画の決定、さらには新直轄方式への変更、本町への2つのインターチェンジの追加決定など大幅に変化をしてきたところでもございます。また先ほどお話がありましたとおり先の第3回定例会で中部横断自動車道、仮称の中富インターから国道300号を結ぶ新設道路を求める請願書の採択がされたことも重く受け止めているところでもございます。したがって私は三沢市之瀬間のバイパス、それから国道300号の市之瀬と中富インターを結ぶアクセス道路、これは議員さんはトンネルと言っていますが、トンネルばかりではないのが気がいたします。これはまだ分かりません。私どもが造るものではありませんからトンネルではなくて私は道路というようにご理解をいただきたいと思っております。そうしますとこの両方の路線とも身延町の将来に向けて必ず私は、住民の皆さんの生活の、あるいは町民の活性化のプラスになるところに思っておりますので、お互いに両方とも県に対して要望をしまいたいところでもございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この整合性というものがどのように保たれているのか、私もちょっとよく理解できませんけれども、三沢市之瀬トンネルはトンネルで下田原市之瀬はトンネルではなく道路でというふうにお考えのようですけれども下田原・市之瀬を結ぶ道路というのは今現在、先ほど申し上げました大道・市之瀬間の町道とか、それから上田原を通る道路とかありますけれども、その道自体

も非常に狭隘で使い勝手の悪い道になっておりまして、これを拡張してちゃんとした道路にするということであれば、それはそれで大変役に立つ道路ではないかと思えます。そのへんも含めて整合性というふうに申し上げました。ご存じのように久那土、車田橋から北川橋に至るわずか3.5キロメートルの道路の間にわらび平峠というのがありまして、このわずか3.5キロメートルの間に大小、合わせて22カ所に及ぶカーブがあります。その間にヘアピンカーブも4カ所あります。冬場はこの峠道が凍結してスリップして側溝に落ちたり人身事故を引き起こしたりすることが毎年のように繰り返されております。雪が降った日には大変なことになっておりまして実際、雪が降った日にこの側溝に落ちたトラックの様子を車を降りて見に行った運転手が石垣と車の間に挟まれて失命してしまったという痛ましい出来事もありました。

聞くところによりますと町長はもともと県の土木部の幹部におられたときに、この西八代縦貫道の改良問題に取り組んでこられたというふうに聞いています。合併以来10年を経過いたしましたけれども平成22年まで身延町の人口は身延、下部、中富という順位で推移してまいりましたけれども、現在では中富と下部の人口は逆転しております。このような現象が起きたのも下部地区から転出する人口が他の2地区よりも多いことに原因があると思えます。もっと早く三沢市之瀬トンネルができていましたら、こんなみじめなことにはならなかったでしょうし学校統廃合問題もまったく違う結論になっていたのではないかと私たちは考えております。

三沢市之瀬トンネルが実現すれば西八代縦貫道全体の改良が完成に至ると考えますけれども町長は下田原市之瀬よりも三沢市之瀬トンネルの開削を優先したいというお考えはおありでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は先ほどもお話をしたとおり、どちらを優先するかというような考えは持っておりません。といいますのは私どもの町の仕事でこれを完成するつもりはなく県にお願いをしてそして完成をしていただきたい。したがって、先ほど申し上げましたとおり20年、もっとでしょうか、その当時と今とは状況が違いますので、私が県にいるときも当然、状況がもう20年経っていますから違います。したがってそれらも検討をしていただく中で、どちらがどういように必要かということは県にお任せをし、そして予算の関係もございますので私はどちらを先に優先するということは考えておりません。両方をぜひお願いをしたいと、こういうことをお願いするということで答弁にさせていただきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうするとさっきの下田原・市之瀬の間の道も県道で処理するという意味なんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今現在、町道があって工事も今、進んでいるところなんですが下田原・市之瀬の間を道路で結ぶというのは、例えばどこを起点にしてどこへつないでいくというふうなお考え、どこを通過して、どこへつないでいくというふうなお考えなんでしょうか。そのことももし町長の頭の中におありでしたら、お聞かせください。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

前から申し上げておりますとおり下田原の仮称の中富インターから国道300号の市之瀬間を結ぶとこういうことでございまして、何番地何号の地先からというような計画は私にはございません。県のほうへお願いして、ここをお願いするということでございましてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ますますなんかよく分からなくなりましたけれども、三沢市之瀬トンネルというのは先ほど皆さんにご覧いただいたように一応、設計図みたいなものができております。しかしこの市之瀬・下田原の間をトンネルでなく県道で結ぶということが実際可能なのかどうかということ私にはよく分かりませんが、もしこういうふうなことが本当にあるのであれば、当然この峡南地方は非常に道路インフラが遅れておりまして、どんな道でもとにかく造ってほしいというのがわれわれの希望でもあります。しかし三沢市之瀬トンネルというのが下部地区の悲願である、われわれの本当に望んでいるのはこのトンネルであるということをよくご理解いただいて優先的に考えていっていただきたいというふうに要望いたします。

次に農林業人口確保のための方策についてお聞きしますが、すでに先ほど渡辺議員のほうで用水路取り入れ口の重機借り上げ料については、あらかじめもうすでに質問がされておりますので私のほうではこれは取り下げさせていただきたいと思っております。

2番目の木質バイオマス発電についてお聞きします。

現在、南部町の町議会議員の提唱によりまして南部町長がこれに賛同し、早川町長もこれに連携して木質バイオマス発電事業に向けて取り組んでいきたいということを表明しているということをお聞きしております。環境下水道課長がこの点について調査してくれていると思っておりますので、その調査結果についてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

芦澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

前回の定例会におきましても類似したご質問がございました。エネルギーの中の発電事業ということで環境下水道課で答弁をさせていただきます。

議員さんご承知のようにバイオマスとは「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」であり、木材や食料としての利用を優先させ、それに用いない部位をエネルギーに利用することが原則であります。このようなことを踏まえて木質バイオマス発電につきまして

は林地の残材、製材の残材等の森林資源を燃焼させ発生した蒸気でタービンをまわして発電するのが通例であります。このためには継続して大量の材料を投入し高温・高圧の蒸気を得なければ発電は不可能であります。前回ご質問の回答と重なる部分もございますが本町の急峻な地形からの。

○5番議員（芦澤健拓君）

すみません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私は南部町と早川町の現在の考え方を調べておいてくださいというふうに申し上げたつもりでしたけれども、その点はいかがですか。

○議長（野島俊博君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

ではそちらを先に答弁をさせていただきます。

南部町、それから早川町の担当課のほうに問い合わせたものでありますけども、南部町におきましては町のスタイルに合ったものであればやるということで担当が試算をしたようであります。その中で常時燃やすための木材がトレーラーで1日15台分、160トンが必要であること。この量は森林組合事業の1年間分以上の量であるとのことでした。国の補助金を使って森林間伐事業をしているため、10年から30年は伐採ができない制約があるとのこと。また伐採する場合は森林経営計画から対象面積を除外する必要がある。これらをすべてクリアして材料を出したとしても1トン1万円にもならず木材で出したほうが単価が高い。このような条件で地権者が出してくれるかどうか、また出しても赤字になるということでもあります。また県外においても山が裸になって失敗の事例が見受けられること。この事業に対して国、県の補助金がないというようなことを担当者が申しおりました。

早川町の状況でございますけども、できる範囲のものであればするけども木材の有効活用をする取り組みはあるが発電はまったく考えていないということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今お聞きのとおりでございますけども南部町の町議会議員が私に伝えたところによりますと実際、一般質問を私、傍聴に行って大変、町長のほうでは良い感触のお答えをされていたので今後これを進めていきたいということで、先日もこの南部町の町議から前向きな姿勢でいるというふうな話を聞きましたので、本日質問させていただきました。これがもし実現するようであれば当然、南部町あるいは早川町、特に近隣である身延町はこれに乗っからない手はないかなというふうなことで考えましたので、しかもまち・ひと・しごと創生ということに利用することも可能ではないかというふうに考えましたので、今回このような質問をさせていただきましたけれども、木質バイオマスについては以前は材木屋さんなんかの出してきたカスを要するに燃やす程度のもので、こういうふうに材木を実際に出してきてそれを燃やすというの

が非常に効率がよく、大変今までのものとは原価などが違ってくるということで実際に取り組んでいるところもあるようですが、南部町がスギ・ヒノキの森林が多く伐採の時期がきているにもかかわらず、木材の需要が激減しているためにその活用方法に苦慮しているということからこういう考え方が出てきたようです。当然、本町の中にもやはりそういう場所がありまして、できるだけそういうものを生かしていければということでお聞きしましたけれども、今の環境下水道課長の答弁で、あまり進展がなさそうだということが分かりましたので次の質問に移りたいと思います。

平成24年に全線開通した三石山林道、それから先日、災害復旧事業費、災害復旧の費用が約1億5千万円という高額なものが出ましたけれども町内には大小さまざまな林道があります。そしてこれらの林道は道路維持や自然災害による復旧作業などにより費用が毎年増加する一方で最近も議会で認められたのが1億5千万円という高額な災害復旧費用。もちろん災害復旧事業債が88.2%もらえるということですのでけれども、だからといって金がかからないということでもないし今後も同様の大規模災害の発生が懸念されるところであります。

現在のところは未知数ではありますが木質バイオマス発電事業がもし可能になれば、この林道活用も可能となるのではないかというふうに考えましたので今回このような質問をさせていただきましたが林道の利用については今後どのようにお考えなのか。それから整備費用の負担がかなり大きいと思いますけれども、年間、現在のところどのくらいの費用がかかっておられるのか。これは産業課長のほうにお聞きしたほうがよろしいですかね。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

林道には人の通行が可能な程度の幅や規模で登山道として使われたり、ハンターや釣り人、山菜採りの人々に利用されているものや道路交通法、道路運送車両法などの規定が適用され一般の用に供される生活林道があります。ご質問の林道は後者の一般の用に供されるものとともに伐採された木材の運送等に利用される林道であります。

ご存じのとおり林道利用を促進するためには林業の再生を図ることが急務であります。わが国では戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっております。

このような状況の中で本町面積の約8割を占める森林を活用した事業展開は必要不可欠ではありますが、経済的な背景等が厳しいことから適当な施策が見いだせないでおります。町では今後、国・県の動向を見極め森林機能の保全と再生等に向けた取り組みを図り、ひいては林道利用の促進に努めてまいりたいと考えております。また通常的林道を維持するためにはおおよそでございますけれども1千万円ほどのお金がかかっているということになります。よろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本当にこの林道は三石山林道の開通式に行ったときにも、こんな林道を造って大丈夫なのか

なというふうに思ったんですが、先日の富士見山林道の崩落事故の現場を見させていただいてますます林道が大変な、言ってみればお荷物になっているんだなということが感じられましたので今回お聞きいたしました。

次の質問に移りたいと思います。

有害鳥獣駆除とジビエ料理への有効活用はということで、先日の町民と議員との懇談会で有害鳥獣駆除後の処理について町民から意見が出されました。駆除した動物の処理、山に埋めるか、峡南衛生組合で焼却処分するしかないということですがけれども、この焼却処分場は普通の燃えるゴミと同じで10キログラム当たり180円、大きなシカの場合は80キロから90キロもあるそうですので1,440円から1,620円という処分料を猟友会の方が負担しなければいけない。もちろん猟友会の方はその有害鳥獣駆除で奨励金を受けているわけですから、その1,440円ぐらいの金だったら特に問題ないというふうにお考えかも分かりませんが、苦勞して有害鳥獣を駆除して衛生組合に運搬して、なお焼却料を支払わなければならないというのは大変申し訳ないように思いますけれども、処理料を町が補助するというお考えはないでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましては担当課長に回答をさせたいと思いますのでご理解をいただけますか、よろしゅうございますか。お願いします。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

現在、有害鳥獣駆除後の処理はほとんどが峡南衛生組合において焼却処分をしております。したがって峡南衛生組合に持ち込んだ場合は焼却手数料が発生いたします。

ご質問の捕獲された後の有害鳥獣処理にかかる補助制度は現行ではございません。本町では有害鳥獣捕獲を町長が猟友会に依頼した場合、その捕獲した有害鳥獣の数に応じて奨励金を交付しております。有害鳥獣駆除にかかる事項につきましては依頼する猟友会と協議する中で進めており、駆除後の処分にかかる経費は交付する奨励金を充てることとなっております。

本町において鳥獣害の被害は深刻な課題でありますので、現行の有害鳥獣捕獲奨励金、ならびに有害鳥獣防除用施設設置補助金等の助成制度につきましては被害抑制に向けて調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

有害鳥獣駆除の件についてもう少しお聞きしたいんですけど、これ今、シカの話をしたんですけど、サル被害もかなり多いわけですけどもサルについてはどのようになっているのか今の現状をお聞きします。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

今の奨励金の補助金の関係だと思われますけども、お答えします。

今、町ではその奨励金につきましてはシカ、イノシシ、サルは同額の1万4千円を交付しております。ただ、今、議員さんおっしゃっているシカとイノシシにつきましては猟期がありまして、猟期の期間に捕えたものについては奨励金の対象になっておりません。ただ、サルについては猟期がありませんので、1年中その奨励金の対象になるということでございますけども、近隣の町村との奨励金の関係はいろいろご指摘をいただいておりますので、その点についても検討していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

有害鳥獣駆除というのは本当に、先ほども同僚議員のほうで質問がありましたけども、私たち自身がなんとかできるというふうな話ではないので、できるだけ猟友会の方には温かい措置をとっていただきたいというのが願いであります。

それから次は観光地におけるジビエ料理の提供による駆除動物の有効活用はということで実際、早川町では今、町の振興策として豚肉のハム工房、それからジビエ処理加工施設というのを運営しております。ハムのほうは南アルプス活性化財団というところが委託管理、ジビエは株式会社ヤマトというところの社長さんが自分で獲ったシカやクマを調理するという形式で運営しているということで、この方は直売所として肉の販売もしているというふうに伺っています。このシカやクマなどの獣は獲ってから2時間以内に処理しなければならないということでジビエ処理加工施設には毎週保健所が雑菌検査に来ると、そういうふうな厳しい処理をされているようです。

早川町内では温泉宿なんかでも主人が捕獲してきたシカやクマを調理してお客さんに出しているということですが、本町でも旅館やホテルにおいてジビエ料理を出すことを奨励することでせっかく捕獲した鳥獣を生かすことができるというふうに思ったんですが、これも先ほどちょっと私のほうでも申し上げましたように、2時間以内に処理しなければいけないということで大変なことではないかなと思いますけれども、今、町内で実際に自分のところでこういうふうなものを出しているところがあるのかということと可能性としてはどうなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

最初の質問の町内で提供しているところはあるかということですけど、ちょっと私のほうで手元に資料がありませんので、産業課としては把握はしておりません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これもジビエ料理というのは大変、私自身が奈良田温泉の白根館というところへ泊ったときに頂いて大変おいしかったということと有害鳥獣を生かして使える、有効利用ができるということに大変ありがたいと思いますか良い思いをしたわけで、そういうことでわが身延町でもそ

ういうことができるのかどうかということをお聞きしたわけです。

それでは、最後の総合戦略策定の経過とアンケート結果の周知ということでお伺いします。

総合戦略策定については、アンケートを実施してそのアンケートに答えたという町民が町民と議会との懇談会の席上で総合戦略策定というのがあるということは聞いているけども、その内容がよく分からない、経過がよく分からないということで質問がありました。私たちも実際、これについては今現在、取り組んでいるところでありまして総合戦略策定会議のほうにも出席しているんなことを聞いておりますけれども、この総合戦略策定の経過、あるいは今後の結果について町民へどのような形で周知していかれるおつもりなのか、副町長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

お答えします。

総合戦略の策定につきましては、町民の皆さまからアイデアやアンケートにご協力をしていただきまして反映をさせていただいております。現在、各課から提出された総合戦略の具体的な事業を定めますアクションプランをもとに総合戦略策定委員および議会のまちづくり検討特別委員会からの貴重なご意見を総合戦略に反映していくよう、施策内容について十分検討を重ねております。

ご質問の策定経過の町民の皆さまへの周知ですが、総合戦略は現在検討中でありましてまだ策定されたわけではありません。

ただ、これから内容が検討次第によっては変更になることが多々ありますので町民の皆さまへは策定後に町のホームページへ掲載するとともに総合戦略概要版を作成しまして各戸へ配布することにより周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、今月中旬に策定委員会を開催し人口ビジョン策定に伴う本町の目標人口および総合戦略を決定していただき今年中にパブリックコメントを実施するとともに議会「まちづくり検討特別委員会」の皆さまへも説明をさせていただく予定であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。ただ、ちょっと問題があるかなと思うのはホームページにということですけれども、実はホームページで知ることができるという人は限られているのではないかなという感じがしますので、できるだけ概要版を配布する等で対応していただきたいというふうに思います。

次に策定会議が行ったアンケート結果についてもやはり、アンケートだけ集めたけど、その結果がどうなっているか分からないというふうな意見が出ました。いろんな方面にアンケートを募集しているわけですが、その結果の周知はどのようにするのか。あるいはアンケートについてはそれほど周知する必要はないというふうにお考えなのか、このへんについてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

お答えいたします。

町民の皆さまから多岐にわたりアンケート調査をさせていただきました。内容は総合戦略の策定に反映をさせていただいております。ご質問のアンケート結果につきましても、町のホームページでの公表と総合戦略概要版を配布するときに同じく概要版として公表をしていきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

アンケート結果について、このアンケート結果に基づいて一部アクションプランなんかも出てきているのではないかなというふうに思いますので、ぜひその点も含めて概要版でお知らせをしていただきたいと思います。

当初、12月中にこの戦略の策定がされて、その結果を見て新年度予算に盛り込むというふうにお聞きしているように思いますけれども、今回12月15日にアクションプランが出されるということで、その予算に盛り込むということが何かある予定なのか、あるいはそのことも含めて今実際、アクションプランを策定しているところなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

お答えいたします。

ご承知のとおり総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画で実施していくというものでございます。すでに平成26年度補正予算の繰越事業として先行型事業を5事業実施しております。本町の総合戦略は12月中に策定を行いますのでアクションプランをもとに優先順位等を考慮する中で具体的な事業の組み立てを行って平成28年度当初予算に反映していく予定です。

なお、国では今後、補正予算において仮称ですが、「地方創生加速化交付金」の計上を1千億規模で予定しております。この交付金の対象は総合戦略を策定した自治体が対象となりまして平成26年度の交付金と同等に全額国費で対応し、町側には負担は求めないとの情報をいただいております。本町におきましてもこの有利な補正予算を計画の前倒しなどを行う中で積極的に活用を図っていきたいと考えております。

戦略案の内容について、簡単ですが概略を申し上げます。

どのような施策を盛り込んでいるかということで、これはまた15日の策定委員会で正式に決定をしていただくことになると思いますので一部申し上げたいと思います。

基本目標1の雇用の創出では、新たに起業する者や新規事業所に対する助成を行います。また特産品の曙大豆について協議会を設立し、曙大豆の種子の確保と生産技術の向上を図りブランド化と6次産業化を推進するなどです。

基本目標2の人材の育成では人材育成講習会、これは仮称でございますが「WAKAMONO大学」を開催いたしまして将来の町を担う人材を育成します。また地域おこし協力隊の活動を通して町を元気にできるグループ活動を起こし、地域や町の将来を考え行動できる若手活動

組織を立ち上げるなどです。

基本目標3の移住定住の促進では、身延山大学や町内の医療介護施設などとの連携による身延町版C C R Cの内容を検討しハード事業やソフト事業の整備や運営のあり方を検討するなどです。

基本目標4の結婚、出産、子育て環境の充実では、入園時、小中学校入学時に必要となる園服、制服、体育着、学用品等の支度金として入園・入学祝金を支給します。また中学生一人ひとりにタブレット端末を貸与するほか、英語指導助手「ALT」による英語学習時間を増やすとともに園児、小学生にも英語学習機会を設け、教育の充実を図るなどです。

基本目標5の特色ある持続可能な地域社会の形成では、住民の利便性の向上を図るため、公共交通ネットワークの再構築を行います。また高齢者を狙った悪質電話による詐欺等の犯罪を未然に防止するため、自動応答録音装置購入費への補助を行うなどです。

今申し上げました内容は一部の概要ですので、今後開催予定の策定委員会で決定していただいた後に具体的な施策とアクションプランを提示させていただく予定であります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、概要を説明していただきましたけれども、これを来年度予算に盛り込んでいくというお考えですか。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

優先順位というものがあるので、これからどの程度交付金がかかるのか、単費がどのくらい工面できるのか、そういうものを考慮しながら優先順位を決めて当初予算へ盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変分かりやすい説明でよく分かりました。私が今ここに持っている「田園回帰1%戦略 地元の人と仕事を取り戻す」という藤山浩さんという人が書いた本がありますけれども、これは副町長のほうにも1冊お渡ししてあるんですけどもこれらの第3章に人口ビジョンについての提言がありましてコーホート要因法、コーホート変化率法という方法で小さい集落の今後の人口推計のようなものがこの方法で予測できるということが出ております。こういうものをぜひ政策室のほうでも取り組んでいただきまして、これは本当に公民館単位の人口ビジョンということで大変分かりやすいし、これに従って考えていけば人口のシナリオもできるんじゃないかというふうに思いますのでぜひこの点については取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時40分

平成 2 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成27年第4回身延町議会定例会(3日目)

平成27年12月11日

午前 9時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 請願第7号 子宮頸がんワクチン接種後の健康被害調査の実施を求める請願書

日程第3 請願第8号 請願書

日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について

日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第5号)

日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約について

日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更について

日程第17 議案第105号 町道路線の認定について

日程第18 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第20 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 2 まちづくり検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第 2 3 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(21人)

町	長	望月仁司	副町長	望月幹也					
教	育	長鈴木高吉	総務課長	樋川信					
会	計	管理	者	竹ノ内強	政策室長	佐野文昭			
財	政	課	長	笠井祥一	税務課長	村野浩人			
町	民	課	長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾			
観	光	課	長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三			
産	業	課	長	遠藤基	建設課長	水上武正			
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	水道課長	望月真人	
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	下部支所長	遠藤庄一
身	延	支	所	長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝		
生	涯	学	習	課	長	高野博邦			

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第3号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては7日の会議で一覧表として配布したとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 請願第7号 子宮頸がんワクチン接種後の健康被害調査の実施を求める請願書

日程第3 請願第8号 請願書について

を一括で議題とします。

以上の請願につきましては、12月7日に教育厚生常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。
田中委員長はその場でお待ちください。
次に委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありますか。
（ な し ）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で請願第7号および請願第8号の質疑を終わります。
田中委員長は自席にお戻りください。
引き続き請願第7号および請願第8号の討論を行います。
討論はありますか。
（ な し ）
討論がないので、討論を終わります。

以上で請願第7号および請願第8号の討論を終わります。

これから日程第2 請願第7号 子宮頸がんワクチン接種後の健康被害調査の実施を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものでございます。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に日程第3 請願第8号 請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、請願第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

を一括して議題とします。

以上の5議案については、12月7日に総務産業建設常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

○総務産業建設常任委員長(広島法明君)

朗読をもって報告に代えさせていただきます。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(野島俊博君)

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

広島委員長はその場でお待ちください。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

- 日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について
日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)
を一括して議題とします。

以上の6議案については、12月7日に教育厚生常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、田中一泰君。

○教育厚生常任委員長(田中一泰君)

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(野島俊博君)

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

田中委員長はその場でお待ちください。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

柿島君。

○4番議員(柿島良行君)

今、教育厚生常任委員会の報告書があったわけですが、出席者の中で私も委員の一人で出席しているはずなんですけれども、出席者にありませんけれどもこれはいかがでしょうか。

○議長(野島俊博君)

田中君。

○教育厚生常任委員長(田中一泰君)

申し訳ありません。ここに、委員の中に柿島良行さんの名前の追加をお願いいたします。訂正ということで追加をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

ほかにございますでしょうか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから委員長報告に対する討論を行います。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はありますか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について反対討論をいたします。
この条例はマイナンバー法の施行に伴い、役場内であっても条例をつくり情報連携をすると

いうことで制定をされますがマイナンバー詐欺、厚労省役人による汚職などをはじめいろんな矛盾が出ています。この問題だらけのマイナンバー制度に反対ですので、この条例には賛成できません。

議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第5号)のうち10款3項中学校費について反対討論をいたします。

一般質問でも指摘をしましたが、来年4月から新しい中学校が始まるのにこの12月議会でスクールバスの試験運行業務の予算が出ること自体、無責任です。子どもたちや保護者が悩み気持ちが揺れ動いて落ち着かないのも当然です。スクールバスで長距離の通学ができるのか、実際の時間もはっきりしていないのでは判断もできない。もっと早くにスクールバスの試行を繰り返して時間の問題や安全、バス停の整備など解決すべきでこの予算には納得がいきません。

○議長(野島俊博君)

他に討論はございますか。

広島君。

○3番議員(広島法明君)

議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

この議案につきましては、提案理由にもありますように上位法のマイナンバー法の個人番号の利用に関する規定が来年1月1日から施行することに伴い、本役場内の業務上の必要性を強く感じますので賛成をいたします。

○議長(野島俊博君)

他に討論はございますか。

(なし)

他に討論がありませんので、これで討論を終わります。

次に教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論がないので、討論を終わります。

以上で委員長報告に対する討論を終わります。

これから日程に従い、採決をします。

日程第4 議案第92号 身延町個人番号の利用に関する条例の制定について採決します。
お諮りします。

議案第92号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第93号 身延町旧市川家住宅条例の制定について採決します。

お諮りします。

議案第93号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第94号 身延町税条例等の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第94号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第95号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第96号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

議案第96号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第97号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第97号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第98号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第99号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第100号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第100号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第101号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第101号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第102号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第102号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第103号から議案第105号の討論・採決を行います。

日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についての討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから日程第15 議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についてを採決

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。

討論はありますか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

議案第104号の財産の取得についての議決の一部変更についてに対して反対討論を行います。

この財産の取得については、すでに可決されている3台のスクールバスの購入について変更を申し出たものでございますけれども、質疑の中でいろんなことが分かってまいりまして、はじめ契約時にはトヨタ自動車と交渉をしていたけれども、この決定は日野自動車になったとか自動扉、5速のマニュアル変速を6速の自動変速に変更する。こんなことは本来ならばはじめの契約時に分かっていたなければいけないことでありますし、この理由がなんか道路運送法に基づく事業用車両として登録するに当たり、その事業者に委託するための改良であるというふうな説明がありました。

はじめの契約時に分かっていたはずのことを1カ月余りののちにこのような変更をしなければいけない、そんなことが許されるのか。これはもう私とすれば議会を軽視していると思えません。そういうことで、このスクールバス3台の変更契約についての反対討論をしたいと思っておりますけれども、これについて本当にもっといろんなことがいろいろありますけれども、一昨日ですか、いただいた身延町教育大綱の5ページのスクールバス運行の充実の中で学校や地域の実情に応じて児童生徒が最も利用しやすい、安全なスクールバス運行の充実に努めるとともに効率的な利用を図りますというふうにある中で、このような変更を堂々としてくるということが私にはちょっと理解できませんし、はじめの契約から1カ月後にこんな変更があるということ自体もいかに教育委員会がこの保護者たちに、あるいは生徒たちに寄り添った考え方でこの問題を捉えていないかということがよく分かると思います。

先日、採択していただいた請願の中でも不誠実な対応という言葉があって、それにそんなことはあり得ないというふうな委員の意見もありましたけれども、私はこういう対応自体がもうすでに不誠実である。私はこの通学バスの問題の請願についても、その以前の交渉に教育委員会にまいりましたけども教育長宛ての要望書に対して学校教育課長がすべて答弁し、教育長は本当に一言もその件について述べませんでした。そういうこと自体が私は不誠実な対応であるというふうに保護者が受け取ったと考えても仕方がないことではないかと思えます。

今後この通学バスの運行に関しまして、本当に安全に運行ができますようにもっと保護者や生徒たちの気持ちに寄り添って、皆さんのほうでも対応していただきたいという意味も含めまして反対の討論を終わります。

○議長（野島俊博君）

ほかに討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

反対討論ですけど、いいですか。

議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更について反対討論いたします。

この3台のスクールバスの購入についての臨時会での議案審議のとき、そして一般質問でも繰り返しましたが、毎日の通学に補助席を使わなければならないことや部活での早朝練習など2便が必要なときなどに対応するには、この3台では子どもたちや保護者たちの不安や不満を解消できないと思います。

今回の財産の取得についての議決の一部変更についての提出には、教育委員会の認識が甘かったとの答弁がありました。子どもたちの通学の安全について早くから子どもたちや保護者、そして地域住民の声を受け止めて誠実に対応し十分な時間をかけ検討していたならこの増額の議案もなかったのではないのでしょうか。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに討論はございますか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

それでは104号について賛成の立場から討論をいたします。

この議案はバス通学する子どもたちの高度な安全を図るための変更であります。そしてまたこのことによって安心・安全の通学が著しく向上することになるだろうとこういうふうに思っております。そういう意味で賛成をいたします。

なお、今2カ月足らずで議決の変更をするということに異論がございましたけれども、私はよりよいものを求めていく、こういう姿、これは教育委員会の私は勇気ある決断だというふうに思っております。そういう意味でこの案に適切な措置をした、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに討論はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

議案第104号について賛成の立場で討論をいたします。

本件につきましては契約前に当然、判断すべき内容であったかということを考えます。このことにつきましては今回いい教訓として担当課に強く反省を求め今後の施策に十分生かしていただきたいと思うわけでございますけれども、本件はスクールバスの運行に対してさらに安全性を補完することが主眼であります。ということで来年4月に統合を控えております通学問題でございまして緊急性が認められますので原案のとおり可決することに賛成をいたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに討論はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第104号について反対の立場で討論をいたします。

この提出は財産の取得についてというような議案の提出ですが、この内容を見ますと車両設備の一部の変更に伴いとあり、いわゆる車両設備の変更と同時に2枚目のこの関係資料を見ますと事業用車両として登録するということになりまして当然、用途の変更もこの議案の中へ入ってこなければならないではないかと。ただ、ここで言っているのはいわゆる改装費についてこの178万2千円を増額の議案の提出ですが、これは用途変更が伴っているわけですね。自家用から事業用に変更するということになりまして当然、営業用になりますと営業区域、いわゆる青ナンバーになったら区域の制限があります。また青ナンバーの場合は、いくら町であっても料金設定、そういった問題が絡んできます。こういった要件が満たされていないものを単なる変速機を変えたり、自動扉にしたりというような内容でもって増額補正をすると。これはまずこの議案の提出方法自体が間違っているのではないかと。いわゆる用途変更を先にして、なおかつこの増額補正をするのであれば話は分かりますが、これではなんだか議会になんの説明もなく勝手に自家用車から営業車に切り替えるんだと。またその営業登録も町であるのか指定業者がするのか、そのへんも示されていない。そういったこんな、その内容も分からない議案を議会として認めること自体もおかしいと。こんな簡単に白ナンバーから青ナンバーへ、ただこの増額予算だけでもって切り替えられると、そんな安易なものではないと思います。この用途変更という問題は道路運送車両法の中でも旅客運送車両法という縛りがありまして、その中で当然青ナンバーが設けられているというようなことから、これはもう少し考え直す必要があると思います。

○議長（野島俊博君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから日程第16 議案第104号 財産の取得についての議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第105号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第17 議案第105号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と意見を付すことに決定しました。

日程第19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第20 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第22 まちづくり検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第23 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員長、議会広報編集委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

平成27年第4回身延町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は去る12月7日開会から今日までの5日間、野島議長のもと真摯にご審議をいただき、私どもから提案させていただきました条例制定2件、条例の一部改正2件、補正予算7件、その他請負契約等々4件の合計15件をそれぞれ原案のとおりご決議・ご同意をいただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

なお6名の議員の皆さんから行政に対する熱い思いを一般質問の中でそれぞれ語っていただきました。いただきました叱咤激励は肝に銘じて議員の皆さんのさらなるご指導・ご協力を

いただく中で身延町進展に生かしてまいりたいと思います。

暖冬とは申せよいよ寒さが日ごとに厳しくなってきました。議員の皆さまにはお体には十分お気をつけられまして町民の代表者として町民福祉のためにご活躍をいただけますことをご期待を申し上げまして、閉会にあたりお礼のあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。
松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと質問なんです。閉会してしまうとそれで終わってしまいますので閉会前に1つ、先ほどの諮問第6号、異議なしで採決と認めてよろしいのでしょうか。それでよければそれでいいんですが、今までは通常、起立をして採決をしていたような気がするんですが、締めてしまうとそれで終わりになってしまいますので、その前にその点を教えていただきたい。

○議長（野島俊博君）

これは例に沿ってやっていることでございますので。前回はやっています。これはそのとおりで。この前もこのとおりでやっていますのでこれ以前にならってやりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

閉会したいと思いますけど、異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期5日間、議員各位には慎重に審議をいただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題を積極的に取り組み安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

町長をはじめ執行部の皆さまには、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成27年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時50分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上